

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第41号
2009.12

目次

巻頭言

- 「技術協力における人材育成の考え方」
独立行政法人国際協力機構（JICA）公共政策部長 中川 寛章…… 1

特集

- 「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウム
国際協力部教官 宮崎 朋紀
国際協力部教官 杉山 典子…… 4

参加者感想

- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 鮎京 正訓…… 12
立命館大学法学部教授 出口 雅久…… 16
新潟大学法科大学院教授 鯉越 溢弘…… 20

- パネルディスカッションⅡ 学生グループ…… 23

議事録

- 基調講演「法整備支援で世界を巡る」
弁護士 チャールズ・フィルポット…… 42
パネルディスカッションⅠ「経験者に聞く法整備支援の魅力」…… 54
パネルディスカッションⅡ
「これからの法整備支援の展望～若い世代からの提言」…… 87

国際研修

- 第31回ベトナム法整備支援研修 …… 134
平成21年度カンボジア法整備支援研修 …… 141

国際協力の現場から

- 「JICA職員，法整備を思う」
独立行政法人国際協力機構（JICA）公共政策部法・司法課 川合 優子…… 146

～ 巻頭言 ～

技術協力における人材育成の考え方

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

公共政策部長 中 川 寛 章

法整備支援は、途上国のグッドガバナンスを実現する文脈で論じられることが多いが、その基盤となる人材育成の観点から法整備支援のもつ意味を考えてみたい。

人材育成は、わが国が1950年代後半に技術協力を開始して以来、途上国に不足する特定の技術やスキルを「教える」ことを目的に実施され、途上国はその技術を学び、改善することによって開発を促進するという考え方が主流であった。例えば、農業分野での稲作技術や医療での結核対策などにおいて、活動拠点やサイトを定めて、日本人専門家の指導のもとに特定の技術の向上、改善に努めてきた。専門家による指導の直接的な対象は、技術の受け手であるカウンターパートや開発の担い手となる中堅技術者であり、人から人によって伝えられる人材育成が技術協力の主眼であった。当時、一般的に使われていたTechnology Transferという言葉が、この技術協力の概念を端的に表している。

一方、カウンターパートの人材育成という点では所期の目的を達したとしても、その人材の能力が組織的に活用され、当該国の行政サービスの現場でいかされなければ開発に結びついたことにはならない。しかしながら、この長期間にわたる持続的なプロセスは、従来、相手国のイニシアティブによって実施される事項として、プロジェクトのフレーム外に整理されるが多かった。人材育成の結果が、組織や社会という大きな枠組みの中にかかれていくには、それを実現するための予算や政策、制度をも技術協力のフレームの中に取り込んでいく（あるいはあらかじめ計画の中に見据えておく）必要がある。

では、カウンターパートの能力が組織的な活用に発展するためには、どのような条件が整う必要があるか。まずは、途上国自らの改革への意思、意欲が重要であり、プロジェクトへの主体的なかかわりが不可欠である。また、行政機関がその成果をサービスの現場にいかし、普及していこうとすれば、受益者のみならず政府組織や市民社会を構成するステークホルダーの関与も必要であり、これらのステークホルダーが参加するメカニズムを作っておくことも重要である。このようなオーナーシップ重視や参加型アプローチの考え方は、90年代の始

めに「技術協力原則」として、DAC（開発援助委員会）*1によって打ち出され、その後、援助の在り方が見直される中でDAC新開発戦略**2として概念化された。ちなみに、技術協力原則の背景には、主として欧州によるアフリカでの技術協力の反省にたったものがあるとされている。この点に関して言えば、わが国の技術協力のやり方は、従来からカウンターパートとの共同作業を重視してきたこと、また、オーナーシップと同義語としての「自助努力」を援助の基本としてきたことから、DACに指摘されるまでもなく、既に長年の経験の中で自ら実践してきたと言える。

現在、技術協力は、上述のとおり、組織的な改善を促し、社会的なインパクトを与えるに必要な環境基盤をも念頭に置いた枠組みと手法が求められている。途上国に足りない知識や技術を埋めるのではなく、途上国の潜在力や内発的な意思を引き出しつつ、カウンターパートが得た知識、技術を組織的に発揮でき、社会システムの中に根づくように支援するアプローチが求められている。このような考え方は、キャパシティ・ディベロップメント（CD）と呼ばれ、近年の技術協力の考え方として主流化しつつある。

CDの考え方が具体的に反映されている好例として法整備支援が挙げられる。法整備は、ベトナム法整備支援にみられるように市場経済化という大きな社会システム改革の中で実施されたことから、途上国側に近代国家建設、経済開発へ向けた強い意思があり、自らの改革に対するオーナーシップがあった。同時に、法整備に対する日越双方のコミットメントは、法の起草のみならず、その後の立法化、法の運用という長期的な取組を可能とするとともに、その過程では司法省等直接の支援対象のみならず、上位組織、関連機関を含め多くの関係者の参加を得、相手国関係者との共同作業により実施されてきた。これは、法整備という援助分野の性格に負うところが大きいものの、CDが伝えるところの外部者（ドナー）が触媒としての役割を果たすこと、途上国にある知識や経験といった既存資産を活用すること、関係者の合意形成や内発的な発展プロセスを重視すること、また、留学生の受入れや研究者の交流を含め、多様な支援が包括的に実施されたことなどにおいて、CDのアプローチが実践されてきたものと言える。

CDとは何かという説明の中で、かつて、JICAが掲げていたキャッチフレーズの「人作り、国作り、心のふれあい」が度々引き合いに出される。途上国の人々との信頼関係の中で、国作りにつながる人材育成を行っていかうというのが、このキャッチフレーズの意味合いであるが、政府ベースの技術協力のコンセプトを端的に表している。一時期、これに代わる標語を公募したこともあったが、結局これを越えるものは出なかった。この標語の「人作り」の

*1 Development Assistance Committee OECD傘下の委員会の一つであり、先進22か国とECで構成。途上国開発、援助政策を討議、勧告を行う。

**2 96年DAC上級会合で採択。「開発のためのパートナーシップ」を強調し、貧困削減、男女格差解消、乳幼児死亡率の削減、環境保全等について数値目標を含めた取組を提案。

部分の英訳は、Human Resource Developmentであったが、Capacity Developmentと置き換えれば、今の技術協力のコンセプトに十分通じるものであろう。途上国の人材育成に携わる者にとっては、常にCDを意識した取組が求められるものと思っている。

～ 特集 ～

「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」 シンポジウム

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

国際協力部教官

杉 山 典 子

第1 開催状況

- 1 日 時 2009年8月28日（金）午前11時から午後6時まで
- 2 場 所 政策研究大学院大学 想海樓ホール
東京都港区六本木7-22-1
- 3 主 催 法務省法務総合研究所
財団法人国際民商事法センター
独立行政法人国際協力機構（JICA）
- 4 後 援 外務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会
国連アジア極東犯罪防止研修所，財団法人アジア刑政財団
名古屋大学，慶応義塾大学
- 5 次 第 「プログラム」（6頁）参照

第2 本シンポジウムの概要

- 1 2009年8月28日，第1のとおり，「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し，学生の方々（大学生，法科大学院生等）及び法整備支援に関係する諸機関の方々（大学関係者，省庁関係者，法曹関係者等）を中心とする200名余りの方々に御出席いただきました。
- 2 我が国が本格的に法整備支援に取り組んでから約15年が経過し，これまで支援対象国，支援活動の内容とも年々拡大してきましたが，特に最近，政府の中で法整備支援が重要な分野として位置づけられるとともに，海外からの法整備支援要請も増加しており，今後ますます我が国が法整備支援に力を注いでいくことが内外から求められています。
そこで，重要となってくるテーマの一つは，日本国内で法整備支援に携わる人材，特に若手の人材をどのようにして広く集め，また育成するかということです。そのため，まずは法整備支援に関心を集め，参加を求めるための広報に努める必要があります。そ

して、この大きなテーマには、法務省だけで取り組むことはできず、独立行政法人国際協力機構（JICA）や、法整備支援に関係する他の省庁、大学、裁判所、日本弁護士連合会等との連携を強化しなければならないと考えています。

本シンポジウムは、上記観点から、法律や国際協力に関心を持つ学生の方々に御参加いただき、法整備支援の実情や魅力のほか、法整備支援に携わるにはどのような道筋があるかといった情報を得ていただいた上で、将来法整備支援に携わるためにはどのようなことが必要かをともに考えていただきたいという趣旨で開催したものです。併せて、前記関係諸機関の方々にも広く御参加いただき、法整備支援に携わる人材の育成を図る上で、各機関がどのように協力、連携できるかを考える契機としていただくことも、本シンポジウムの目的の一つとしました。

3 本シンポジウムの内容は、以下のようなものとしました。

- (1) 当部赤根智子部長による法整備支援の現状の概略説明
- (2) 法整備支援について豊富な経験をお持ちのチャールズ・フィルポット氏による体験談を中心とした講演
- (3) 長期専門家及び元長期専門家10名等の参加を得て、法整備支援の現場の実情を語っていただくパネルディスカッション（ベトナム・カンボジアとの中継を交えて）
- (4) 大学生、法科大学院生、留学生の3グループの参加を得て、学生の皆様が今後法整備支援に携わっていくために必要なことを議論していただくパネルディスカッション

4 当日のアンケートや、後ほどいただいた御感想において、本シンポジウムはこれまで余りなかったテーマを取り上げた画期的なものであったとの高い評価をいただくことができました。そこで、皆様の御参考にしていただくため、ここに本シンポジウムの結果を御紹介する次第です。

第3 本特集の構成

本特集は、以下のような構成になっています。

- 1 当日配布したプログラム 6頁
- 2 御参加いただいた方々からの御感想 12頁
- 3 議事録 32頁
- 4 当日の発表に関するパワーポイント資料 118頁
- 5 以上のほか、当日のパネルディスカッション I に参加いただいた現地専門家又は元現地専門家の皆様から、法整備支援の現場での日常的な話題について御寄稿いただいており、コラムの形で掲載しています。

伊藤 文規氏	66頁, 79頁
坂野 一生氏	86頁
建元 亮太氏	75頁, 107頁
小幡 葉子氏	54頁
西村 修氏	114頁

「私たちの法整備支援～ともに考えよう！ 法の世界の国際協力」シンポジウム



日 時

平成21年8月28日（金）

会 場

政策研究大学院大学 想海樓ホール

主 催

法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター、独立行政法人国際協力機構（JICA）

後 援

外務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、国連アジア極東犯罪防止研修所
財団法人アジア刑政財団、名古屋大学、慶応義塾大学

プログラム

午 前 の 部	11:00～	■開会の辞 法務省 法務総合研究所長 小貫 芳信 ■主催者挨拶 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 公共政策部長 中川 寛章 ■来賓挨拶 外務省 国際協力局審議官 大脇 広樹 文部科学省 大臣官房国際課国際協力政策室長 浅井 孝司 ■概要説明 法務省 法務総合研究所国際協力部長 赤根 智子 ◇「日本の法制度整備支援」 ■基調講演 (英語-日本語 同通) 専門家 弁護士・法律コンサルタント ◇演題「法整備支援で世界を巡る」 Mr. Charles Bowman Philpott (チャールズ・ボーマン・フィルポット)
	12:30～	【休憩】
	14:00～	■パネルディスカッション I ◇議題「経験者に聞く法整備支援の魅力」 司 会：法務省法務総合研究所国際協力部教官 森永 太郎 パネリスト：〈ベトナム〉 元長期専門家：佐藤 直史 弁護士、中島 朋宏 裁判官 現 地 事 務 所：伊藤 文規 長期専門家、西村 修 長期専門家、小幡 葉子 長期専門家 〈カンボジア〉 元長期専門家：眞鍋 佳奈 弁護士 現 地 事 務 所：建元 亮太 長期専門家、坂野 一生 長期専門家、 Ms. Chaing Sinath (チャン・シナ) カンボジア・プノンベン市裁判所 判事 (王立裁判官・検察官養成校 (RSJP) 教官候補生) Mr. Seng Neang (セン・ニエン) カンボジア・プノンベン市裁判所 判事 (王立裁判官・検察官養成校 (RSJP) 教官候補生) 〈ウズベキスタン〉 元長期専門家：市橋 克哉 名古屋大学 教授 〈モンゴル〉 元長期専門家：磯井 美葉 弁護士 コメンテーター：松尾 弘 慶應義塾大学 教授 山下 輝年 水戸地方検察庁 次席検事 森 千也 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 公共政策部次長 (TV会議システム”JICA-Net”により日本と法整備支援現場2地点 (ベトナム・カンボジア) を中継)
		【休憩】
	15:50～	■パネルディスカッション II ◇議題「これからの法整備支援の展望～若い世代からの提言」 パネリスト：〈留学生〉 名古屋大学 Mr. UMIRDINOV Alisher (ウミルディノフ・アリシエル) Mr. IBRAGIMOV Bunyodbek (イブラギモフ・ブニョドベック) 〈日本人学生〉 慶應義塾大学 坂本 辰仁、高島 悠介、津田井保乃、深沢 瞳、鈴木 貴博 〈法務省インターンシップ経験者〉 学習院大学 内藤裕二郎 関西学院大学 金馬 惇子 琉球大学 小西 碧
	【休憩】	
午 後 の 部	17:25～	■総括 名古屋大学 教授 鮎京 正訓 ■挨拶 日本弁護士連合会 国際交流委員会委員長 國谷 史朗 ■閉会の辞 財団法人国際民商事法センター 理事長 原田 明夫
	18:00	【閉会】

出演者プロフィール

Charles Bowman Philpott

(チャールズ・ボーマン・フィルポット)

【国籍】

イギリス、カナダ、アイルランド

【学歴】

カナダ、トロント大学、歴史及び人類学学士号(1988年)、マレーシア、ベナン、ガン・テイク・チー・アンド・ホー法律事務所付属学生(1993年)、カナダ、ヴィクトリア大学、法学士(1995年)、イギリス、ロンドン大学、国際公法法学修士(1997年)、ロシア、イヴァノヴォ国家大学ロシア語コース(2003年)、ロシア、モスクワ国家大学ロシア語コース(2004年)

【職歴】

カナダ、プリティッシュ・コロンビア、運輸高速省不動産課法律研究員(1992年)、ロシア、ウラジオストック市当局法律研究員(1993年)、カナダ、プリティッシュ・コロンビア、クラウン・コーポレーション事務局法律研究員(1994年)、カナダ、外務省、法務部法律研究員(1995年)、モンゴル、アンバーガー・キム・ブックスバム・アンド・チョイ駐在事務所法律専門家(1995年)、国連開発計画、ラオス司法省「国家法的枠組構築」プロジェクト副マネージャー(1997年)、欧州安全保障協力機構、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ現地事務所長、人権オフィサー(1999年)、欧州安全保障協力機構、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ人権局上級法律顧問(1999年)、カナダ国際開発局、ベトナム「法改革イニシアチブ」法律技術顧問(2001年)、カナダ国際開発局、カンボジア、法・司法改革スコーピングミッション法改革専門家(2003年)、欧州復興局、コンボ、不動産弁護士(2004年)、国連開発計画、ベトナム司法省「2010年に向けたベトナム法制度発展戦略支援」プロジェクト法制度発展促進専門家(2004年)、国連開発計画、ベトナム司法省「2010年に向けたベトナム法制度発展戦略支援」プロジェクト上級技術顧問(2005年)、欧州安全保障協力機構、セルビア、法律改革顧問(2006年)、カナダ国際開発局、ベトナム「法改革支援プロジェクト検討及びスコーピングミッション」コンサルタント(2007年)、カナダ国際開発局、ベトナム、設計ミッション法改革顧問(2007年)、欧州委員会・IBFインターナショナルコンサルティング社、「スリランカにおける人権法」法律専門家(2008年)、カナダ国際開発局、ロシア法の支配プログラム評価チームリーダー及び法・司法改革専門家(2008年)、国連開発計画、ラオス「法律部門マスタープラン」チームリーダー及び国際法律専門家(2008年)、欧州連合・ドイツ技術協力会社、「キルギス共和国における司法改革支援」重要法律専門家(2008年)



市橋 克哉

(いちはしかつや)

名古屋大学大学院法学研究科教授
元JICA短期専門家(ウズベキスタン)



司法省からの研修員とともに

2002年3月から10月まで、JICA法整備支援専門家として、ウズベキスタンのタシケント法科大学に派遣され、ウズベキスタンにおいてどのような法整備支援が必要で可能かについて調査しました。その後、現在まで、行政手続法制・実施支援等行政法制整備の支援を行っており、これにJICA専門家として携わっています。



伊藤 文規

(いとうふみのり)

チーフアドバイザー兼JICA長期専門家
(ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト)、検察官出身



検察大学でのワークショップ(右端からSPC検察理論研究所副所長、検察大学校長、当職)

私は、ベトナムで法整備支援に従事している49期の検事です。
ベトナムは日本が最も古くから法整備支援をしている国であり、その歴史は約15年に及びます。
私達のプロジェクトは従前のプロジェクトを継承して2007年4月から4年間の予定で実施しており、「法律起草」、「人材育成」及び「制度構築」を支援の柱として、これまで民事判決執行法、国家賠償法が制定に至り、人材育成等でも、モデル地区に選ばれたバクニン省を含め広く法曹等の能力向上を行っています。私達のカウンターパートは司法省の約5部局、検察院、裁判所と非常に多く、これらカウンターパート間をリーダーとして上手く調整し、個々の活動でも相手と議論を重ねて効果的な支援を進めていくのは、ストレスフルであり、かつ非常にやりがいのある仕事です。私のハノイ滞在もすでに3年目を迎えましたが、まだまだベトナムの社会や文化の奥深さに魅了されています。



小幡 葉子

(おばたようこ)

JICA長期専門家(ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト)
弁護士



バクニン省人民検察院の女性検察官・職員のみなさんと

1992年に弁護士になってから、主として国内の中小企業を対象に仕事をした後、2007年から2年間、法務省東京法務局訟務部に勤務し、国側の代理人として行政訴訟や国家賠償訴訟などを担当しました。
今年5月から、2010年3月までの任期で、JICA長期専門家としてハノイへ派遣されています。海外での仕事は今回が初めてです。
本プロジェクトでは、今年5月にできたばかりのベトナム弁護士連合会への支援のほか、司法省の不動産登記法、担保取引登録法、民事判決執行法などの立法作業への支援を担当しています。



西村 修

(にしむらおさむ)

JICA長期専門家(ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト)
裁判官出身



バクニン省裁判所でのワーキングセッション

私は、裁判所入所後、東京地裁、神戸地裁、高知地裁と3か所の裁判所で約10年間の勤務を経て、2009年4月からベトナムにおいて法・司法制度改革支援プロジェクトの一員として執務しています。同プロジェクトは、10年以上の長い歴史を有し、また、3名の法律専門家と1名の業務調整専門家を擁する比較的大きなものですが、その中で、主にベトナムの最高人民裁判所を相手に、裁判所関係の支援を中心に活動しています。
内容的には、ベトナムの首都であるハノイ市に隣接するバクニン省をモデル地区に選び、そこでの民事・刑事の裁判実務上の問題を吸い上げ、討議した結果を1つの解決策として全国の裁判所へ執務資料として頒布する活動や、最高人民裁判所が所管する行政訴訟法の起草、判決書作成の改善、判例に関する理解の促進等の支援活動を行っています。



坂野 一生
(さかのいっせい)

JICA長期専門家(カンボジア法制度整備プロジェクト)



法案起草作業の様子

1992年よりカンボジアに在住し、1998年よりカンボジアの司法省をカウンターパートとする法制度整備プロジェクトに関与してきました。

同プロジェクトでは、1999年からのフェーズ1において民事訴訟法草案及び民法草案の起草を支援し、2004年からのフェーズ2では両法案の立法化支援及び関連法令の起草支援を行いました。その結果、民事訴訟法は2006年7月に公布され、2007年7月に適用(施行)されました。一方、民法は2007年12月に公布され、現在適用期日を待っている状態です。また、起草された関連法令には、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、民事過料手続法、執行官法、民法適用法などがあります。

2008年4月からはフェーズ3に入り、さらに必要な関連法令の起草、民法・民事訴訟法の普及とともに、司法省の人材育成を柱とした活動を行っています。



建元 亮太
(たてもとりょうた)

JICA長期専門家(カンボジア裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト)、検察官出身



教官候補生ワーキンググループの様子

カンボジア王立裁判官検察官養成校は、日本の司法研修所にあたる組織です。現在、私は、同養成校の教官育成や教材作成等に取り組んでいます。プロジェクト開始から4年近くが経ち、最近、様々な形で成果が表れています。特に目を見張るのが、「教官候補生」の成長と活躍です。かつて同養成校では、教官不足のため休講が相次ぎ、日本人が代わりに講義することも度々でした。当プロジェクトでは、この問題を解決するため、同養成校の卒業生である若手裁判官を「教官候補生」として選抜し、育成を続けてきました。そして、昨年、教官候補生たちが同養成校の教壇に立って、新民法・新民事訴訟法を教えるようになり、休講も、日本人による代替講義もなくなりました。さらに、教官候補生たちは、書記官養成校や各大学でも講義を担当し、また、それぞれが働いている裁判所の同僚から頼りにされて、新民法や新民事訴訟法の質問に答えるなど、大いに活躍しています。



眞鍋 佳奈
(まなべかな)

弁護士(森・濱田松本法律事務所)
元JICA長期専門家(カンボジア法制度整備プロジェクト)



司法省若手職員と合宿の後での懇親

2002年弁護士登録(55期)。主に国内及び国際的紛争解決の業務に従事した後、米国のロースクール、米国の法律事務所での勤務を経て、2007年9月から1年間、カンボジア司法省において、長期専門家として民事法関連の起草支援、民法・民事訴訟法の普及活動、司法省の人材育成に携わりました。

法制度整備支援には、学部生の頃から関心があり、自分が長期専門家として現場に関わることが出来たことは大きな喜びでした。2008年10月に日本へ帰国してからは、日弁連・JICAのカンボジア弁護士養成校プロジェクトをお手伝いさせて頂いております。



中島 朋宏

(なかじまともひろ)

東京地方裁判所判事補

元JICA長期専門家

(ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト)



判例に関するセミナー(ダナンにて)

ベトナムの現プロジェクト(2007年4月開始)の前半約2年にわたり、長期派遣専門家として、法整備支援に携わりました。2000年10月に裁判官に任官し、東京地裁で民事事件を担当した後、1年間、アメリカのロースクールに留学しましたが、その際、しばしば“Judge”という肩書ゆえに受ける厚遇に対し、専門的な知識経験に基づいて自分からできる情報発信があまりに未熟だと痛感する機会が少なくなかったことから、自己の経験を国際的に活かさればとの思いを持ち、更に宮崎地家裁で民事、刑事、家事、少年及び破産再生事件を担当して一定の経験を積んだ上で、ハノイに赴くこととなりました。在任中は、主として、最高人民裁判所をカウンターパートとし、民事訴訟法及び刑事訴訟法の実務運用に関するサーベイの実施やその結果の分析、それに基づく執務資料の原稿作成、判例の利用に関する活動のほか、行政訴訟法に関する情報収集活動等に関与しました。



佐藤 直史

(さとうなおし)

JICA国際協力専門員(シニア・アドバイザー)

弁護士(牛島総合法律事務所)、日本弁護士連合会国際交流委員会幹事

中央大学法科大学院非常勤講師(法整備支援の理論と実務)

元JICA長期専門家(ベトナム法整備支援プロジェクト)



相手国関係機関との協議議事録の署名式の様子

1996年弁護士登録(48期)。渉外事務所ではビジネスローに従事した後、アジア経済研究所開発スクール(開発経済学)、ロンドン大学留学(SOAS・LLM in Law and Development)を経て、ベトナム法整備支援プロジェクト・フェーズ3長期専門家としてハノイに赴任し、同専門家の任期終了後、JICA初の法整備支援分野の国際協力専門員(シニア・アドバイザー)に着任しました。

現在は、JICAが行う法整備支援(ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、東ティモール、ネパール、中国、モンゴル、ウズベキスタンその他中央アジア諸国等を対象とする。)の企画・立案、モニタリング、評価等に従事し、年間十数件の海外調査・相手国機関との協議に参加しながら、法整備支援の成果や課題、今後の方向性等に関する研究会・国際会議の議論に積極的に関与しつつ、法整備支援のあるべき姿を追い求める毎日です。



磯井 美葉

(いそいみは)

JICA国際協力客員専門員 公共政策部課題アドバイザー

弁護士(寺本法律会計事務所)

日本弁護士連合会国際交流委員会幹事

元JICA長期専門家(モンゴル法整備支援プロジェクト)



モンゴル弁護士会
被害者保護委員会のメンバー達と

2000年弁護士登録(52期)。国内で、一般民事事件、倒産事件、刑事弁護など、また、所属する第一東京弁護士会の各種委員会業務にも従事しました。司法修習生の頃から国際司法支援活動に関心があり、日弁連・JICAのカンボジア弁護士養成校プロジェクトなどに関与した後、2006年9月より、JICAモンゴル法整備支援プロジェクト(弁護士会強化計画)の長期専門家として赴任しました。プロジェクトでは、モンゴルの法務内務省、弁護士会とともに、弁護士法の改正について議論したり、弁護士会の運営強化のために、弁護士名簿・弁護士会報の発行や、各種の研修などを支援したりしたほか、弁護士会内の紛争解決(調停)センターの支援に従事しました。2008年11月末に帰国し、2009年4月より、JICAの国際協力客員専門員となり、公共政策部、法・司法課にて、各国の法整備支援プロジェクトに対し、法律家の立場で関与しています。

～ 参加者感想 ～

法整備支援の担い手を育成しよう —法曹をめざす若い世代に経験を伝達する課題—

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

大学院法学研究科教授

鮎 京 正 訓

はじめに

日本政府がアジア諸国に対する法整備支援を開始してから、既に約15年の歳月を経た。

法整備支援という、15年前の開始当時には全く新しい、未知の課題に取り組み、そして、法整備支援事業のトップランナーとして働いてきた世代の人々は、あまり意識していないのかもしれないが、15年の歳月は、やはり短いものではない。

私がここで述べようと考えているのは、私の世代も含むいわば「法整備支援第1世代」が、「法整備支援第2世代」ともいえる若い人々に、法整備支援をめぐり15年の間に得た知見、ノウハウを伝達し、リレーを受け継いでもらうことを、これから10年間くらいのスパンで意識的に、かつ組織的に行っていかなければならない、ということである。

「法整備支援第1世代」は、法整備支援という従来にはなかった新しい課題に、ある意味では手さぐり状態で、しかし、高い使命感をもって取り組んできた。そもそも法整備支援の理念とは何か、どのような法分野に支援をするのか、アジアをはじめとしてどの国に支援するのか、さらには法整備支援の戦略論をいかに考えるべきか、などなどの問題を考えながら、「法整備支援第1世代」は実際の法整備支援を遂行してきた。まさしく、それは、「走りながら考え、考えながら走る」という形容がふさわしいものであった。

しかし、法整備支援が国内的にも国際的にも、より大きな注目を受けつつある現在、従来とは比べられない程の規模と内容で法整備支援は今後取り組んでいかれることになるであろう。

幸いにも、若い世代の法曹を目指す人々は、私の世代に比べ、国際化、国際協力、国際援助への関心を一層強くもっている。そうであるとするならば、私たち「法整備支援第1世代」は「第2世代」に、実際の経験の中で得た困難と喜び、そして理論を伝達していかなければならない。

- 1 2009年8月に開催された法務省法務総合研究所、国際協力機構（JICA）、国際民商事法センターによる「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」は、極めて

先駆的な取り組みであった。なぜならば、そこでのテーマが「法整備支援を担う人材の育成」という、日本の法整備支援の実施主体が抱える問題の解決にむけて真正面から取り組んだものであったからである。

私たち「法整備支援第1世代」の多くは、かつて大学生であった頃、「法の分野の国際協力」、「法整備支援」などという言葉が法学部の講義で聞いたこともなかったし、また、私の場合には、「JICA」という機関すら知らなかった。

外国に関心がなかった訳ではないが、その「外国」とは、一方では、富が集積した「欧米」であり、他方では、欧米のもとでの「新植民地主義」により苦しむ、アジア・アフリカ・ラテンアメリカであった。その両者は、つねに対立軸の中で位置づけられており、法の分野での援助というやり方を介して、その両者の国々をむすびつけていくという発想は、当時の私には全くなかった。

したがって、私は、ベトナムという、植民地支配を受け、その後、独立した国の法を研究対象としながらも、法の分野でのODA（政府開発援助）というテーマを、長きにわたり、考えたことすらなかった。

しかし、1990年代中葉以降、日本のベトナムなどアジア諸国に対する法整備支援が開始され、この問題に取り組むことになり、はじめて、法の分野から「開発援助」の問題をまっとうに考えるようになった。

一方、現在の大学法学部の学生、法学研究科大学院生、さらに法科大学院生は、私たちの世代とは異なり、「国際化」、「国際協力」、「開発援助」という問題関心を強くもっている。このようにのべるのは、たまたま、私が働く名古屋大学がそうであるというのではなく、近年の若い世代に共通の傾向だからである。

私は、高校時代に弁論部に所属していたため、そのご縁で、いまでも毎年、母校の弁論大会の審査員に招かれ、北海道から沖縄に至る全国各地から参加する多くの高校生の弁論を聞く機会を得ているが、高校生の主張するテーマは大別すると2つある。1つは、開発援助であるとか国際協力あるいは国際化、外国人差別などに関するテーマであり、いま1つは、「日本的なるもの」の探求であり、「武士道」、「日本の伝統」といったテーマである。考えてみると、「国際化」と「日本的なるもの」という2つのテーマは、メダルの裏表のようなもので、グローバル化の否応ない進行の中で、自分とは何者か、日本とは何か、ということを実に考えていかなければ生きていけない若い世代の焦燥感とまっとうな問題関心が反映されていると思う。

要するに、若い世代は、精神的にも切端つまったところで、「国際化」というテーマに関わっているように思われる。そして、開発援助という問題について、これに取り組むのは当然であり、「何が自分にできるのか、しなければならないのか。」という課題意識が極めて高い。しかも、どちらかといえば、「群れて」それを行うのではなく、1人でもそれを行う必要があるのなら、やる、という性向がある。

2 私所属する名古屋大学大学院法学研究科では、法科大学院設立当初より、「法整備支援

論」(半期, 2単位)及び「比較法—アジア法概論」(半期, 2単位)が設置してある。両科目とも現在は私が担当しており, 「比較法—アジア法概論」の受講生は少ない(ちなみに, 2009年度は5名)が, 一方, 「法整備支援論」は毎年40名から20数名という具合に, 多くの法科大学院生が受講している。教師としては, 両科目をとってもらい, アジア諸国法の現実を知ってもらいながら, 法整備支援の意義や課題を理解してもらいたいのであるが, 他の専門科目の受講などとの関連から, なかなか理想的には, ことは運んではいない。

さて, 「法整備支援論」の開講の際には, 「この科目は, 司法試験にはほとんど役に立たない。しかし, 将来, 諸君が法曹になった際には本当に役に立つ。というのは, 法曹になったら, 必ず, 法の国際化をめぐる様々な問題につきあたるからである。」というメッセージをのべることにしている。加えて, 「法整備支援という言葉を知っているか。」という問いかけには, 3分の1くらいの学生が既に知っていると答える。学部時代に習ったことがある, 新聞や雑誌で見たことがある, など経緯は様々であるが, 法整備支援に対する認知度は少しは高まっているようである。

そして, いきなり, 事例を提示し, 例えば「アフガニスタンに対する法整備支援を行うべきか, また行うとしたらどのような内容で行うか。」というテーマについて意見をもとめる。約半数の学生は, 「行うべきではない。なぜならば, アフガニスタンは, いま, 法整備ではなく, 治安の回復こそとめられている。」という回答をする。他の学生は, 「ああいうところにこそ, 法の支配を根づかせる必要がある。しかし, 先生, 現地に支援に行くのは危なくないですか。」と答える。

この設問に対する解答を実は私は用意している訳ではなく, 私は, この初回の講義を, 「このように解答が用意されていない問題に対して, 自分で考えることのできる能力を身につけてもらうのが, 私の講義の目的である。法制度設計のできる専門家育成が法整備支援論の究極の課題である。」とまとめる。

その後の講義では, 日本の新ODA大綱の中での法整備支援の位置づけ, アメリカ合衆国による「法と開発運動」の経緯など, 法整備支援論をめぐる基本的な論点を解説するとともに, 法務総合研究所国際協力部, 日本弁護士連合会, 国際協力機構(JICA)等に所属する, 法整備支援に実際に携わった経験を有する法曹実務家を客員講師に招き, 実体験とそこで得られた理論について講義を行ってもらうことにしている。

私も可能なかぎり法曹実務家の先生方の講義を聴講させていただくことにしているが, 毎回, 「成程なあ。」と感銘を受けることが多い。かつて, 日本の法整備支援の先駆者の一人である三ヶ月章先生は, 「法整備支援にあたっては, 大学の研究者には研究者の知見があり, 法曹実務家には実務家の知見があり, 大事なことは, 各々の知見を寄せ合うことであり, そうすれば, よい仕事ができる。」と言われたが, まさに, そのとおりである。なぜならば, 法整備支援というプロジェクト自体が法の理論と実務にかかわる総合的な知識, 経験, 能力を必要としているからである。

おわりに

そこで、どうするか、である。法整備支援というものが法にかんする総合的な知識と経験を必要とするものであるならば、法整備支援をよりよく行うためには、1人でも多くの法曹の参加がもとめられる。

そのためには、少なくとも、将来の法曹を養成する課題を担う法科大学院の科目として「法整備支援論」、「法と開発論」、「国際司法協力・支援論」など名称は何でもよいが、このテーマについて講義をする場を、全国の法科大学院に設置することである。すでにいくつかの法科大学院では、このような講義科目が設置されているものの、まだ、その数は少ない。

「どのようにしたら法整備支援を学ぶことができるのか。」、「法整備支援について教えてほしい。」というメールや電話が、「法整備支援論」などの科目をもたない全国の法科大学院生から、私のところによく寄せられる。

法整備支援を知り、それを自分の人生に重ね合わせることを、法曹を目指す若い世代は求めている。そうであるならば、法整備支援をこれまでずっと行ってきた世代は、これからの日本の法整備支援を担う世代に、自分たちが得てきたものを伝達する義務がある。

その意味で、今回の法務総合研究所等によるセミナーは、画期的であったし、先駆的であった。

「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」 シンポジウムに参加しての感想

立命館大学法学部教授

出口 雅 久

私は、過去何回か法務省・法務総合研究所が主催する国際シンポジウムや活動状況に関する報告会にお邪魔させていただいた経験がある。以前から「法整備支援」という言葉の響きに何かしらの興味・関心があったからだと思うが、しかし、よくよく今から考えてみると、私の耳に焼き付いている言葉として、元法務大臣・三ヶ月章先生がLAWASIAの東京大会の際に、われわれ若手民事訴訟法学者に対して「君ら若い諸君は、これからは中国語、ベトナム語、カンボジア語などアジアの言語を勉強しなさい。」という一言であった。ドイツの大学に留学し、ドイツ民事訴訟法を勉強してきた私にとっては、何か狐につままれた感じではあったが、もしかしたらこのころから日本の母法たるドイツ法・大陸法、戦後のアメリカ法、そして近時の日本法の世界的な観点から見た地位について考える良い機会となったのかも知れない。その後、2006年に立命館大学衣笠キャンパスにおいて「民事訴訟法の継受と伝播」というテーマで国際訴訟法学会・京都大会を開催した頃からは、主体的に法務省・法務総合研究所の方々との学術交流を推進してきた。また、昨年には同研究所が主催する中国の民事訴訟法学者による学術講演会に飛び入りし、王亜新先生と旧交を温めることができたことも幸運であった。さらには、本年三月には立命館大学朱雀キャンパス法科大学院における二回目の国際シンポジウム「民事手続法の継続と伝播」において、とりわけ、リトアニア、ポーランド、スロベニアなどの若手研究者を招聘し、EU新加盟国の民事訴訟法の現状について会議を開催した際には、法務総合研究所・横山幸俊教官に日本の法整備支援の現状についてお話をさせていただく機会を得た。今回、横山教官からのメールで「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」というテーマで法学部生・法科大学院生を集めてシンポジウムを開催したいとの連絡が入り、本学の学生2名とともにシンポジウムに参加させていただいた。シンポジウムの席上、同研究所・赤根智子国際協力部長からも「是非、今回のシンポジウムについて意見を」というご要望があり、この場で若干の感想を述べてみたい。

まず午前の部は、主催者側からご挨拶があった後、赤根部長より「日本の法制度整備支援」について概説があった。赤根部長のプレゼンテーションは、パワーポイントなどを駆使し、非常にわかりやすいものであった。とりわけ、カンボジア、ベトナムをはじめ、中国、インドネシア、東ティモール、モンゴル、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキス

タン、ネパール、ラオス、などかなり広範囲な地域においてすでに法整備支援が推進されていることを知り、法整備支援に携わる関係者のご苦勞と熱心さには心を打たれた。その際に、決して「押し付けでない法整備支援」という言葉に、日本の特有の「奥ゆかしい」法整備支援の精神を垣間見たような気がする。ご案内の通り、これらの地域は、いわゆるソビエト・ロシアをはじめとする社会主義国の法制度が戦後長く影響力を及ぼしてきた地域であり、西側の法律学に触れる機会はベルリンの壁が崩れるまで一部を除いてほとんど皆無であった、いわば西欧法文化の無風地帯であった。欧州でも同じような政治体制の変革が起こったが、バルト三国、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアなど旧東欧諸国は、戦前からの西欧法文化の伝統に支えられていたため、新EU加盟国として欧州連合の各加盟国の協力の下に凄まじい勢いで法整備支援が展開され、現在はすべてEU法が各加盟国言語に翻訳され、既に国内法化され、その結果、各加盟国間の司法制度にはまだかなりの隔たりはあるものの、形式的には民主的な法治国家的な司法制度が整えられつつある。したがって、わが国の法整備支援活動は、そのような意味では、日本独自の極めて重要な外交活動の一つであり、明治維新の際にドイツ法やフランス法が日本法に与えた影響力のように、今後100年に亘って一定の制限があるとは言え、日本法的な考え方がこれらの地政学的に見ても重要な地域に根付くことは、法文化史的に見ても極めて重要なアジェンダであると考えられる。このようなテーマは大変興味深いので、今回のシンポジウムなどでも取り上げてみたらいかがであろうか。

さて、チャールズ・ボーマン・フィルポット弁護士による「法整備支援で世界を巡る」という基調講演についてであるが、大変興味深い体験談が語られていた。フィルポット氏は日本の法科大学院が理想として目指した法曹志望者の経歴を絵で描くような人物である。カナダ・トロント大学で歴史・文化人類学学士号を取得した後、ヴィクトリア大学で法学士、その後、ロンドン大学、ロシア・モスクワ大学に留学し、職歴も運輸省、外務省、国連開発局、欧州復興局、欧州連合などで様々な法整備支援を経験している。残念ながら、現在の日本の司法試験の状況では、このような人物はなかなか期待できないのではという雰囲気ではあるが、しかし質疑応答では、後述するように、日本の若手の法曹の中にはどうも同じような熱き志を持った「勇者」がいるようである。

さて、今回のシンポジウム会場は政策研究大学院大学・想海楼ホールで、六本木から徒歩数分という大変便利なところであった。

午後のパネルディスカッションでは、国際協力部・森永太郎教官のユーモアを交えながらの巧みな司会裁きの下に、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタンなどの長期専門家の方々の貴重な体験談についてJICAネットによる生中継により直接お聞きすることができたことは非常に勉強になった。また、日本の法曹三者が法科大学院での法曹養成ばかりでなく、それより以前から国際的な法整備支援において密接な協力関係を構築しながら、いわば日本外交を推進している現場を見て、日本独自の外交力も捨てたものではないと改めて感心させられた。ここで、若干私事にわたり、恐縮ではあるが、今回のシンポジウムにおいて慶応義塾大学の松尾弘教授に23年ぶりに再会できたことは最も大きな収穫であった。松尾さんのコメ

ントを聞いたとき、大学院修士時代に三田のキャンパスで熱き志を持って法学者を目指して研究していた姿を思い出していた。その後、一橋大学大学院に進学し、数年前に慶応義塾に戻られていたことは知っていたが、私も関西勤務が19年目となり、殆どお会いする機会がなかった。

休憩後の名古屋大学の留学生、慶応義塾大学松尾ゼミの学生、法務省インターンシップ生によるパネルディスカッションも極めてよく準備され、若い法曹を目指す学生たちの真摯な取組について上手くまとめられていたと思う。しかし、ウズベキスタンからの留学生の日本語能力には脱帽する以外にはなかった。この二人のウズベキスタンから留学生は、名古屋大学日本法教育研究センターと現地の大学とが協力しながら、日本語による日本法教育を推進してきた見事な成果を我々に提示してくれた。法整備支援は法律を作成することだけではなく、むしろその法律を運用する人材を育成するという日本独自の、いわゆる国際貢献の途を見出したような気もした。

総括においては、名古屋大学の鯨京正訓教授が若い世代の法曹が法整備支援に果敢に挑戦することを期待するという趣旨の熱いメッセージが届けられた。しかし、来年度からは法科大学院の定員も削減される方向であり、より一層法科大学院の教育及び新司法試験が厳格に行われようとしている。会場の学生諸君からは、現在の法科大学院の現状からみて、どのような方策で若い法曹資格者がこのような夢のある活動に従事できるのであろうという切実な問題提起もなされていた。

最後に、国際民商事法センター原田明夫理事長が閉会の辞でやはり若手法曹志望者に対して法整備支援という日本人にとっての国際貢献のアルタナディブについて熱く語っていたことは極めて印象的であった。原田理事長とは、筆者が2002年にシアトル・ワシントン大学ロースクールに留学していた際に「ターニングポイントとしての日本法」というテーマで開催された日本法の研究者による国際シンポジウムでお会いして以来であった。原田理事長は、当時は現職の検事総長という多忙な日程にもかかわらず大会に参加され、アメリカ人教授との議論に巧みな英語力で渡り合っていた姿を拝見した時、正直申し上げて日本の検察官の国際感覚に改めて驚かされ、自らの英語力によるコミュニケーションの弱さに恥じ入った次第である。

そこで、私はここで実現可能性はともかくとして、いくつかの提言をしてみたい。一つは、シンポジウムでも発言されていたように、法整備支援に関する講義を法科大学院や法学部において提供していくことである。これらは、とりわけ、学部の外国語教育やエリアスタディなどと連動して国際教育プログラムとして実施することも可能であろう。あるいは、今回のような企画を関西、四国、九州、東北、北海道というふうにサーキット形式で学生向けに行うことも良いであろう。さらに、慶応の松尾ゼミのように法学部生の頃から専門ゼミで学習することも大切であると思う。また、海外インターンシップとして長期専門家を支援するような法整備支援のアシスタントのような海外研修プログラムを充実化することにより、いわば法整備支援の裾野を広げる活動も必要であろう。もう一つのアイデアは、ドイツなどでは、司法修習の一環として外国における選択修習が認められているが、日本の司法修習でも法整

備支援という選択修習の途を認めて、法曹三者で意識的に法曹の卵の段階で法整備支援に関与する若手法曹を育成することも考えてはいかがであろうか。アジア地域を中心とする現地の習慣、言語、文化に慣れ親しむことは、日本の若い法曹にとって極めて貴重な体験となるものと確信している。第三に、もし可能であれば、このようなテーマでドイツ、フランス、アメリカなどがどのように世界の法整備支援に関与し、どのような問題を抱えているのかについて学術的な観点から国際共同研究を推進することも極めて重要な学界からの国際貢献であると考えられる。

法科大学院のプロセスとしての法曹養成は、単に法科大学院の在学期間中だけではなく、法曹教育という、いわば継続的な法教育の一環として運営していくという気構えで臨むことも大切だと思う。私の勤務する立命館大学法科大学院でも、「地球市民法曹」という理念を掲げて法曹養成をしている。若い法曹志望者が、まさに地球市民法曹として、国境を越えたグローバルな法的課題について積極的に関与し、法整備支援を通して国際平和という崇高な目的を達成するために、今後ますますの関係各位の奮闘を期待して、今回のシンポジウムの感想としたい。

法整備支援シンポジウムに参加して

新潟大学法科大学院教授

新潟県弁護士会弁護士

鯉越 溢弘

はじめに

新潟大学法科大学院に法務省から派遣された検察官である椿剛志教授から、平成21年8月28日に政策研究大学院大学の想海楼で開催される「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムの開催について知らされたのは、7月半ば頃であったと思う。

新潟大学法科大学院は、平成21年度に2名の北京大学の学生を聴講生として受け入れることになっており、従来も新潟大学現代社会文化研究科には、アジア各国からの留学生を受け入れて教育を行い、博士又は修士の学位を付与してきたという経験があり、更には、JICAの協力を得て、アジア諸国からの留学生を受け入れてきた経緯がある。特に、後者の留学生に対する講義は、すべて英語で行うという特別の授業カリキュラムで教育を実施してきた。このように、新潟大学は、国際化に対応した教育プログラムを留学生に提供してきた経験を有してはいたが、それは、大学独自のささやかな国際貢献にすぎない。確かに、留学生の中には、帰国後に、自国の立法政策部門の職員として、あるいは裁判官や検察官等の法曹として活躍している者もいるので、留学生に対する法学教育には、それなりの意義があり、その人材を養成するという観点からみれば、法整備支援とは無関係であったとは言えないであろう。

しかし、我が国の法整備支援政策の一貫としての教育という視点は全く存在しなかったと言っても過言ではない。

椿教授からのお誘いを受けて、今回のシンポジウムに参加することにしたのであるが、それは、新潟大学法科大学院でご講演をいただいた赤根智子法務総合研究所国際協力部長と再会したいという理由の他に、法科大学院の国際貢献についても考えてみたいと思ったからである。

1 シンポジウムの構成について

シンポジウムは、午前11時から開始され、赤根部長の「日本の法整備支援」と題する我が国の法整備支援の現状と課題についての概要の説明が行われた後に、チャールズ・ボーマン・フィルポット氏（Mr. Charles Bowman Philpott）による「法整備支援で世界を巡る」と題する基調講演が行われた。昼食のための休憩を挟んで、午後2時から、「経験者に聞く法整備支援の魅力」と「これからの法整備支援の展望～若い世代からの提言」というタ

イトルで、二つのパネルディスカッションが実施された。

シンポジウムの構成としては、現在・過去・未来を見通した工夫に満ちた構成であり、人選も適切であったと高く評価できる。基調講演の講師であったC. B. フィルポット氏の講演は、内容も興味深かったが、小生にとって参考になったのは、同氏の経歴である。特に、同氏がカナダ・トロント大学で歴史学及び人類学の学士号を取得した後にカナダ・ヴィクトリア大学で法律を学び、イギリスのロンドン大学で国際公法法学修士を取得しているという学歴とその後の多彩な法律整備支援に関わる諸機関で活躍したという職歴である。学歴に関しては、今般の法科大学院の設置構想において、社会人や法学部以外の他学部からの学生を受け入れることを法科大学院に義務付けた趣旨と通じるものがあり、職歴に関しては、短期間で種々の機関で働くということの経済的安定性を度外視して使命に殉じる精神的タフネスさを有していたと思われた点である。後に述べるように、我が国の法曹にとっても、特に弁護士が法整備支援事業に関わる場合に、一定のプロジェクトが終了した後のキャリア・パスの問題が現実的な問題として発生することが予想されるのであるから、フィルポット氏のキャリアは、今後我が国の法整備支援を担う人材の発掘に際して示唆に富んだものと思われる。その意味でも、基調報告者として適任であったと評価できよう。更に、フィルポット氏の職歴からは、同氏の母国がカナダである外交戦略を垣間見ることができる。カナダは、比較的早い時期から法整備支援に乗り出していることが分かるが、我が国と比べ決して強いとは言えない軍事力や経済力しか有していないカナダが国際政治において存在感を示し得たのは、恐らく教育支援や法整備支援のようにソフト面において、他国を支援してきた故ではないかと思われる。新潟大学も長期間に渡ってカナダ政府の資金的援助を受けて日加法政研究のプロジェクトを運営してきたが、それは着実に相互理解と人的ネットワークの拡大に寄与している。

午後の二つのパネルディスカッションは、前半の法整備支援経験者によるものと後半の学生によるパネルディスカッションによって構成されていたが、今回のシンポジウムの開催趣旨を見事に体現した構成であったと思われる。

2 シンポジウムの内容についてーパネルディスカッションを中心としてー

パネルディスカッションの前半は、ベトナム現地事務所及びカンボジア現地事務所との中継を交え、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、モンゴルで、現に法整備支援に関わっているスタッフ及び法整備支援に関わった経験を持つ裁判官、検察官及び弁護士の体験に基づく内容であった。各国での活動は、現地での立法作業への支援のみならず法曹に対する実践的な支援を含むものであり、特に、法曹養成のための具体的な教育プログラムや教材の作成にまで踏み込んだ支援の内容が紹介され、法整備支援の重要性と法整備支援に関わる魅力とが具体的に紹介され、参加者にとって法整備支援事業が身近で分かりやすいものとなったと思われる。

後半のパネルディスカッションは、慶応義塾大学の松尾弘教授のゼミ生による「開発法学」のゼミ活動の報告、名古屋大学の短期留学生、法務省のインターンシップ経験者等、

若い世代の報告及び討議によって構成されていた。慶応義塾大学の松尾ゼミの学生による報告は、「開発法学」の先駆者の一人である松尾弘教授の薫陶を受けた学生による報告で、「開発法学」という極めて新しい法分野について、学生たちが主体的・積極的に参加している様子が分かり、感銘を受けた。また、名古屋大学の短期留学生の話は、名古屋大学の留学生受入れ事業が、教員を初めとするスタッフの努力によって確実な成果を上げていることを示すものであった。このことは、登壇した学生のみならず、多数の留学生が、本シンポジウムに参加していることから明らかである。

また、法務省のインターンシップを経験した学生の中に法科大学院修了者が含まれていたことは、法整備支援に興味を持つ若者の裾野の広がりを感じさせるとともに法曹の活躍すべき新たな分野がここにもあることを認識させる契機となったことは疑いない。

3 全体的な感想

法務省法務総合研究所の活動について、我々大学人が知っているのは、法務総合研究所のスタッフが、その時々我が国の法律問題について、研究を行い、その成果を出版していることから、出版物を通じて知ることはあったが、今回のシンポジウムに参加して驚いたのは、法務総合研究所の懐の広さと優秀なスタッフの存在であった。政府機関であることによって、大学所属の研究者には接することが困難な情報を手にできるということから、出版物には注意を払ってきたが、法整備支援という新たな国家課題にも積極的に立ち向かっていることを知り、心強く思うと同時に大学が連携を強める必要を強く感じた。少子・高齢化の先進国であるイギリスでは、自国の学生のみではなく、広く海外からの留学生を受け入れていることを思えば、我が国の大学の国際化は避けて通れない課題の一つであるし、国際貢献の重要な軸であると言える。

法整備支援という事業は、道路整備やダム建設等に比べると目に見えにくく、その成果が現れるまでには、時間を要する事業であるが、建設物は朽ち果てても、法は生き続けることを思えば、誇りを持って推進すべき事業であると感じた。

むすびにかえて

本シンポジウムにお招きいただき、その上、小学生の作文並の感想文の執筆の機会を与えていただいた赤根部長に感謝の意を表し、法整備事業が更に充実・発展することを祈念して稿を閉じたい。ありがとうございました。

パネルディスカッションⅡ参加者の感想

1 法務省法務総合研究所2008年度インターン生グループ

(1) 「今までの姿勢とこれからの姿勢」

学習院大学法科大学院2009年修了生 内 藤 裕二郎

今回の発表に当たり、私たち元インターン生グループは、何度も意見のすり合わせを行いました。その過程で、最も実感したのは、私自身の法整備支援キャリアに対する姿勢の変化でした。なぜ法整備支援で生計を立て、法整備支援を専門とする実務職がないのか、そのような職業は実現できないのか、といったことを考えていく中で、現状分析や実現可能性を調べるだけでは何も得られないことを実感しました。現状を変えるには、自分たちが具体的に動かなければならないことを、肌で感じました。

シンポジウム後の懇親会では、佐藤直史JICA国際協力専門員から「手を差し伸べてくれるのを待つのではなく、自分から手を奪いにいけ。」というお言葉をいただきました。そのお言葉をいただき、今までも消極的に生きてきたというわけではありませんが、これからは礼儀を欠かない範囲で、よりどん欲に動いていこうという決意を新たにしました。手を奪いにいくどころか、足にしがみつ়くくらいに、です。

ではどう動くのかですが、私は、幸運にも今年の新司法試験に合格いたしましたので、まずは実務家として一人前になるため、修習に向けた自主ゼミを週に3回行っています。また、実務についてからは自由に旅をする暇もないと思われまので、東南アジアの法整備支援対象国の中でまだ訪れたことのないベトナムやラオスを修習開始までに回る予定です。

さらに、これは今回のシンポジウムでのもう一つの大きな収穫と考えていることでもあります。法律家の先輩や仲間を大切に、またそのような方々との交友関係を積極的に広げていこうと考えています。といいますのも、今回のシンポジウムも含め、昨年のインターン以来、尊敬すべき実務家の諸先輩方や法整備支援を志す仲間の姿勢・人柄に触れ、それを自分の現在の姿と比較することで自己を向上させることができました。そこで、このような方々との出会いを大切にしていけることが、私が目指す、法整備支援に助力し続ける法律家に着実に近づいていける方法だと考えるに至りました。

最後になりましたが、今回発表の場を与え、惜しみないサポートをしてくださった国際協力部の皆様、貴重な説示を下さった実務家の皆様、多角的な視点から法整備支援を

考える機会を与えてくださった留学生グループ・松尾ゼミグループの皆様に、厚くお礼を申し上げます。

(2) 「シンポジウムまでのプロセス」

関西学院大学大学院司法研究科修了生 金馬 惇子

ア はじめに

学生時代の文化祭や体育祭を思い返すと、本番と同じくらい、準備には思い出が詰まっています。本番が終わると充実感と同時に「これで文化祭の準備をすることは無いのだ」という寂りょう感さえこみ上げました。そのくらいイベントの準備にはだいたい味があります。今回は、本番の感想についてはほかの2人にお任せして、私は主にシンポジウムの準備について書こうと思います。

イ 思いは距離を超える

私たちインターン生グループは、内藤さん（東京在住）、小西さん（沖縄在住）、私（神戸在住）と3人が実際に集まることが物理的に難しい状況下にありました。携帯電話やメールを使うなど、何とか意思疎通を図りましたが、3人同時に会話できないこと、相手の表情をみて話せないことは、コミュニケーションを取る際に大きな障害となりました。そのような状況下で、横山教官にテレビ会議システム（JICA-Net）の利用を提案していただき、ICD・JICAの御協力により、当システムを利用させていただいたことは、大変有り難かったです。グループ内だけでなく、慶応義塾大学松尾ゼミ・名古屋大学留学生グループと話し合いをする際にも当システムを使用しました。実際に顔を合わせたのは、グループのメンバー3人は本番2日前、各グループは本番前日という中で、一体感をもって本番に臨めたのは、事前に画面上で顔を合わせていたお陰です。横山教官、準備に尽力してくださった内田専門官、JICAの方々、本当にありがとうございました。

文明の利器を活用したのはこれだけではありません。後述のように、プレゼンテーションの準備のため、多くの実務家の方々にインタビューをお願いしました。その中の1人、社本洋典さん（新司法試験合格後、CALE日本法教育研究センター法学特任講師としてウズベキスタンに赴任）にはウズベキスタンと日本という距離を超え、Skype（パソコンを通じ、通話料無料で会話できるソフト）を使ってインタビューさせていただきました。一昔前なら、これだけ距離が離れていると自分がやりたいことにも制約がかかっていたと思います。けれど、今は違います。赤根部長の「今は、距離が離れていることは理由にならない時代よね。」という言葉をもっと感じました。

ウ インタビューの機会

プレゼンテーションの準備のために、私たちは多くの実務家の方々にインタビューをさせていただきました。法整備支援活動の動機、やりがい、私たちへのメッセージなどを本音で語っていただきました。法整備支援に将来携わりたいといっても、

どうすればその道に進めるか、どのくらい、どういうキャリアを積みばいいのかなどは私たちにとってはブラックボックスで、その情報を得るためには現在、法整備支援に携わっている方にお話を伺うしかありません。石那田先生、佐藤先生、磯井先生、社本先生、宮崎教官、西岡教官からはとても有意義な情報と熱い志を伝えていただきました。シンポジウムの準備のためのインタビューという名目がなければこのようにお話しできる機会はなかったと思います。お忙しい中インタビューを受けていただいて、ありがとうございました。

エ 終わりに

法科大学院生活でここまでの大きなことをグループワークで成し遂げることはなかったのが徐々に、新鮮な充実感と懐かしい気持ちに満たされました。同時に、自分の未熟さを思い知り、さらに精進しないといけないことを痛感しました。この数か月間は何ものにも代え難い経験だったと思います。参加の機会を与えてくださったICDの教官方、本当にありがとうございました。

(3) 「自ら行動することの重要性」

琉球大学法務研究科2年 小 西 碧

発表のテーマを決めるに当たり、私たちインターン参加者は「自分は、なぜ法整備支援に興味を抱いたのか」「法整備支援に従事するために何をしているか」を考えることから始めました。そこで見えてきたのが、「試験勉強ばかりしている法科大学院生の日常」です。法科大学院とは社会に通用する法曹養成機関であるため勉強するのは当然だといえます。ですが、法科大学院構想の一つである多様な人材の育成という面からは、疑問を提示せざるを得ないのではないのでしょうか。

幸い、インターンやシンポジウムへ参加する機会が与えられ、この機会を通じて多くの人と知り合い、刺激を得ることができました。シンポジウムの中で印象的な発言が二つあります。留学生から「忙しいのは法科大学院生だけではない。」と指摘されたこと。次に、専門家の方からいただいた「自ら行動することが必要である。」との言葉です。これらの言葉から、忙しさを言い訳にせず自ら行動することの重要性を改めて感じました。

報告に当たり、法科大学院生がどの程度「法整備支援」を知っているのかを把握したいと考え、法整備支援に従事された先生の協力の下、大学内で講演会を企画しました。予想以上に多くの学生の参加があったばかりか、先生方から読んだ方が良い文献やアドバイスをいただくようになりました。自ら関心があることをアピールすることで、取り巻く環境が一転したのです。時間を調整すれば受験勉強以外のことをやる余裕が出ること、また、草の根活動ではありますが、自ら行動することで多少の変化が起こることを実感したのです。

法整備支援とは対象となる法領域や国、文化が異なる特殊な援助領域です。そこでは、専門知識外の知識や経験、また、自ら創造的に行動することが重要となるのは想像にや

すいことです。新しい支援であることを考えれば、学校生活以上に現状を言い訳に可能性を狭めるのではなく、行動を起こす必要があるのかも知れません。

ですが、専門家として法整備支援に携わりたいのであれば試験に合格することがスタートラインであることは間違いありません。本末転倒にならないよう、先輩方や今回出会えた学部生・留学生と仕事で再会できるためにも、今できることを最大限やろうと思いました。

最後になりましたが、このような機会を与えてくださり、御指導いただいた国際協力部の皆様、貴重な御意見をいただいた専門家の皆様、同じ志を共有した慶応大学学部生、並びに名古屋大学留学生の皆様、そして、同じインターン生の皆様には厚く感謝の意を述べさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

2 名古屋大学留学生グループ

「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムの思い出～感想と勉強になったこと～

名古屋大学大学院法学研究科修士課程2年 ウミルディノフ・アリシエル

(紹介：始まり)

私は、友達のブニョダ・イブラギモフと一緒に2009年8月28日に法務省法務総合研究所主催で行われた法整備支援シンポジウムに参加する貴重な経験を得ました。実際には、シンポジウムにおいて発表をすることを法政国際教育協力研究センター (CALE) によって任されたときにその責任の重要性を気づきませんでした。本番の8月28日が近づいてくると緊張と心配が始まりました。なぜならば、このような大きなシンポジウムにおいてパネリストとして参加することが初めてであって、私のような修士課程を終わったばかりの留学生にとっては小さい研究会のパネリストというのさえも経験をよく積んだ講師が行う大きな仕事でした。しかし、前に約束したとおりにやらざるを得ませんでした。(笑い)

(準備の段階)

シンポジウムのための準備が2009年の7月の下旬から始まり、私が偶然に東京にアジア国際法学会に行くことになって、初めて東京で他のパネリストと合うことができ、準備が最高に活性化されました。なぜならば、そのとき8月1日であって、パネルディスカッションにおいて一緒に参加を予定していた慶応大学の学生達と当時インターン生グループの代表を務めていた内藤さんが東京にいて、彼らと初めて会うことができたからです。彼らと初めてフェースツーフェースで、お話した上に、私は、彼らと東京の渋谷駅の近くのレストランにおいて行われたこの打ち合わせがそれからのシンポジウムの準備に大きな影響を与えたと思います。そのとき、人の顔を実際に見て、議論をすることの意義がはじめて分かったのです。そのとき、お互いの発表構造をお互いに紹介して(そのときは、慶応大学とインターン生グループの発表がありました、私たちのはまだ完成されていませんでした。)、パネルディスカッションにおいて議論するトピックスを決めました。また、

そこで話された重要なことはそれからの準備予定のことでした。すなわち、その予定により、各グループの発表案は最終的に皆が賛成した8月の10日にメールを通じてお互いに見せ合い、8月の24日までにそれらに関する意見を述べ、その日には法務省の横山教官の指導で大阪—名古屋—東京をつないでのテレビ会議において議論をし、28日に発表するペーパーの内容とディスカッションの内容が、約3時間に及んだ熱い議論の中完成したのでした。

それだけでなく、シンポジウムの直前の27日に、東京にある法務省本部においてリハーサルが行われました。そのとき、法務省法務総合研究所の国際協力部のスタッフ達だけではなく、法整備支援に実際にかかわってきた大学の教授や実務家の方々が訪れ、私たちが作った発表案に関してかけがえのない重要な意見を述べられたことが、大変なよい勉強になったといわざるを得ません。

この準備が日本の一番暑いときに、また、私たち、学生にとっての夏休みという時期において行われ、少し不便な時期という面もありましたが、留学生にとって、日本人の時間に関する厳しさ、仕事に関する強い責任、細かいところまで気を付ける慎重の扱いということが経験となり、いわば、法整備支援の中の人材育成支援にもなった点があると思います。

(本番から学んだ経験)

いよいよ8月28日も訪れ、シンポジウムが始まりました。初めに、貴重なお客様、その後、海外から招かれた法整備支援の豊かな経験を積んだ専門家、その後は第一番目のパネリストが登場しました。海外からの専門家の話とパネルディスカッションIがとっても面白くて、大変よい勉強になり、参考になる話がいっぱいありましたが、時々、自分が少し後にそのようなパネリストとして登場することについてとても緊張しながら考えていました。それにもかかわらず、初めに慶応大学のパネリストの学部生たち、その後、インターン生グループの参加者、最後には私たちウズベキスタンから来た留学生たちのグループが発表をし、笑い声が多かった発表や質疑応答をすることができました。

パネル時間はあっという間に終わりましたが、多くの人々の前に立って、自分が用意してきた原稿を発表することや、自信を持って議論に参加することや、他の様々なものが勉強と経験になったのでした。また、幸いなことは、ウズベキスタン、ベトナム、モンゴルなどの国々から名古屋大学に当時夏季セミナーに参加するために来日していた現地の日本法教育研究センター学生も本シンポジウムを聴講することができ、彼らのためにも大変よい勉強になったのではないのでしょうか。それだけでなく、日本の様々な大学の学生たちや現在名古屋大学に留学していてパネリストとして参加できなかったウズベク人留学生も、シンポジウムのパネルディスカッションにコメントと質問をする形で積極的に参加することができ、本シンポジウムが、他の学会や大会と異なり、一般学生にも幅広い参加のチャンスを与えたことに間違いありません。本シンポジウムに在日ウズベキスタン大使館のアジゾフ・シロジュ書記官も参加し、私たちウズベキスタンから来た留学生にとって、大きな精神的支援になりましたことも申し述べておきます。

(お礼)

最後に、私達にこのような貴重なチャンスを与えてくれました法務省の皆様、CALEセンターの先生方、一緒にパネルに参加した慶応大学生とインターン生グループの法科大学院生の皆様に心を込めてお礼を申し上げ、本稿を終わりとします。

3 慶應義塾大学学生グループ

この度は法整備支援シンポジウムに参加させていただき、誠にありがとうございました。今回の経験を受け、私たちがどのように法整備支援にかかわっていけるかをゼミ員一同これから検討していきたいと思えます。

最後となりましたが、一人ずつの感想文をもって私たちのシンポジウム参加の締めとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

(1) シンポジウムでは「経験者に聞く法整備支援の魅力」の内容が特に印象的でした。

自助努力支援の手法を実現されてきた具体的な体験談に加え、現地で驚いたことについての素直なお言葉を通して、法整備支援の理想、理念、成果等だけではなく、実務の現実をかいま見ることができたように思えます。実務に入らないと分からないことが多いという印象を持ち、今後研究する際には、一読することは簡単な文字上の事実も、どのような思いで実現されたのかまで知ってそしゃくすることが実状や問題の深い理解にとって非常に重要だと感じました。

懇親会では、国際協力部内での教育や引継ぎについて伺い、今後のより良い法整備「協力」をどのように実現するかを考えました。実務家による挑戦と開拓、メタルールの整備に加えて、これまで喜怒哀楽とともにかかわってこられた多くの方々の経験を引き継ぐことのできる基盤が、真に必要なのではないかと感じました。(稲垣優季)

(2) 私が開発法学の研究を通じて感じたことは、日本語の文献が圧倒的に少ないということです。これは日本での研究や知名度が少ない又は低いということを反映していると思えます。UNDPの活動を調べる際、本部のホームページでは文献が多数紹介されていましたが、日本のUNDPのホームページでは開発法学のページはおろか、開発法学という文字を探すことにさえ苦労しました。日本では「開発」というと飢餓問題や医療などに光が当てられますが、司法・ガバナンス分野も並行して築いていかなければ本当の「開発」は達成されないと考えます。「開発」とは自立を含め考えていかなければならず、ゆえにその被開発国が自ら国を立て直していける力もまた「開発」していかなければならないのです。この様な日本の開発事情の中で法整備支援のシンポジウムを開かれたことは今後の日本の「開発」を考える上で大変重要なことだと感じました。(片山裕二郎)

(3) 今回のシンポジウム参加に際し、日本に存在しない法制度や、日本法が直接適用できない現地の特殊な事情などを知ることができました。私はモデルルールの研究として経済発展している先進国の民法を中心に比較・検討していますが、被支援国の制度設計において余り役に立たないのではないかとと思うと複雑な気持ちになります。

モデルルール研究は開発法学の一分野です。開発法学とは各国の状況に適合する制度

改革の内容と方法を探求する学問分野であり、法整備支援とは理論と実践の関係にあると考えます。だとすれば、理論なき実践は無意味であり、私たちが行っている研究も法整備支援を行う上で何らかの意義があると考えます。むしろ、実践たる法整備支援から学ぶことは一定の限界を作ってしまう可能性があり、その点、開発法学から学ぶことは有意義だと思いますが、現状を知らないという大きな問題が残ります。そこで、今後は被支援国の現状をしっかりと踏まえながら研究を続け、よりよい法整備支援に役立てればと思います。(黒田修平)

- (4) 今回のシンポジウムに参加させていただき、私は自分たちの置かれている環境がいかに恵まれたものであるかを再認識しました。というのも、他大学の学生が多く来場し、彼らの学校では開発法学に関する整った教育システムがないことを伺わせる発言があったからです。しかし、現在私たちは松尾先生という一流の教授の下で開発法学を学ぶことができます。これは、本気で開発法学を学ぼうとしている学生にとって、この上なく恵まれた環境であるといえます。また、実際にインターンに参加された方や、国の期待を背負って日本に留学されている方のお話を聴かせていただき、彼らの本気度に圧倒されました。開発法学を学び始めて間もない私は、まだまだ「机上の学問」の域から抜け出せませんが、本気で開発法学に携わろうと思うのなら実務経験は必要条件であるということを感じました。(坂本辰仁)

- (5) 今回シンポジウムに参加させていただき、日本における法整備支援に対しての体制の不十分さを痛感しました。特にインターン参加者の方たちの発表からこのことについて考えさせられました。

支援を行っても、法がその国において適した形で効力を発揮するには長い時間が必要です。それゆえ、支援側もその過程を承継し、長期的にサポートを行える体制を整えなくてはならないと考えます。しかしながら、その行い手に対して協力的な育成体制などが欠如しているという状況に違和感を覚えました。また、認知度の低さから関心を持ちにくく、興味を抱いても日本語の文献は少なく、決して情報的に良い環境にあるとはいえないと思います。これではすそ野が広がらず、人々が法整備支援にかかわる可能性は減ってしまうと思います。

今回の経験から、今後どのように法整備支援を普及させ、そのために何が必要なのかについても考えていこうと思います。(鈴木貴博)

- (6) これまでの私の「法」への取組は、既存の概念の理解を主眼とした論理展開の整理にすぎませんでした。そんな私にとって、開発法学を通じ、法整備支援という名目で「法」の立法過程に携わるということは非常に新鮮でした。

また、単なる知的好奇心の充足に終始することなく実際に文献を読み、理論上の帰結と実践後の帰結のゆがみがどれほど大きいのか、ということを目の当たりにする度に私の中の「法」の概念が変化していきました。法整備支援に携わる研究を行うことは、「法」というものを原点から見つめ直す良い機会となりました。

そして研究の過程で、法整備支援においての数多くの理論研究や実践経験の地道な積

み重ねの重要性を改めて実感しました。一人でも多くの方が法整備支援に携わり、その積み重ねの一端を担うことも大事なことであると思います。法整備支援に携わる人を増やすべく、どうすれば学部段階で法整備支援に興味をわく学生が増えるのか、という点に関してもこれから考えてみたいと思います。(高島悠介)

- (7) 今回のシンポジウムでは多くの人から良い刺激をたくさん受けました。準備やリハーサルの段階から他グループの法整備支援に対する情熱に圧倒され、自分が開発法学と法整備支援を学ぶ意味を考えるきっかけとなりました。当日印象的だったのはベトナム・カンボジアとの中継です。被支援国側の声を生で聞けたことは大きな収穫でした。また、長期専門家や弁護士の方々のお話を聞いて、日本の視点でばかり考えてはいけないこと、相手国の自主性を尊重すること、支援国側の国益を追求することが大切だと学びました。そして法整備支援に限らずすべてに通じることだと思いましたが、何よりも一番大切なことは人の「気持ち」ではないかと感じました。実際に支援に携わっている方々が、何事にもおくせずチャレンジし、自分で道を切り開く勇気を持つことが大切だとおっしゃっていたとおり、「気持ち」があってこそ初めて意味ある支援ができるのだと思いました。(谷本陽子)

- (8) 私は今回のシンポジウムに参加し、開発法学の本質を理解できたように思います。今まで松尾先生の御指導の下、ゼミで研究を進めてきましたが、実際の被支援国の現状がいまいち分からず、何のために今学んでいるのか実感できない状況にありました。しかし、今回様々な専門家の方々のお話や、留学生・インターン生グループとのディスカッションを通じて現在の法整備の現状、そして学生の法整備に対する意識を知ることができ、今後の法整備支援において私たちが何をすればいいのか考えさせられました。特に留学生グループのプレゼンテーションで、なかなか知ることのできない被支援国の人々の意見を初めて知ることによって、今まで持っていた法整備支援の視点が、がらりと変わりました。

まだ法整備についての知識は少ないですが、その中でも今回のシンポジウムで学んだことを生かして、今後の研究にまい進したいと思っています。(津田井保乃)

- (9) 私はドイツの法整備支援主体であるGTZについて調べてきました。今まで行ってきたことは、主に論文を翻訳し、その中で自分が感じたことを発表するというものでした。そういった活動では実際の現場ではどのようなことが起き、問題となっているのかなど実践的なことが余り分からず困っていました。しかし、今回のシンポジウムで専門家の方たちや留学生の方たちのお話を聞け、「実際の現場」についての理解が一層深まりました。また、自分の今後の調査として、GTZの活動が支援地域でどのような影響を与えているのか、受け入れられているのか、またほかの支援国や支援主体とのかかわり合いについて考えていきたいと思いました。

また、ディスカッションでふだん話す機会がないインターン生の方たちや留学生の方たちと「法整備支援」について話し合えたことは、自分が今後開発法学を学んでいくモチベーションになりました。(深沢瞳)

(10) さわり程度ですが開発法学を勉強してきた私たちにとって、今回のシンポジウム参加は良い経験となり、座学では得られない新たな発見ができました。私は、ADB、特に支援対象国をカンボジアに絞って詳しく調べていたので、カンボジアの現地の方が参加されたパネルディスカッション I は非常に興味深いものでした。現地で実際に活躍されている長期専門官や現地の裁判官のお話を聞いて、自分たちが文献で学んでいることだけではかなり不十分であることを痛感しました。例えば、日本には「送達」に当たるものが、カンボジアではそもそも郵便制度が発達していないので、その概念が通じない地域があるというお話はとても印象に残っています。裁判官、検察官などの進路決定がくじ引なのにも驚きました。法整備支援にはこうした現場が第一で、真剣に取り組むにはクメール語を習得して、現地の文献を読むくらいの姿勢が必要なのだと感じました。(明珍裕美子)

(11) 私は開発法学を学ぶ中で、そもそも法整備支援の目標とは何か、法整備支援の効果として何を期待しているのか、などと考えることがありました。支援側も被支援側も様々な考えがあるのでそこに統一した目標などない、と考えても釈然としませんでした。

今回シンポジウムに参加し、被支援国の要望をかなえる形の日本の支援の目標は、一義的には被支援国の望む法を運用できるレベルまで持っていくことなのだ、と感じました。被支援国が望む分野から少しずつ進めていくのが自然であり、望んでいない分野までこちらが干渉しないという姿勢も大事なのかもしれませんと思いました。また、なぜミャンマーに法整備支援をしないのか疑問だったのですが、飽くまで「支援」であることを考慮すると、政権が望まない支援はできないのか、と。

今後、法整備支援の現状を知り、よりよい法整備支援について考えていきたいと思えます。できれば笑顔で、頑張ります。(山本ひかる)

「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」
シンポジウム

議 事 録

■開会の辞

【総合司会】 御来場の皆様，本日は御参加いただき，誠にありがとうございます。

私，司会進行の黒木幸由美と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは，初めに，法務省法務総合研究所所長，小貫芳信より，「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウム開会の辞を述べさせていただきます。

小貫所長，よろしくお願ひいたします。



【小貫】 皆様，おはようございます。法務総合研究所所長の小貫芳信と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は，「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」，このシンポジウムにお越しいただきまして大変ありがとうございます。このように多くの皆様が日本の法制度整備支援について興味を持って集まってこられたことを心からうれしく思っているものであります。

法務総合研究所では，約15年前から法制度整備支援に着手いたしまして，関係機関，関係個人の皆様と協力して，少しずつ実績を積み重ねてまいりました。そして，本年4月には政府の法制度整備支援に関する基本方針が確定されまして，国全体でより充実した法制度整備支援に乗り出そうとしているところでございます。

ところで，アメリカ合衆国のオバマ大統領は，その就任演説で次のように言いました。「貧しい国の人々よ，我々は誓う。農場に作物が実り，きれいな水が流れ，飢えた体に栄養を与え，渇いた心を満たすため，共に取り組むことを。我々と同じように比較的満たされた国々よ。我々が国境の向こう側の苦悩にもはや無関心でなく，影響を考慮しないまま，世界の資源を消費することもない，と言おう。世界は変わった。だから，我々も世界とともに変わらなければならない」。これは国境を越えた助け合い一般について述べた言葉でありますけれども，法律の世界におきましても「国境の向こう側の苦悩に無関心ではいけない」という言葉は，そのまま当てはまるように思います。私どもの法整備支援活動の原点もここにあるものであります。

本日のシンポジウムには，国境を越えた，法の世界の国際協力の分野で活躍されてこられた内外の法律専門家の皆さんに参加いただいております。貴重な経験をお持ちの方々には法制度整備支援の意義と魅力を熱く語っていただきたいと思ひます。また，法制度整備支援について学び始めた大学生や大学院生の皆様によるディスカッションが予定されておりますが，これには私自身も大いに期待しております。そして，会場においでいただいた皆様も是非「ともに考えよう」という気持ちでこのシンポジウムに積極的に参加いただきたいと思ひます。

このシンポジウムが皆様のチャレンジ精神を触発し，法制度整備支援の世界に飛び込んでこられるきっかけとなることを念じまして，私の開会のあいさつとさせていただきます。あ

りがとうございました。

【総合司会】 小貫所長，ありがとうございます。

続きまして，独立行政法人国際協力機構（JICA）公共政策部長，中川寛章よりごあいさつさせていただきます。

■主催者あいさつ



【中川】 おはようございます。JICAの中川と申します。

本日は，法整備支援に係るシンポジウムに御参加いただきましてどうもありがとうございます。主催者を代表いたしまして，厚くお礼申し上げます。

皆様御存じのとおり，私どもJICAでは開発途上国に対する政府開発援助，つまりODAを実施しております。

ODAが対象とする分野はかなり幅広くて，例えば道路，港湾，電力といったインフラ，それから医療，教育などの分野がございます。併せてガバナンス分野も主要な協力分野の一つでございます。

ガバナンスというのは，途上国に対する行政基盤や民主的な制度づくり，こういった分野に対する協力であります。併せて大事なのは，いわゆるドナーの立場，日本が協力するわけですから，ドナーの立場からこういった援助が適正かつ効率的に執行される観点からもガバナンス分野が極めて重要な分野だというふうに考えております。

一般に，いわゆるグッドガバナンスの要素は幾つかございます。国民の参加，透明性，説明責任，予測可能性，そして法の支配というものがございます。こういったグッドガバナンスの要素の中でも，民主的な市民社会を形成するという意味において，法の支配はその根幹を成すものでございます。

御存じのとおり，我が国の法整備支援は90年代にベトナムから始まりました。これは市場経済化に伴って新しい国づくりを目指すベトナム政府あるいはベトナムの社会を法制面から支援したものでございます。その後，カンボジア，モンゴル，ラオス，ウズベキスタン等に展開しております。もちろん，このような法整備支援は我が国だけではなくて，ほかのドナーも多く協力し，取り組んでおります。しかしながら，法の背景にあるその国の歴史あるいは文化を尊重しながら，かつ相手国にイニシアティブを引き出しながら法整備を支援するというのは，我が国の特徴的なやり方だというふうに思っています。このように，「共に考え，共に汗する」，こういった姿勢に当該国の政府からは高い評価が与えられております。

近年，経済のグローバル化に伴って，経済法分野でも要望が多く上げられております。途上国から我が国に寄せられる法整備支援の期待には強いものがございます。他方，我が国の法整備支援の歴史はまだまだ浅く，この事業にかかわっていただいた専門家の方々もそう多くはございません。私どもとしてはできるだけ多くの方々に参加いただき，そして途上国か

ら寄せられる期待にこたえていくことが、平和国家としての我が国が果たし得る大きな役割だというふうに認識しております。

本シンポジウムでは、実際に現場で活躍いただいている専門家あるいは元専門家の方々に生の声をお聞かせいただくことになっております。我が国が行っている法整備支援に是非御理解を深めていただきたいと思います。さらには、できるだけ多くの方々に直接・間接を問わず、様々な形でこの支援事業に御参加いただきたいと思います。

本シンポジウムがこのようなきっかけになることを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【総合司会】 中川部長、ありがとうございました。

続きまして、御来賓の方々よりごあいさつを頂戴したいと思います。初めに、外務省国際協力局審議官、大脇広樹様よりごあいさつをいただきます。

大脇様、よろしく願いいたします。

■ 来賓あいさつ



【大脇】 皆様、おはようございます。御紹介を賜りました外務省国際協力局の大脇でございます。

本シンポジウムにこのように多くの若い学生さんが集い、盛大に開催されますことを大変うれしく思っている次第でございます。また、開催に際し、尽力された皆様に敬意を表するとともに、外務省を代表して一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

外務省は、関係各機関の協力を得ながら、JICAや国際機関を通じた法制度整備支援に積極的に取り組んでおります。途上国の持続的な成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政策立案、制度整備や人づくりを通じたガバナンスが重要でございます。本年7月のG8ライラサミットにおきましても、首脳宣言の中で「効果的なガバナンスの促進」が取り上げられておりまして、以下のような指摘がございます。「民主的、効果的、かつ参加型のガバナンスは、経済成長及び貧困の撲滅に不可欠である。透明で信用できる政策枠組み、政治力及び法の支配の責任ある利用は、持続可能な発展に不可欠な要因となる」というふうになっております。このように法制度の整備に基づくガバナンスの重要性は、今、国際社会に共有されているということでございます。

法制度整備は良い統治に基づく自助努力を通じた国の発展の基礎となるものでございます。人間の安全保障を推進し、一人一人の人間がその持てる能力を発揮できるような社会を形成していく上でも、法制度を整備し、法の支配を確立することが重要でございます。この分野で積極的な支援を展開していくことは、我が国にとって将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していく上でも欠かせないというふうに考えております。

昨年1月に、我が国の海外経済協力に関する重要事項を総理のもとで審議する海外経済協力会議というものがあまして、これが開催されました。この会議では、まさにこの問題が取り上げられまして、途上国への法の支配の定着や持続的な成長のための環境整備、我が国との経済連携強化等の点で大きな意義を有する法制度整備支援を海外経済協力の重点分野の一つとして戦略的に進めていくことで意見が一致いたしました。

これを踏まえまして、今年4月に制定されたのが法制度整備支援に関する基本方針でございます。これは、我が国による法制度整備支援に係る基本的な考え方を定めておりまして、アジアを中心とする主な国への支援の現状、課題と今後の方向性をまとめたものでございます。法制度整備支援は我が国のソフトパワーによる支援として、アジアの成長力強化を下支えするためにも重要な役割を果たすものでございます。この方針に基づいて、今後とも積極的に推進していくことがうたわれております。

開発途上国におきまして、我が国の協力で民法や民訴法といった法制度の整備が進んでいきますと、日系企業の仕事がしやすくなると同時に手続の公正さを保証する社会制度が根付いていくということになります。昨年度の実績で見ますと、法制度整備支援の分野におきましては、ベトナム、カンボジア、中国、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタンの6か国で37名の日本人専門家を派遣いたしました。一方で、46か国から226人の研修生を受け入れております。我が国による専門家派遣と研修員受入れを通じて、これまで培われてきた多くの人材が現在の法制度整備の中核で活躍されているというふうに聞いてございます。

午後からのパネルディスカッションにおきましては、途上国の現場で長期専門家として活躍された方々や大学の先生方、学生さん、留学生なども参加されるというふうに聞いておりまして、それぞれの実体験に根差した大変有意義な議論がなされるものというふうに期待いたしております。

最後に、本シンポジウムに参加した皆さんに、法制度整備支援の分野にますます興味を持っていただきまして、近い将来、途上国で生活する人々のために世界各国で活躍されることを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【総合司会】 大脇様、ありがとうございました。

続きまして、文部科学省大臣官房国際課国際協力政策室室長、浅井孝司様よりごあいさつをいただきます。

【浅井】 皆様、おはようございます。ただいま紹介いただきました文部科学省の浅井でございます。このシンポジウムの開会に当たりまして、簡単にごあいさつを差し上げたいと思っております。

先ほど外務省の方からもお話がありましたように、開発途上国への法整備支援につきましては、政府としても力を入れているところでございます。その中で、文部科学省ということになりますと、やはり人材育成という面におきまして、国際協力については重点的に力を入れているところでございます。



私どもの国際協力政策室といいますのは、文部科学省の国際協力の窓口的な部屋であります。現在、地球規模のいろいろな解決すべき課題ということに向けては、先進国とともに開発途上国が協力して取り組むというふうになってきております。こうした国際協力というものの質を高め、また経済的に不況でなかなか厳しい折でありますけれども、費用対効果の高い協力ということを我が国としては実施することが今求められているところだと思っております。

そうした中で、文部科学省としましては、日本の大学が持つ知的実績、貢献ということを通じて、海外への協力を高めていくということに力を入れているところでございます。また、大学が国際協力に対して積極的に取り組むということは、日本の大学自体の国際化を進める一助にもなるというふうに考えております。

そういうところから、この法制度整備支援についても大学にセンターをつくって、法制度整備の協力拠点をつくりたいと考えております。今、大学は法人化ということになっておりますが、その以前に文部科学省が直轄で国立大学時代に名古屋大学に法政国際教育協力研究センターと、ちょっとネーミングが長いですが、そういうセンターを設置させていただきました。現在、法人化した後も名古屋大学ではこのセンターを中心に法制度整備支援の国際協力を非常に強力に進められております。今日は名古屋大学の関係者の方々、たくさんお見えになっております。また、先ほど言いました人材育成という観点から多くの関係の国から留学生の方々を受け入れていただいて、そこで学んでいただいている状況だと思えます。

名古屋大学の話になってしまいますけれども、こういう法学の国際協力をけん引する役割を私どもは名古屋大学のセンターに託しているという感じでございます。文部科学省自体は、なかなか実際に活動するということはありませんけれども、大学のそうした知的貢献を高めるためにいろいろ支援していく立場だというふうに考えております。名古屋大学では、今日、留学生が来ておりますけれども、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアの4か国に日本法教育研究センターを設置して、現地で日本語と日本法の教育を行い、優秀な学生を育成しているところでございます。ですから、国内において研修を行うとともに、また海外に出て行って、現地でも教育支援を行っている状況でございます。

我々文部科学省では、そうした大学の活動を支援するという立場で様々なサポート的な事業を今開拓しているところでございます。本日のシンポジウムも、このように大学が有する知見を活用して実施する国際協力、それが途上国の法制度整備支援に必ず大きなひ益をもたらすものというふうに考えておりますので、このシンポジウムの成果を大変期待しているところでございます。途上国に行きますと、日本と違いまして、具体的に法がないといった状況がまだ多々あるものと思えます。日本で学んだ経験を生かして、自国に帰られて自国の法づくりに励んでいただくことが文部科学省としては一つの喜びであると考えているところでございます。

本日は、是非このシンポジウムの機会を利用して、様々な方々がいらっしやっているとしますので、休み時間なども利用して意見交換等も併せて行っていただき、成果を上げ

られることを期待しているところでございます。

簡単な話でございますが、以上をもちまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【総合司会】 浅井様、ありがとうございました。

これより法務省法務総合研究所国際協力部部長、赤根智子より「日本の法制度整備支援」の概要説明を行います。これよりスクリーンを使つての御説明となります。御覧いただきながらお聞きください。

それでは、赤根部長、よろしくお願いいたします。

■概要説明 「日本の法制度整備支援」

講演者： 法務省法務総合研究所国際協力部部長 赤根 智子



【赤根】 皆様、ようこそいらっしゃいました。法務総合研究所国際協力部部長の赤根と申します。

〔スライド写真〕

今、スクリーンにラオスの子供の写真が写っています。当部教官がラオスに出張した折に見つけて、どうしても写真に撮りたくなったそうです。少しいたずらっぽくて、活発なお子さんのようです。いかにも何か新しい面白いことを見つけて、今にも手を出してきそうな表情がとてもかわいいと思います。こんな子供たちの将来のため、私たちには何ができるのでしょうか。会場に来てくれた若い皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。

今日は、日本各地から、そして世界各国から法制度整備支援の専門家にたくさんお集まりいただいております。それぞれの国や立場や年齢や経験の壁を越えて、幅広い見地から活発な情報交換、意見交換をしていただき、このシンポジウムがお集まりのすべての人々にとって有意義なそして楽しい一日となりますよう、お祈りしております。

私の役割は、若い皆さんに日本の法制度整備支援の概要をざっと御説明することです。しばらくの間、お付き合いをお願いします。

〔法制度整備支援のイメージ〕

まずは、法制度整備支援のイメージを少しビジュアル化してみましよう。

今日のシンポジウムの題は「私たちの法整備支援」うんぬんとなっています。他方、このパワーポイントでは“法制度整備支援”という言葉を用いていますが、細かいことは抜きに

しまして、今日は“法整備支援”と“法制度整備支援”の言葉をほぼイコールのものとしてお聞きください。

法制度整備支援につきましては、その範囲あるいは概念、定義について確固たるものがあるとは言えません。ただ、この図に示したように、「立法支援」「制度整備支援」「人材育成支援」という三つの輪がその中心付近にあって、それぞれが深く関係し合っていること、その内外に司法アクセス支援、あるいは法学教育に関する支援などが入っていること、それらを見ていただければと思います。

ちなみに、先ほどのごあいさつにもありましたが、本年4月21日に承認された国の方針である法制度整備支援に関する基本方針では、「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う」と記載されています。これが法制度整備支援についての公式的な定義であるとは言いませんが、大体こういったことが中心にあるのだなということイメージしていただければと思います。

その基本方針では、「法の起草・改正、基本法、経済法にとどまらず、法の適切な運用・執行のための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育などを視野に入れて、相手国自身による法の運用まで見込んだ支援を目指していることが日本の法制度整備支援の特長である」と強調されています。つまり、法というのは、単に立派な法律さえできてしまえばオーケーというわけではなく、それが使えるすべての仕組み及び人材がそろわないといけないので、そこまですべてをトータルで支援し、さらにそれが相手国自身で行えるところまでをお手伝いしましょう、という手厚いものとして考えているわけです。そうするためには、オーナーシップの尊重、つまり相手国の自主性を大切に、相手国との対話を重視していく、というわけです。

〔日本の法制度支援の目的〕

では、日本が法制度整備支援をする目的は何でしょうか。

この図の右上に示したような方向性を持った支援をすることによって、この図の左上に示したように、やがては相手国において法の支配が定着し、それによってあるいはそれとともに、相手国の持続的成長のための基盤整備環境が整う、という相手国自身の利益及び制度設計過程やその中での経験などを共有することによって、我が国とその国との連携を強めるといっていいでしょう。

また、それらの先に、より大きな、そして究極的とも言える、日本が国際社会で名誉ある地位を占める、あるいは保持するという、日本国憲法が掲げる目的を持つてくるべきではないでしょうか。そこには、世界平和とその中での日本の安全、世界の人々の幸せな生活があるはずですが、もっとも、これは私の意見であり、様々な御意見があつてしかるべきだと思っております。

〔法制度整備支援の理念〕

ここで少し視点を変え、法制度整備支援の理念や正当化根拠などに目を向けてみましょう。これらは国の政策、戦略にかかわる問題であるとともに、理論的問題を多く含んでいます。

日本に限らず、近年、先進諸国では法制度整備支援に注目して、多くの開発途上国に対する支援を展開しています。本来は、それぞれの国が自分の力でやるべき法制度整備について、なぜ他国が支援を行うのでしょうか。人道主義的観点でしょうか。支援する側の国益でしょうか。世界平和の実現でしょうか。

理念としてはそれぞれ成り立つとしても、現実の支援の中で支援される側の国家主権を害さないのでしょうか。また、現実の支援の現場でしばしば起きて、問題にもなっている先進国間の法制度整備支援競争及びこれに伴う不都合はなぜ起きるのでしょうか。

これらは、先ほども触れた法制度整備支援の目的とも関連します。その目的は、法の支配の定着でしょうか。あるいはグッドガバナンスの普及、及びこれによる市場経済化のための基盤整備でしょうか。

今申し上げたような問題、様々な疑問についてはすぐに出る答えはないのかもしれませんが。本日のフィルポットさんの基調講演やパネルディスカッションⅠで、それぞれの専門家の実体験を通して語られる部分はあるかと思います。

また、パネルディスカッションⅡの学生さんたちの発表にも期待します。より多くの学生や研究者のこの分野への参加によって、開発法学等の理論が確立されれば、今言ったような問題が解き明かされるとともに、理論的バックボーンを備えた系統立った法制度整備支援の実践、さらには現在のODA、国家開発援助による法制度整備支援が終了した後の法整備支援、つまりそれらの国々に対する国際協力についての将来ビジョンの構築までもが可能になってくるのではないのでしょうか。

〔日本の法制度整備支援の枠組み〕

次に、日本による実際の法制度整備支援の枠組みを少し見てみましょう。

この図では、右側に日本国内、左側に相手国内における関係機関や関係者を示し、それぞれの意思決定過程や意見の交換過程等を矢印で示しています。

日本国内では外務省、JICA本部、法務省、最高裁、日弁連、大学、NGO等の関係機関が様々なレベルで関与し、法律実務家や学者、通訳人などが実際の支援に当たる体制であることがお分かりいただけると思います。

それと同時に、相手国側においても様々な機関が様々なレベルで関与しています。図には入れませんでした。相手国側の法律実務家や学者、通訳人たちが日本の人々とともに働いています。そこに人間同士の交流と対話が生まれているのです。

〔日本の法制度整備支援実施のための方法〕

次に、日本が採用している法制度整備支援実施のための具体的手段、方法の概略についてまとめてみました。つまり、長期専門家による相手国へのアドバイス、国内支援組織による相手国あるいは長期専門家のサポート、本邦研修、現地セミナーなどです。これらを組み合わせ、あるいは単独で行うなど、その国の実情やニーズ、支援内容に応じて工夫しています。

今日のパネルディスカッションⅠでは、特に長期専門家あるいは元長期専門家に集まって

いただいております。それらの方々は、国内支援組織や本邦研修、現地セミナーなどすべての支援方法によく通じていらっしゃいます。

〔日本がこれまで行った主な法制度整備支援〕

これは、今まで日本が行った法制度整備支援のうち、主なものだけを地図に書き込んだものです。実は、これ以外にもたくさんあります。

一番古くからお付き合いがあるのはベトナムであり、1994年から支援を始めています。ベトナムでは、これまでに民事訴訟法、改正民法などの起草支援、検察官マニュアルの作成支援などを行ってきています。また、カンボジアでは民法、民事訴訟法などの起草支援、裁判官、検察官など法曹養成の支援をしてきています。随分多くの国々に多くの支援をしていることが分かっていただけたと思います。この図については、皆様のお手元に配布されているはずですから、後で御覧になってください。

〔法務省法務総合研究所国際協力部について〕

最後に、私のいる法務省法務総合研究所国際協力部について説明します。

当部は2001年に新設された部ですが、法制度整備支援を専門にするという点で、かなりユニークな部です。略称をICDといい、大阪にあるこの写真のビルの中にあります。検察官や裁判官等の法律実務家及びその他の法務省職員で構成しており、財団法人国際民商事法センター（略称：ICCLC）と密接に連携しながら、主としてJICAの実施する法制度整備支援に法律の専門家集団としての立場で参画し、協力しています。

なお若い人たちの人材育成に関しては、法科大学院の学生、公共政策大学院の学生を対象にしたインターンシップも実施しています。ちなみに、今日のパネルディスカッションⅡにはインターンシップに参加した学生さんたちが登場します。インターンシップは来年も実施する予定ですから、機会があれば是非応募してみてください。

〔スライド写真〕

「さあ、若い皆さん、あなた方も法制度整備支援に参加しませんか」。これが私の伝えたいメッセージです。スクリーンにあるのは、私が今年6月にウズベキスタンを訪問したときの写真です。国際シンポジウムで日本の司法制度改革に関する発表をしましたが、ウズベキスタンを初めとする様々な国の方々との交流がとても楽しく、また見聞を深めることもできました。法制度整備支援は相手国の役に立つだけでなく、また日本のためになるだけでなく、あなた自身を育てていきます。こんなに夢のある仕事はそう多くはないと思います。

そんな実感が持てるかどうか、今日のこれからのプログラムに期待してください。どうもありがとうございました。

【総合司会】 赤根部長、ありがとうございました。

これより「法整備支援で世界を巡る」と題して、弁護士・法律コンサルタント、チャール

ズ・フィルポット様によりまず基調講演を頂戴したいと思います。

初めにフィルポット氏を御紹介します。チャールズ・フィルポット氏は長年にわたり国際連合開発計画、欧州安全保障協力機構及びカナダ国際開発局等において法整備支援に取り組んでこられた経験豊富な専門家です。今回の来日に当たりまして、ぎりぎりまでどこの国から来日されるか分からないほど、多忙な日々を過ごされております。

本日は、本シンポジウムのテーマである法整備支援に関するフィルポット氏のこれまでの経験、そしてその魅力について御講演いただきます。

それでは、チャールズ・フィルポット様、よろしく願いいたします。

■基調講演 「法整備支援で世界を巡る」

講演者： 専門家 弁護士・法律コンサルタント

Charles Bowman Philpott (チャールズ・ボーマン・フィルポット)



【フィルポット】 皆様、おはようございます。今日、私がお話いたしますのに時間を割いていただきましてありがとうございました。また、法務省の法務総合研究所の方々に、今日お招きいただきまして、こういった機会を与えていただきましたことを感謝申し上げたいと思います。前回、このように多くの聴衆の前でお話ししたときには半分は非常に怒り狂ったボスニアの人々でありまして、そして片や半分はアメリカ軍の軍服を着た人でありました。実は、今日、日本に来て、通訳は武器で守られたような形で通訳しなくても済むということで、そして私がしゃべっている間に暴動などが起きなければと願っております。

私が今日招へいされました理由は、キャリアとしてこの国際法整備の仕事に携わってきたということ、それから日本では非常にまれであること、私自身の国でもまれなキャリアであるということでもあります。しかしながら、ここ数年、この分野で働いてきた経験をもとにしますと、このような仕事に携わっている人間はフルタイムでかなり人数が増えてきているということでもあります。ですから、この分野におけるプロ集団は確かに膨らんできていると言えるでしょう。

今日、お招きいただいた理由の一つとして、私自身の固有の経験ということではありますが、私はかなり必死にこのような仕事を、いわゆる国際的な仕事を探し回って、やっと就いたわけです。そして、わずかなサポートしか得られなかったという実情があります。現在の経済状況などを考えてみますと、恐らく私が経験したような状況と同じでしょう。少なくとも政府のサポートなどがあれば、このような時期において改善が果たされると思います。

それでは、まず、私のバックグラウンド、私がどのようなことをやってきたかを説明したいと思います。

私はカナダで生まれました。しかしながら、イギリス、カナダ、アイルランドのパスポートを持っております。特に違った名前を記載しているわけではないので、怪しい者ではございません。

昨夜、私は「どうしてこのような国際法整備分野で働いているのか」と聞かれました。私は実際には弁護士になりたいと思ったわけではないのです。既に、私は学生のとき、つまり法学部にいたときから国際関係の仕事をしておりました。そして、両親に説得されて、カナダに戻ってきたわけです。しかしながら、いつも海外で働きたいというモチベーションがあったわけです。

カナダでは、法学士は修士号の課程でありまして、まず最初に学部で勉強して、つまり学部レベルの法学課程はないわけでありまして。私は実際には歴史人類学を学部で勉強いたしました。私の同僚にはエンジニア、あるいは化学、医学部を卒業した者がいます。恐らく医学部を卒業した人間は多分ひどい医者になったと思います。でなければ法学部には来なかっただろうと思いますから。そういった学部を卒業した上で、修士課程の法学に進むわけです。

私はカナダの西海岸で勉強しておりまして、ここの中にはコーポレートエデュケーションプログラムというのがありました。これは、例えば1学期、4か月の間、学問に専念し、その後、実際の現場で働くということでありまして。例えば、カナダの弁護士事務所あるいは政府機関で働くということです。ただ、私にとって非常に魅力的であったのは、法学部が非常にたくさんの奨学金を提供して、特に環太平洋地域の海外で勉強する、あるいは働く機会を与えていたということです。マレーシア、インドネシア、ベトナムあるいは日本でも確か学生が派遣されて、通常は4か月間、弁護士事務所で働くといったシステムがありました。これは私にとってはポジティブな魅力でありました。先ほど申しましたけれども、どこに行きたいかということで、私は必死になって探し回っていたわけです、何をやるか、ということではなく、ですね。教授の一人は、私を正式な交換学生としては考えてもくれていませんでした。というのは、私が多分自分自身で探してくるであろうと思っていて、私はそういった候補者にもなりませんでした。

まず最初に、私はロシアのウラジオストックに派遣されたわけです。1993年に初めて開国して、冷戦時代は完全に閉ざされた都市でありました。その後、マレーシアにも派遣されまして、カナダの外務省で法的な問題あるいは州政府で働いたことがあります。これは主に国際協力の分野においてであります。

法学部を卒業いたしまして、すぐに司法試験を受けたわけではありません。インターンシップを弁護士事務所あるいは裁判所、あるいは政府機関で行ったわけでありまして。先ほど申し上げましたように、弁護士になるつもりはありませんでしたので、すぐにモンゴルに行きました。そして、これは偶然に見つけたポジションでありましたけれども、「法律家が足りない」という記事を見たのでそこに申し込んでみたところ、採用されたわけです。モンゴルで

まず最初に民間の弁護士事務所で働き始めました。その後、様々な国に行きました。例えば、ベトナム、ラオス、カンボジア、それからロシアでも働きましたし、ユーゴスラビアの一部であった国々、例えばボスニア、コソボ、最近はキルギスでも働いたことがあります。

様々なポジションで仕事をしておりました。モンゴルでは民間の弁護士事務所でありましたし、ラオスでは国連の開発計画でしたし、司法省でも働いたことがあります。これは非常に面白い経験でした。それから、ユーゴスラビアでは安全保障協力機構の仕事をしておりました。ですから、紛争の後、法整備をしている国の助けをしてきたということです。それから、カナダにもJICAと同じような団体があります。CIDA (Canadian International Development Agency) と申しますけれども、そこでは様々な法的なアドバイスあるいはミッション、法分野における介入政策といったところでアドバイスをしてきました。

私が今日お話しするように要請されたものの中に、もっと広いテーマで、国際司法システムあるいは法整備支援の中で、どうしてこの仕事をしたいと思ったのか、という質問がありました。キャリアの最初においては非常に強いモチベーションで、何かいいことをしたいと思うものであります。

例えば、人権の問題であるとか、そういう問題で仕事をする場合は、はっきりとしたモチベーションがあって、人々の助けをしたいということでもあります。技術的な法的な支援ということもあるのですが、ただ目的が必ずしもそういう場合は明らかでないことがあります。ただ、政府の官僚の人々と一緒に仕事をする場合、一般的に何らかの支援を得ることを喜んでいただける、ということでもあります。何らかの変革を行うことができるわけです。

もう一つ重要な要素としては、なぜ、外国で働きたいかということですが、仕事の性質そのものが魅力的であるということがあると思います。これは伝統的な自国の法制度のもとで働くのとはかなり違ってきます。環境の違うところでの仕事となり、また仕事の種類もまだ余り経験がない時点ですと、母国では得られないような仕事を得ることができるという利点があります。例えば、カンボジア、ラオス、ベトナムなどの主権国ではちゃんとした政府があるわけです。何を達成したいかということは政府が分かっております。何をしたいかということも、自分でそういう国に行って行く場合には、技術的な法的なアドバイスを与えるということによく分かっていると思います。

ただ、そういう国だけではなくて、ボスニアとかコソボなどのような、国連などが保護している国、今だとアフガニスタンなどがありますが、そういう場合には自分の働く仕事の範囲がかなり広がってきます。UNDP (United Nations Development Programme) にいる担当者と話をしたことがあるのですが、その人の話ですと、法務省にアドバイスすることはしなかった、ということなのですね。制度をつくるというよりも、要するに法務省がなかったので法務省自体をつくるという仕事をやった、という話でした。日本は法務省がもうありますから、そもそも法務省をつくる必要がないわけですから、そういうチャンスはないわけです。リストラや組織替えはあるかもしれませんが、そういうことは日本では考えられません。

私も、まだ若かった時分の話ですが、法律をつくったことがありました。これはボスニア

においてですが、人々に影響を与えたと思います。カナダにいれば、法案をつくって国の法律全体に大きな影響を与えるということはなかなか難しかったと思います。それができたのですね。そうした側面があるということです。

もう一つ、なぜ国際法整備支援で働くのが魅力的かということですが、違ったものの見方ができます。いろいろなものの見方に接触し、いろいろな法律制度に出会えます。人々にもいろいろな人がいます。現地の人々だけでなく、世界中の人々がそこに来て働いていますので、現地でいろいろな人に会えて、いろいろなものの見方、いろいろな法律のモデルに出会えます。

もう一つ、自国の法的制度のプラス面なども考えるようになります。また、時によっては、母国でも法律制度については改善点があるのではないかとことを反省することもできます。

それから、個人的な側面も法整備支援にはあるわけですが、いろいろな経験ができます。友人ができます。地元と接触して、彼らの生活の仕方もわかります。また、世界からいろいろな人が来ているので、そういう人々とも知り合いになることもできます。こうした仕事を15年、20年やっていますので、ほとんどどこの国に行っても、一緒に仕事や勉強した人のだけに会えるということになります。

それから、どういう技術や問題点があるかということですが、一番重要なスキルというのは、国際法整備支援で必要なのは、やはり忍耐力ではないかと思います。こういう仕事はどうしても時間がかかります。国連で仕事をしようが、大きなミッション、あるいは小国において技術的・法的支援をしている場合でも、時間がかかります。ですから、辛抱強く、現実的にもものを考えてやっていく必要があります。

また、うまくいかないこともよくあります。時間がかかってうまくいかない、成果が得られないということがあります。ですから、現実をよく考えて、楽観的にもものを考えて、何とか頑張っていこうという気持ちにならないといけません。

今日大事な一点をお話ししたと思うのですが、今、仕事をしているその国の文化や歴史を尊敬する、尊重するということがあります。単に法的な制度に関する尊敬だけではありません。法的な支援を行う場合に、その制度に問題があったり、うまく機能していない、あるいは市場経済の移行がうまくいっていないということがありますから、完全なシステムということはないわけです。とてもひどいシステムである、これは全部やり方が間違っている——こんな話はだれも聞きたくないわけですが、そういう考え方はいけません。いい点があるわけですから、それを認めて、増長していく、それを改善点につなげていくことが必要です。

ですから、決して自分の考えるモデルを押しつけるということをしてはいけません。日本のことではありませんけれども、ある種のドナー国が特定の制度を押しつけようとしたことがあります。本国ではそれでいいかもしれませんが、これが被援助国ではうまくいかない。そういう能力がそもそもない、また財政的なリソースもないということでもうまくいかないことがあります。

私が忠告したいのは、オプションを提示した方がいいということです。これもできます、これもできますよということで、その影響も考えて、彼らに選んでもらうのがいいと思います。そうするとモデルが決まっていくと思います。

もちろん、問題点としては、文化的なダイナミクスというものがその国で動いておりますので、国や政府が違えば、ベトナム、ラオスなどの司法省で仕事をしたことがあります。いろいろな制度、文化が違うのです。その国の中でも違うし、私の知っている国とも違う、日本のやり方とベトナム、モンゴルのやり方は法律に関しても違ってきます。どのくらい違うかというのは測定するのは難しいですが、数日前にハノイに行っておりました、JICAのプロジェクトの人にちょっとアドバイスしておりましたが、ベトナムの文化に関しては必ずしも問題点を感じないということをおっしゃっておりました。中国の影響などもあるからかもしれません。

数年前、モンゴルで仕事をしたことがあるのですが、ちょっとびっくりしたことがありました。日本の同僚がモンゴリアの人々がモンゴル語で言うことがよく分かるというのです。これは考え方がよく似ているという点があるからかもしれません。文化的な遺産がよく似ているということです。表面的に見るとモンゴルと日本はかなり違っておりましたが、そういう似た面もあるのです。私は個人的にモンゴルの方がベトナムにいるよりも、カナダのようにスペースが広がっていますので、より安心感をモンゴルにおいて感じました。

また、前ユーゴスラビアで仕事をしていたときに、紛争国でしたから、政治とか民族の紛争があつて緊張が高まっていたけれども、そういう面で難しかったのですが、ただ、何を欲しているかという国民の考え方がはっきりしておりましたので、何をしたいのか、なぜそうしたいのか、ということをはっきり言ってくれました。時には人々の考えていることがよく分からないということがありますので、それが分かるということもあつたわけです。ですから、バランスが必要である、時間がかかるということでもあります。

また、どのような知識が必要かということですが、これはいい面と悪い面があると思います。特に法律関係では、違った法的制度にどのくらい知識を持っているか。私は英国法の慣行をもつ国から来ていますから、英国法についてよく知っております。私が仕事をした多くの国々では、いわゆる大陸法（Civil law）というものの伝統が根強かつたのです。ですから、違いに気がつかなかつたこともありました。かつての共産国の国々ではそれが出てきました。ソ連の制度、それから中国の制度なども違ってきます。ですから、そうしたものの影響を受けている場合があります。

一方では、日本の弁護士としての知識を使って援助を行っていく、しかしながら大陸法と英米法の違いということも念頭に置きながら援助を行っていくことが非常に重要です。

国際法という観点もあります。国際法ということで大陸法と英米法の違いが余りなくなつてきておられます。そういったハイブリッドの形の法制度を提供していくことも、国際法制度

支援のために必要になってくると思います。

海外で働く時ですけれども、言語の問題があります。言葉の壁は常に問題になってくるわけです。私は英語が母国語ですので、英語を話す人の環境では、私は言語の壁なく働くことができるわけです。しかしながら、英語のレベルは世界各地で様々違いがあります。ウズベキスタンやモンゴルに日本語の非常に達者な方がいらっしやった。それで日本の援助がしやすかったという話も聞いたこともあります。

英語を話せることは非常に役に立ちます。しかしながら、注意事項としては、英語がパーフェクトでなくてもそんなに気にしなくていいということです。国際的な文脈で働いていると、英語が母国語でない人たちの間のコミュニケーションが、英語が母国語の人の間のコミュニケーションよりスムーズであることがあります。例えば、カナダ独特のスラングをカナダ人は使ったりしますので、英語を母国語とする人の方がコミュニケーションがうまくいかないことがあります。

国際交流の観点から、ロシア語、スペイン語、フランス語も非常に役に立ちますし、特定の国で話すとき、その国の言語を話せることは有用であります。

それでは、ここでまとめといたしまして、このような仕事をどこで探せばいいのかということについてお話し申し上げたいと思います。

具体的なプログラムであるとか、法務省あるいはJICAが指揮をとっているプロジェクトであるとか、そういったことの具体的なお話しはしませんけれども、様々なものがあります。皆様方は自分自身でそれを探さなければいけないと



思います。そして、「聞いてみる」ということはいいことです。ですから、ある仕事があると、しかしながら、日本人は受け入れられないかもしれないと最初から思い込まないことです。とにかく聞いてみる。自分が日本人であるとかほかの条件によって、その仕事の資格がないと最初から思わないことです。まず、とにかく「聞いてみる」ということです。

様々なチャンスが公共分野や民間分野にあります。法制度整備支援だったり、NGO、外国の法律事務所、あるいはボランティアとして働いたりすることができます。

幾つか念頭に置かなければいけないことがあります。一つは、国際機関がプログラムを持っているとき、そこで人を雇用しているときです。例えば、インターンであるとか、国連の機関やアジア開発銀行、世界銀行であるとか、様々なプロジェクトがありますので、そこでインターンシップのプログラムをとるということです。インターンシップには給料は出ませんが、その後、それ関係の仕事が見つかる可能性が高まります。長期的な、そして給料の出る仕事に就ける可能性があるわけです。ボスニアや欧州安全協力機構におきましてもインタ

ーンシップのプログラムがあります。6か月、インターンとして働いて、そして国連のミッションで仕事を見つけることもあります。あるいは国連のボランティアのプログラムに参加できるチャンスもあるわけです。

このインターンシップのプログラムは、ほかのプログラムに参加するための近道ということが言えると思います。様々なプログラムに参加しますと、そこで人脈も広がりますし、永続的あるいは長期の仕事に就けるという可能性も非常に高まるわけです。

様々な国際機関がこのようなインターンシップのプログラムを持っています。しかしながら、日本が加盟国となっている機関以外にもチャンスがあるということをお覚えておいてください。例えば、国際裁判所であるとか紛争解決の裁判所に、日本の市民としてそういったインターンシップのプログラムに申し込むことができますと思います。日本はECの加盟国ではありませんけれども、国際裁判所でインターンシップをとれるということもできます。

他は、欧州連合であるとか、もちろん日本は加盟国ではありませんけれども、アソシエイトメンバーとして日本人がその機関におけるインターンシップのプログラムに申し込むことができます。例えば、カナダの外務省におきましても外国人のインターンを受け付けております。ですから、様々なチャンスがいろいろなところにありますので、それを障害と思わずに、まず試してみる、聞いてみるのが重要です。

そして、国際的な法学に関するコースですね。例えば様々な国際機関であるとか、民間の法律事務所におきましてもそういったコースを提供しております。そういったところに連絡して申し込んでみるのも一つの方法です。例えば、政府の高官が短期の夏のコースを提供していることもありますので、そういったものも調べてみてください。

カナダの国際開発局ですが、これはJICAに当たるものですね。JICAで同じようなプログラムがあるかどうか知りませんが、CIDAにおきましては大学院の学生さん等に提供するようなプログラムも持っております。これは多少の給料も出ます。そして、そこを踏み台といたしまして、CIDAにおける仕事に就けるという可能性もあります。

様々なNGOが短期のプログラムを用意しております。あるいは選挙の監視員としての仕事。例えば、ボスニア、アフガニスタン等の紛争の起こっている地域で、選挙の監視員としての仕事を外国人が行うということがありますので、それも一つのチャンスですね。監視のミッションですけれども、これは短期のもの、選挙の期間中だけになりますので、その中で法律にかかわる仕事をすることもできますので、これは長期の仕事よりも探すのが簡単です。

様々な国際機関、様々な分野におきまして、様々な機関が様々なプログラムを提供しております。皆様方自身でリサーチして、その仕事のチャンスを掘り起こすことが必要になります。

もう一つ、この分野において経験を積みましたら、専門家のデータベースがありますので、そこに登録することも一つです。国連におきましてもその登録簿を持っております。国連開発計画（UNDP）におけるUnited Nations Volunteersという登録簿があつて、そこに経験を積んだ人は登録できることになっております。そして、資格を満たせば国際連合の登録簿に登

録し、そして国際連合関係の仕事をする事ができます。あるいは世界バンクにも同様な登録簿がありまして、世界銀行関係の仕事に就くチャンスもあります。カナダにも同様なデータベースを備えております。

この登録簿というのは余り信用しすぎても駄目なのですが、しかしながら、あるタイプのポジションが空いていると、そこで人を採用しているということですね。その機関は、まずデータベースの登録を見に行きます。ですから、そこからコンタクトが来ることもありますので、その登録簿に自分の名前を載せておくことも、こういった分野で仕事をするための一つの方法です。例えば、プログラムオフィサーが日本に来たときにインタビューを受けるとかいうことです。

時間もそろそろ来ましたので、まとめといたしまして、皆様方に奨励したいのは、こういった国際関係の仕事を是非やってみてください、ということです。少なくとも自国でのキャリアに役に立つと思います。また海外で仕事をする場合には確かに役に立ちますし、日本の専門知識はいつも歓迎されます。私は、ベトナム、ラオスの司法省で働いておりましたが、ベトナムでは日本からのアドバイスあるいは専門家に対する尊敬の念は高まっております。

また、より多くの機会が国際司法制度の中で様々な仕事、あるいはプログラム、あるいは交換制度、機関といったものが、私が始めたころよりも増えてきております。ただ、欠点は、かつてよりも多くの方が応募してきているという実情があります。しかしながら、日本の司法制度が集めている世界各国からの敬意、あるいは尊敬の念は、皆様御自身の役にも立つものと思われまます。ありがとうございました。

〔質疑応答〕

【総合司会】 それではこれより質疑応答の時間です。限られたお時間ですが、御質問のある方は、スタッフがマイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。御質問の前にはお名前と所属をお願い申し上げます。

どなたか御質問のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、中央後方の女性の方に。

【クロサカ】 本日は貴重なお話をありがとうございました。上智法科大学院1年生のクロサカと申します。

私も法整備ということには非常に興味を持っておりまして、特にアフリカの発展途上国でイスラム教の国での法整備ということに興味を持っているのですが、イスラム教の国に参りますと、特に宗教が違うということで、仏教徒である日本人はなかなか受け入れてもらえないということがあって、また法整備に現地で携わっている人々はすごくプライドもお持ちで、法整備の支援などは要らないというか、受け入れ難いという状況があるのですけれども、そういうところに飛び込んでいって法整備支援をする場合にはどういうことに注意することが必要なのか、御自身の体験から教えていただければと思います。

【フィルポット】 イスラム国における私の経験というのは直接あなたが意図しているような国、もちろん私が働いたボスニアも60%がイスラム教徒であります。しかしながら、あなたが想定している国とはちょっと違って来るかもしれません、文化そのものが西洋に近いものになっております。それから、キルギスでも、やはりほとんどの人がイスラム教徒でありますけれども、司法システムはイスラム教にのっとっているわけではありません。

ですから、私の知っている直接のテクニカルアシスタント、中東でのイスラム圏あるいはイスラム教国で働いた人たちの経験からすると、もちろん特定の抵抗あるいは懐疑心を外国の司法制度あるいは外国の考え方に対して持たれているようです。もちろん、それは非常に古い、強い伝統があるからです。しかしながら、教え説くとか、特定のモデルを採用するように頭ごなしに言うというようなことをするのはなくて、その国の様々な分野を反映させながら話し合っていくといいと思います。

しかしながら、そうは言っても非常にチャレンジングな仕事であると思います。特にこの文脈における私のアドバイスとしては、南アジアあるいは東南アジアなどの国と違って、伝統あるいは我々が知っているような司法制度と違って、イスラム圏の国においてはシャリーアな原則があるということ、基盤に宗教的な原則があるということです。アドバイスをその枠組みの中で行っていくということではないでしょうか。

もちろん、理論的なあるいは法的な議論においては、その枠組みの中で勝つということはいかなかなか難しいかと思えます、向こうの方が知識が深いわけですから。しかしながら、その枠組みの中で、例えば私のアフガニスタンの同僚ですが、ボスニアからたくさん来ていたわけですが、こういった法律に関する議論をたくさん戦わせたわけですね。イスラム教徒でしたので、いろいろな原則や主義などを盛り込むことによって、ボスニアあるいはトルコで採用されたモデルを提示すると受け入れやすかったということがあります。

ですから、まずシステムを理解して、アドバイスをその文脈の中で構築していくことが私からのアドバイスになります。質問に対する答えになっていますでしょうか。

【総合司会】 ありがとうございます。

続きます、どなたか御質問のある方、いらっしゃいませんか。

はい、中央の男性の方。

【ハタ】 モンゴルを研究しています拓殖大学のハタと申します。

慣習法と事実たる慣習と慣習的利用、法源を想定して研究をしておりますけれども、いわゆる制定法とそのような制定されていない伝統的なものの調和をどのように考えておけばよろしいか、御教示いただければ有り難いです。

【フィルポット】 ちょっと明確にしていきたいのですが、common lawとおっしゃいましたね。これは伝統的なlawのお話ですか。今のお話はそういうことの違いについて、ということでしょうか。

【ハタ】 事実たる慣習と慣習法で、いわゆる制定されていない法のことで、common law, いわゆるjudge-made lawのことではありません。習慣として中央アジアに流れている、遊牧民が考えている一つの規範と、新たに持ち込まれる法整備、具体的な立法作業、文章化されたものをどう調和させるかということでございます。

【フィルポット】 一番難しい点について御指摘があったと思います。技術的な支援を行う場合、法的な整備に関して、これは中央アジアではとても重要な問題になっています。特に、ラオス、ベトナム、カンボジアなどはいわゆる遊牧民というよりも高地に住む少数民族に関して問題が強いと思います。

ただ、最近までは余り注目されていなかったことですね。御存じのように、ほとんどの支援がこれまでは法律をつくって、これを施行する、国際的なモデルをやっていくということでした。ただ、こうした法律が導入された後、うまくいかないと。これは必ずしも積極的に害を与えるというものではないにしろ、うまくいかないことがあります。どうやってこれを調和させるかという御質問ですけれども、まず「理解する」ということが大事ですね。この分野で多くのこの仕事が行なわれております。つまり、今、こうした伝統が何かということ、慣習であるとか、必ずしも制定されていない、文章化されていないものですね。ラオスでUNDPの仕事をしましたけれども、慣習法に関して、これを正式の法的な整備に順応させようという仕事をしたことがあります。ラオスにおきましては、60くらいの少数民族がいて、それぞれシステムがあります。アクセスも難しいし、言語も違っております。時間も限られておりまして、8か月でやれということでしたので、大変難しい仕事でした。

単に法的な側面だけではなくて、これは同時に人類学的な、民俗学的な側面も必要とされますので、法律をただつくればよいというものではありません。調査する、それからこうした法律については調査しても刻々とその様相が変わっていくという点がありますので、どうやってこれを調整するかということになるわけです。

ただ、現在、かなりの調査・研究が行われておりまして、何とか異なったシステムをつくっていかうと。一部の分野では地元の伝統あるいは紛争解決の方法に任せようという態度もあります。そうしたことが実際にこれまで行われてきました。成功をおさめました、マレーシアではそうでした、インドネシアもそうでした。こうしたところでは、伝統的な法律と西洋の正式の法律などを調和させたということがあります。

マレーシアでも、そうした地方と規格的な法律との調整が行われているとの報道がありました。国際組織も、何を達成したいのか、あるいは個々のドナー国が何を達成したいのかということが明らかになっていない場合がありますので、遊牧民族あるいは高地に住んでいる人々の場合には、法律を変えて、伝統的なものを変えて、いわゆる中央集権的な法律をつくることが行われるわけですが、そうすると文化が壊れてしまうという側面もあります。

また、国際的な観点からすると、伝統は尊重したいけれども、しかしながらなるべく国際的な人権レベルの標準に一般化していきたいということがあると思います。地元の習慣においては必ずしも人権が尊重されていないということがありますから。

ですから、たくさんやるべきことはあるのですね。何が共通の目的かということはよく考えてやるのが大事だと思います。どこでこの二つの違ったシステムを妥協させて、国民の利益になることは何かということを考えていくことだと思います。

もう一つ難しいのは、変えようとした場合、国際的な人権のレベルに合わせていきたいというような場合、あるいはビジネスをやる上でも国際レベルに合わせていきたいという場合、これは簡単な問題解決策はないと思っています。ですから、何か提案があったら、私がかえってお聞きしたい、勉強したいと思っているわけです。少なくとも、これまで何がやられてきたかということと言うと、かなりの進ちょくが行われてきたということは言えるのですね、調和されてきたと。ただ、長期的な目標ということはまだ議論がなされている、ということだと思います。

もっと明快に答えられればいいのですが、大変難しい質問を今いただきました。お答えになったかどうか、分かりませんが。

【ハタ】 ありがとうございます。

【総合司会】 ありがとうございます。

それではお時間の関係もございますので、次の方で最後とさせていただきます。中央の男性の方。

【サワイ】 今日は貴重なお話をいただき、どうもありがとうございました。私は慶應義塾大学法科大学院修了生のサワイと申します。

一つお聞きしたいのですが、チャールズさんの中で法整備支援をやることの究極の自分の中のゴールはどのように設定されているのでしょうか。そして、その設定されたゴールに自分が向かっているかというのは、どのように反省して、その先につなげているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

【フィルポット】 とても難しい質問ですね。両親にもそういうことを聞かれたことがあるのですが、正直言って、こういうキャリアを始めたときに、特定の目標があったわけではありません。絶えず外国で仕事をしておりましたので、戻ってはまた外国へ行くという仕事をしておりました。当初は、もっと仕事を見つけない、ある特定の場所で仕事をしたいと思っておりましたので、どこかに行きたいので、その国に行くための方法を何とか見つけたということが正直なところではあります。私はそういうのが上手でした。

いろいろ調べて、手紙を書いて、何か法的な関係の仕事あるいは何か資金が出ないかどうかを調べていたわけです。ウラジオストックに行ったことがありましたが、私の大学が奨学金を出してくれて、太平洋沿岸地帯の国々での研究に関してそういうことができたわけですが、そういうものはない、という人が大方の意見でした。ロシアで暮らしていたこともあります。ウラジオストックはロシアですから戻ってみたいと。そこで何かポジションを得て、

ウラジオストックで仕事をしたいと思っておりました。これは奨学金が全額出るわけで、グラントですから。

モンゴルに行ったときも同じです。その後で行きましたけれども、どこに行きたいかという国をまず決めて、その時点でかなり行けそうであると。冷戦が終わった時期でありましたので、神秘的などか遠い国はないかどうかと。これは魅力がありますので、そういうところを見つけて行ったわけです。

ただ、正直に言うと、必ずしもはっきりとしたいわゆるキャリアの目標を持っていたというわけでないのです。少なくとも、今の御質問者が言う意味では、ですね。私がやってきた仕事の性質、これは、だんだん複雑化してきております。また、場合によってはレベルが高くもなっていると思うのです。いわゆるアドバイスを与える、プロジェクトのサポートをする人々の役職が高くなっているという意味ですが。ですから、余り仕事を見つけるには苦労しなかったのです。ただ、過去においてはそうではなくて、ちゃんと資金があって、仕事の機会を見つけるのは難しかったと思います。待っているは来ないわけですから。

私の希望としては、今でも私のキャリアの最初のところに戻って、どこかに行って、新しいエキサイティングなことをしてみたい、違ったことをしてみたいという願望が今はあります。機会を見つけて、何らかのアドバイスをどこかの省に与えるとか、そうしたものはカナダにはなかなか得られませんので、今でもそうしたものに魅力を感じております。ただ、いったんこういうキャリアを重ねてくると、元には戻れないんですね。ですから、キャリアのゴールとしては、さらなる動機づけをきちんとしていきたいと。それが何か、どうかということは私自身もよく分かっておりません。

仕事を選ぶ場合には、ある地域をまず選ぶ、過去にやってきた、よく知識のあるところを選ぶということが今できます。その国において、システムにどのくらい私がお手伝いをできるか。ですから、そうした目標をよく考えて、そうした仕事があるたびに考えてやっているというのが現状です。自分の両親にもそうした答えをしたのですが、今の御質問者にはこれで答えになっているかどうか分かりません。

【総合司会】 それでは、以上で質疑応答を終了させていただきます。チャールズ・フィルポットさん、ありがとうございました。

〔休憩・再開〕

【コラム】

ハノイの街角でバイクの洪水を見ながら

弁護士・JICAベトナム長期専門家

小幡 葉子

ベトナムの街の主役はバイク。公共交通に頼れず、自動車はまだ高くて庶民には手が届かないので、移動はすべてバイク。学校や病院の門前はバイクで迎えにきた家族でいっぱい。父・母・幼子二人の一家4人乗りプラス大きな荷物、長い長い鉄パイプを担いで運搬、小さい車体でマイカーや軽トラックと同じ仕事をしている。

私たちのプロジェクトでは、契約法や担保取引登録などの立法起草支援も行っているのですが、バイクを買うお金をみんなどうやって調達しているのかが気になる。ベトナムの一人当たりGDPは835米ドル（2007年、ベトナム統計総局）だから、数十万円のバイクは非常に大きな買物であるが、地元の人に聞いてみると、ためる、副業で稼ぐ、海外からの送金、親せき知人から借りる、お店に頼んで何回かに分けて払うなど、いずれにしても銀行や信販会社のローンを組むことはないらしい。驚くことに、数百万円する持家でさえキャッシュで買う人が多いという。

この国では、銀行も非常におっとりしている。個人や中小企業への融資には消極的。不動産に抵当権を設定する場合には権利証書を、在庫なら倉庫のかぎを、預金なら通帳を、債務者から取り上げて銀行の金庫に入れてしまうのが普通らしく、それなら確かに安全だ。ある集まりで担保登録に有効期間を設けるべきかを議論していたら、ある銀行の人は「もしうっかりして担保が失効してしまったらどうするんですか。」という理由で反対していた。ローンの管理なんて手間のかかる仕事はできれば敬遠したいだろう。

いずれ、ハノイの通りにも、人と物と「ローン」や「担保」をのせて走る車両があふれる日が来ると思う。契約法・担保法が市民生活に溶け込む時代。そのときもまだバイクは街の顔だろうか。

■パネルディスカッション I 「経験者に聞く法整備支援の魅力」

司 会：法務省法務総合研究所国際協力部教官 森永 太郎

パネリスト：

<ベトナム>

元長期専門家	佐藤直史（弁護士）	中島朋宏（裁判官）
現地事務所	伊藤文規（長期専門家）	西村 修（長期専門家）
	小幡葉子（長期専門家）	

<カンボジア>

元長期専門家 眞鍋佳奈（弁護士）
現地事務所 建元亮太（長期専門家） 坂野一生（長期専門家）
チャン・シナ（カンボジア・プノンペン市裁判所判事）
セン・ニエン（カンボジア・プノンペン市裁判所判事）

<ウズベキスタン>

元長期専門家 市橋克哉（名古屋大学教授）

<モンゴル>

元長期専門家 磯井美葉（弁護士）

コメンテーター

松尾 弘（慶應義塾大学教授）
山下輝年（水戸地方検察庁次席検事）
森 千也（JICA公共政策部次長）



【総合司会】 それでは、これより午後の部を始めさせていただきます。

本ディスカッションのコーディネーターを務めますのは、法務省法務総合研究所国際協力部教官、森永太郎です。

この先の進行は森永教官にお願いいたします。

【司会（森永）】 どうもありがとうございます。ただいま御紹介いただきました法務省法務総合研究所国際協力部で教官を務めております森永と申します。

今日は90分のパネルディスカッションということで、その司会、コーディネーターと書いてありますが、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日のパネルディスカッションは二つございまして、私どもは第Ⅰ部の担当ということで、現地専門家、これは要するに開発途上国の最前線の各現場に派遣されまして、これまで法整備支援活動に携わっておいりました皆様、あるいは現に携わっている皆様に、その面白さややりがい、魅力等々についてお話しいたきたいと思っております。

会場には、パネリストとして5名の方々に来ていただいております。それから、今日はベト

ナムの現地、ハノイにありますJICAの事務所、それからカンボジアのプノンペンにあります事務所もネット中継でつないであります。映像は出ますでしょうか。

左側がカンボジア事務所です。右側が、だれもそろっていないところがすごいですね。ベトナムと日本では3.5分くらいの時差があるそうですので、そういうことになっておりますけれども、構わず進めたいと思います。

後でコメントしていただくコメンテーターのお三方にも登場いただいております。順次御紹介申し上げます。

まず、パネリストの方からですが、名古屋大学法学研究科の教授でいらっしゃいます、以前、ウズベキスタンに派遣されておられました市橋克哉先生でいらっしゃいます。

それから、弁護士さんです、以前、カンボジアに派遣されておられました眞鍋佳奈先生でいらっしゃいます。

それから、現東京地方裁判所の判事でいらっしゃいます、わりとつい最近までベトナムに派遣されておられました、ベトナム語も達者でございます、中島朋宏裁判官でいらっしゃいます。

それから、日本の法整備支援で、この名前を知らない人はいないという、JICA国際協力専門員で弁護士の佐藤直史先生でいらっしゃいます。

それから、最近、その佐藤直史先生をしのぐ勢いの知名度を獲得していますJICA国際協力客員専門員でモンゴルの専門家でいらっしゃいました磯井美葉さんです。

以上、5名のパネリストで話を進めたいと思いますが、後にたっぷりコメントをいただこうと思っております。お三方のコメンテーターも併せて御紹介申し上げます。

まず、慶應大学の松尾弘教授でいらっしゃいます。

それから、以前、私どもの国際協力部で教官をしておられました、現在、水戸地方検察庁次席検事の山下輝年さんでいらっしゃいます。

それから、現在、JICAで法整備支援を担当しておられますJICAの公共政策部次長の森千也さんでいらっしゃいます。

以上、私を含めて、合計9名で進めていきたいと思えます。後ほど、質疑応答の時間もございますので、会場からいろいろな御意見あるいは御質問をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そろいましたね。まず、ベトナムからいきましょうか。

伊藤文規教官。

【伊藤】 どうも遅れましてすみません、時差の関係がありまして。

【司会（森永）】 3.5分くらい時差があったように思いますが、大丈夫でしょうか。スタンバイ、オーケーですか。

【伊藤】 大丈夫です。

【司会】 それでは御紹介します。

まず、弁護士さんでいらっしゃいます、現在、ベトナムの現地事務所で活躍しておられます小幡葉子先生です。

それから、裁判官で同じくベトナム事務所で活動しておられます西村修判事です。

それから、今、冒頭、謝罪から始まりました、我がICDの元教官、今でも教官ですけども、検察官の伊藤文規さんです。よろしくお願いします。

【伊藤】 今でも教官のつもりです。

【司会（森永）】 あ、そうだっけ？そうですね。

それでは、カンボジアに行きましょうか。カンボジア、映りますか。

ぞろっとそろっていただきました。

まず代表者であります、カンボジア法制度整備プロジェクトの専門家でいらっしゃいます坂野一生さん、よろしくお願いします。

それから、これも我が身内です。カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの専門家で検察官です、建元亮太さん。それから、今日はスペシャルゲスト、お2人来ていただいています。プノンペンの市裁判所の裁判官でいらっしゃいます、かつ王立裁判官・検察官養成校の教官にこれからなられる教官候補生でありますチャン・シナさんとセン・ニエンさんにも来ていただきました。後ほどお話を伺います。よろしくお願いします。

それでは、今日は長期専門家という者が一体何をしておるのかというようなことをメインに話を進めていきますけれども、会場の皆さん、長期専門家といっても、一体何のことやねん？ということになるかと思しますので、ここは知名度の一番高いJICAの佐藤直史先生から、そもそも「現地専門家とは何だ？」ということと、プロジェクトベースでプロジェクトがあってそこに派遣されるという形をとることが多いので、「プロジェクトって何だ？」と、併せて日本の法整備支援におけるスタンス、どんな立場でやっているのかというようなことを1分半で解説していただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔現地専門家とプロジェクトと日本の法整備支援におけるスタンス〕

【佐藤】 ありがとうございます。「1分半というのはかなり厳しい…」と言うだけで、5秒、使ってしまうんですね。

日本の協力は、相手国政府と、どのような分野において、どのようなことを目標にするか、それを話合いで決めた上で、その合意した目標にたどり着くためにどのような方法がいいか、そういったことを考えて行います。



長期専門家、現地専門家、同じですけども、現地に派遣する長期専門家といえますのは、その協力の方法の一つの手段でございます。特に法整備支援では、これは午前中のフィルポットさんから話もありましたが、相手国の社会や法文化、そういったものをちゃんと踏まえて行わなければならない。そういったことから、法律のバックグラウンドがある専門家を長期で現地に派遣しまして、日常的に相手国の支援対象機関と一緒に、本当に毎日毎日顔を合わせて仕事をしています。そういうことによって、より相手国の実情を踏まえた支援が可能になる、そういったスキームでございます。

法整備支援の場合には、ほとんどの場合において、相手機関に法律のバックグラウンドがある方を派遣しまして、毎日やりとりをしつつ、ニーズをしっかりと把握し、また実情を踏まえた支援ができるようになっていきます。

また、先ほど司会の森永さんからありましたけれども、スタンスとしましても、より相手国の社会に根付く支援、それを行うために相手国のことをしっかりと我々も一緒に学びながら支援を行っていく、そういったスタンスを可能にしているのもこの現地専門家の仕事であります。

ただ、現地専門家も一人ですべてのフィールドをカバーできるわけではありませんので、日本国内に学識経験者などの支援体制を設けることも多くございますけれども、長期専門家がいることによって、その長期専門家が相手国の法文化と日本の法文化の橋渡し役をする、そういったことによって日本の学識経験者あるいは日本の最高裁判所や法務省、日本弁護士連合会や大学関係者の方々と一緒に相手国のために仕事ができる、そういったスキームをとっております。大分長くなりましたが、以上でございます。

〔相手国と日本の制度のギャップ〕

【司会（森永）】 ありがとうございます。長期専門家というのは、実は私も3年間、ベトナムのハノイにおりましたので経験したことがありますし、ちょうどそのとき、今の佐藤先生も一緒にそこで長期専門家として働いておったわけでございます。そんな、カッコいい仕事、していましたっけね？

内心、じくじたるものがなくはないんですけれども、気にせず続けたいと思いますが、そうやって長期専門家として現地で活動を始めますと、余りに我が方と向こうの法制度あるいは法概念あるいは法感覚とでも言うんですか、こういったものが違う。あるいは体制そのものが根本的に違うので、えらく戸惑ったり、それこそ「目が点になる」というような経験をよくすることがあるのですが、最初のテーマは「相手国の制度と日本の制度のギャップ」、こういうのにどんなおかしな例があるかということから始めたいと思います。

皆さん、それぞれにいろいろな経験をお持ちかと思いますが、トップバッターとして眞鍋先生、カンボジアで恐らくそういうような経験は幾つもされておって、ここでお話になると30分超えると思うのですが、厳選して一つくらい選んで、面白いのを御紹介していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【眞鍋】 ギャップの例というのは、皆さん、それぞれいろいろなエピソードをお持ちだと思うのですが、たくさんあって、30分でも話が尽きるかどうかという感じなのですが、こういう機会なので、面白い例というより、こういうところでちょっと戸惑って、これはどういうふうにしたのだろうという、悩んだ例を御紹介させていただきます。

私は、御紹介いただきましたとおり、カンボジアにおりま



して、民事訴訟法と民法の関係の法律の起草支援ですとか、これらの施行支援にかかわってきたわけですが、例えば民事訴訟法で訴訟書類の「送達」という概念があります。これは簡単に言うと、裁判になったときに、相手方にちゃんと郵便で書類を届けましょう、という仕組みなのですね。そうしないと、知らない間に、自分のところに何も訴状とか届かない間に訴えられて、負けたということが起こるわけなので、地味なのですけれども、当事者の手続保障のためには非常に重要な制度であるということがあります。

カンボジアの民事訴訟法でも、もちろんこの送達の仕組みを非常にしっかりしたものをつくったわけなのですが、それをつくって、民事訴訟法をこれで運用していきましょと運用を始めてみると、思わぬ問題が起きると。それは何かというと、カンボジアでは郵便制度が余り発達していないのですね。もちろんあるのですけれども、日本のように郵便で出せばきちんと届くというような仕組みが整っていないという中で、これはどうしよう。「なかなか届かない例もあるのだ」ということを言われまして、そういうことを当事者の人たちからも聞くということがありました。

日本の制度というのは、単に訴訟の手続法があるだけではなくて、それを支える根本的なインフラがあることを前提としてつくられている制度なのですが、そういうところがないところで我々は仕事をするようになりますので、このインフラがないところで民事訴訟法に書かれている手続的な正義をどういうふうに当事者に保障していったらいいのだろうか、というように、日本では全く考える必要がないというか、考えなくてもいいような問題にぶつかって、非常に悩んだことがありました。

【司会 (森永)】 どうもありがとうございます。郵便の問題というのは、私どももベトナムでも地方の方に行くときよく経験しますと、それからラオスがそうなのですね。裁判所が書類送達しようと思っても、「そんなところに郵便屋が行かない」と言うので、しょうがないので書記官がわざわざ自転車をこいで行くとか、バイクで行くとか、そういうパターンがかなりありました。ところが、自転車やバイクで行ければいいのですが、山を二つ越え、三つ越えという話になってくると、今度は自動車で行かなければいけないけれども、ガソリンが足りないというような事態も起きるわけです。これは、「目が点になる」というよりは、どちらかというと我々が余りにも認識が甘かったな、というふうに反省させられる一幕かなというふうに思います。

同じカンボジアつながりなのですが、建元さんもRSJP、王立裁判官・検察官養成校でいろいろな活動をしているわけですが、この中で幾つものびっくりしたとか、驚いた、目が点になったという経験はたくさんされていると思うのですが、非常に面白い話があるんですって？

【建元】 はい。私の話というのは、先ほどの眞鍋先生のような法制度の違いというような高尚な話ではないのですけれども、私がこちらに来て一番びっくりしたのが裁判官・検察官養成校の卒業生の進路の決め方です。

裁判官・検察官養成校では、卒業の4か月くらい前に、裁判官になるか検察官になるかとい

う進路を決めるのですが、その決定方法がくじ引でやっています。日本であれば、司法修習生のときに、基本的には自分の希望で進路を決めることができるのですが、こちらではくじ引でやると。最初に、くじ引を引く順番を決めるくじを引いて、それから裁判官か検察官になるかというくじを引くという、二重にくじを引いているのですが、どういうわけか、みな、裁判官希望でして、裁判官が当たると大喜びで、検察官が当たると非常にがっかりする。私は検察官出身なものですから、その光景を目の当たりにして非常に複雑な思いをしたのですが。

なぜ、くじ引という制度を使っているのかなということについて聞いてみたところでは、これが一番公平な制度なのだと。決して不当な圧力や、いろいろな外部的な要因が入らない、一番純粋に、公平に決めることができる制度なのだと説明してもらいました。

日本からいくとなかなか理解し難い部分でもあるのですが、そういうくじ引という仕組みを採っている、それなりの理由があるのだと納得した次第です。以上です。

【司会 (森永)】 どうもありがとうございます。そうですね。一瞬、我々から見るとギョッとするようなやり方をしていることがあるのですが、よくよく聞いてみるとそれなりの理由があってやっていることが多くて、最初は目が点になるのですが、その後、慣れてしまっ、て、今度、日本に帰ってきて、ギョッとしたりしているのですが。

同じような問題はたくさんあると思うのですが、逆に、日本でおよそ考えられない、本当にこんなものやっ、ていいのか？と思うような制度があることがあります。磯井先生、どうですか、モンゴルは。



【磯井】 モンゴルにおりました磯井です。私もモンゴルではそれこそ送達のことなども含めてびっくりすることはいろいろありましたけれども、今日御紹介したいのは、私の赴任していたプロジェクトは、弁護士会強化計画ということで、弁護士会の組織運営の強化とか、弁護士の能力向上のほか、そういったことも含めて、モンゴルの弁護士法の改正に対してアドバイスをするというのをやっておりました。

向こうの法務省の人たちですとか、弁護士とか、法律関係者の人たちと多少意見交換をしていたわけですが、改正の過程の中で、向こうから出てきた法案の中に、弁護士は自分のクライアントが、特に刑事の場合なのですが、今問題になっているほかに、ほかの罪を犯していることに気がいたら当局に通報しなければならない、というような条文を案として出してきたのです。日本人の法律家の感覚から言いますと、弁護士がクライアントの余罪について気がついたとしても、それを通報するというのは守秘義務にも違反しますし、そんなことをしていたら弁護士とクライアントの信頼関係は全然築けませんので、そういうことをするというのもそもそも余り考えられないし、ましてそれを法律で義務付けるというのは本当にびっくりすることなのですから、でも、

モンゴルの法律家の中では、もちろん「こういう義務は弁護士としてはふさわしくない」という意見の人もいたのですが、「社会の秩序を守るためにはこういう規定が必要なのだ」というふうにつこう主張する方がいまして、法案をつくっていく中でも、出たり引っ込んだりという過程が繰り返されて、なかなか興味深かったです。そういうことがありました。

【司会（森永）】 どうもありがとうございます。確かに、我々からするとエッとと思うような条文案が出てきて、すったもんだすることがあります。

我々は、もちろん日本で教育を受けて、日本の試験を通過して、日本で実務をやっているわけですから、どうしても日本の感覚でものを見て、助言をしようとする、向こうが全く違うバックグラウンドから全く違う感覚や概念を持っているために、右往左往するということがよくあります。

ウズベキスタンなどはいかがでしょう、市橋先生、何かそういう話がありますか。

【市橋】 ウズベキスタンで行政手続法の支援をされていて、その中の経験を一つだけ紹介しますが、行政手続——行政が決定する前に相手の意見を聞く。その際には、相手の事前にどういう処分をどういう理由でやるかということを知り、告知、“ノーティス”と言っていますが、お知らせをさせて相手に準備をさせて意見を聞くということになります。

日本の行政手続法にも入っていますが、大体、行政手続法というところのノーティス・ヒアリング、告知・聴聞が入っているのですが、「この告知を入れましょう」という話をしたところ、非常に強い抵抗にあいました。

理由は、要するに事前に不利益処分の名で人に将来予想される処分の内容とその理由を知らしめると、その後、意見を聴取したり、その他様々な証拠を検討して、違う処分になる、あるいは理由がまた変わってしまうということになると、最初に予定した処分の理由や決定を決めた公務員が責任を追及されてしまう。懲戒問題に発展するので、これは絶対困るといふふうにならざるを得ないと言われました。

全く予期せぬ話だったので、当初、どう反論していいかも分からなかったという経験がありました。

【司会（森永）】 ありがとうございます。ウズベキスタンも旧社会主義国でして、ベトナムは厳然として現在も社会主義国なわけですが、社会主義国等においては今のよう、ちょっとした判断の変更、我々から見ると過誤だとかいう話ではないものであっても、例えば行政官あるいは裁判官が誤ったということになると、徹底的にその個人責任が追及される、場合によっては地位はく奪、悪くすると処罰されるということがある。これは、私もベトナムで、おやおやと思ったことがあるのですが、その辺は中島さん、さらに詳しいのではないかと思います。中島さんの方からベトナムの立法や裁判のやり方を見ていて、これは随分違うなと思ったようなことがあると思うのですが、少し御紹介いただけますか。



【中島】 ベトナムはプロジェクトが広範に及んでいますので、少し大きな話をさせていただきますと、今、立法という話がありましたが、市場経済に対しての意識が弱いということを感じたことがままありました。

例えば、一定の法律の規定をつくるときに、それが取引の安全を害するのではないかとか、そもそも取引に入ってくる第三者を保護しないといけないとか、そういう点の考慮がなかなかされないという場面にしばしば遭遇しました。

また、裁判の話が出たので、裁判について私は中心でやっていたので、挙げればきりがありませんが、これも大きな話をさせていただくと、そもそもベトナムは三権分立ではないので、立法、司法、行政がきちんと分かれていない。それもあって、日本の裁判官として見ると、司法権が非常に行政的な色彩を帯びているということをししばしば感じました。

私自身、今、東京地裁の行政部において、行政行為の司法チェックをやっている立場にあるのですが、ベトナムではその区別がないので、行政機関が判断すれば、あと司法機関が判断しなくても一緒じゃないの、国の判断なんだから、というような発想を持っているということがしばしばありました。

あとは、今のお話と絡みますが、例えば一審の裁判官が判断したことが控訴審でひっくり返されると、それが裁判官の再任に影響するというようなことが実際あったりするらしいです。3回くらいひっくり返されると、スリーアウトで再任されないとかいう話も聞いたことはありました。

ただ、そういうところはあるのですが、そういったものを全般的な行政の中での審判作用だと割り切って見るようにすると、自分が思っている司法権としてのスタンスを少し行政側にシフトしてすべての制度を見てみると、意外とすべてのものがピシピシとピースがはまっていく。これが一つのシステムなのだということが理解されるようになってきます。

そうやって見えてくるというのが、やはり長期専門家でも、向こうにいればいるほど、やはりこの国だからこの制度なのだ、ということがだんだん分かってくるということがあって、恐らくそこから長期専門家の役割が始まってくるのだろうと。そこで譲れないものは何かということを考えていく、ということになってくるのだと思います。

逆があるのは当然で、そこを意識して、自分のスタンスを相手方に近づけて、そこでどうやって考えていくかということが一番大切ではないかなということを感じました。

【司会 (森永)】 どうもありがとうございます。まさに午前中、フィルポットさんがお話しされたことと非常に共通する部分だろうと思います。私どもはどうしても日本の法律家の目で見えてしまって、最初行ったときは、もう何たる法制度や、と思ったり何かするのですが、一歩引いて、なんでそうなっているのかね、というふうに考えてみると、なるほどそれはそれで理屈が通っていて、決しておかしい法制度でも何でもなし、きちんとそれは体系立って

いるということは、特にベトナムに関してはそういうところが多いと思います。

ベトナムの司法制度というのは、それなりにきちんとしたものがあって、厳然としてその形で何十年の間やってきたわけですから、それなりのものが出来上がっている。ただ、ベトナムが、今度、市場経済体制に移行していくときに、その理屈が通っているというだけではやはり通用しなくなるために、そこは西側の若干のアドバイスが必要であるということなのだろうと思います。

そう言いましても、それが分かるようになるまでは長期専門家として行っても、半年、1年はかかってしまうわけですし、2年くらい行っても、まだ驚くようなことはよくあるのですね。驚くばかりではなくて、その驚きが今度は困難に変わってくる。これ、どうしたらいいんだ？という話になってくることがよくあるのですが、次のテーマに進みたいと思いますが、実に困ったこと、どうしようと思ったこと、それからそう思って、それを何とか乗り越えるためにいろいろそれぞれ工夫をするわけですが、そんな例を少し挙げていただきたいと思います。

これは、恐らく一番苦労されている坂野さん、カンボジアからいかがでしょうか。カンボジアの民法、民訴法起草支援をやっておられるわけですが、苦労話は死ぬほどあると思いますが、どんな難しさがありますでしょうか。少し例を挙げて、カンボジアからお話しただけませんか。

〔法整備支援で困難だったことと解決するための工夫について〕

【坂野】 私は、先ほど眞鍋さんから紹介していただいたカンボジアの民法、民事訴訟法の起草支援、立法化、普及といった活動に従事しているわけですが、このプロジェクトが始まったのは10年ばかり前のことになります。

その当時、最初にまずしなければいけなかったことは、カンボジアが従前どのような法制度を採っていたのか、あるいはフランスの植民地だったわけですが、植民地時代にどのようなフランス法の影響があったのかということ調べようというのがプロジェクトの最初の課題だったわけです。カンボジアでは、1975年から79年まで続いたポル・ポト時代に、それこそ焚書坑儒のように片っ端から資料、文献等が焼かれて、今でもそれが散逸して、どこにあるか分からない、あるいは無くなってしまったという状態が続いています。ですので、そういった古い法制度、従前の法制度等を調べるに当たって非常に苦労しました。

まず何をしたかという、国立図書館がカンボジアにあるのですが、その書庫に何週間もこもって、少ない中で保存状態も非常に悪いのですが、そういった残っている資料を片っ端から集めて、それをコピーしていったというのが最初の活動としてありました。そのことによって、今では入手が不可能になってしまったり、あるいは破壊されてなくなってしまった、あるいは保存状態が悪いためにもう開けないというような資料、例えばカンボジアの1920年代につくられた旧民法ですとか、市民のためにクメール語で書かれた教科書ですとか解説書といったようなものがプロジェクトオフィスに残っているという状態にできたというのは大きなことだと思っています。

【司会（森永）】 どうもありがとうございます。カンボジアはそれが特にひどかったのですね。資料の散逸みたいなものが激しくて、それをとにかく復元するのが非常に大変だったと。ただ、それをしないとカンボジアの法文化、そういったものが分からないので次に進めないということがあったのだろうというふうに推察いたします。

それから、今、文献資料という話が出てきましたけれども、それが何語で書かれているかというような話、これは各国いろいろあると思いますが、法律をいじるというのは言語の問題ですので、これは常につきまとうわけです。そこがまた我々の非常に大きな障壁の一つになるわけですが、現地の言葉に一番のめり込んだと思われる中島判事、いかがでしょう。もうほとんど法律文献はそのままお読みになれるはずなんですけれども、言語の障壁を越えるためにかかなりの努力をされたと思うのですが、いかがでしょう。

【中島】 言語については、向こうに行ってから週に2回、ベトナムの人から英語でずっと習い続けたというのがあるのですが、一般的には現地では日本語をベトナム語の訳、また英語をベトナム語の訳というのを使っていて、それはその場面の重要性であったり、どこまで正確な訳が必要かということであったり、緊急にどのスパンで必要かということであったり、あとは予算等、いろいろ考えて、その場その場で決めているのが実情です。

また、カウンターパートと直接英語でやりとりすることもあります。それを補う意味で現地語をやっていたのですが、特にベトナム語はそもそも漢字をベースに発達した言葉をアルファベット表記するという言語なので、漢字を知っていて、英語も理解できる日本人であれば、比較的学びやすい言語だという実情があったので、ある程度できたのかなと思います。

そうやって見てみると、現地語で実際入手して見るものと資料と比べると、入手できる日本語であったり英訳が間違っているということは少なくありませんでした。実は、相手方の理解とのずれが翻訳から来ている、ということが分かるのもしばしばありました。なので、相手方の理解を疑うよりは、まずは翻訳を疑うということと、あとは複数の言語で入手が可能であれば、すべて言語を比較して理解する。さらに可能であれば現地語ということになるかと思います。

ただ、実際には時間の制約があって、それができるとは限りませんし、また国によって、全く違う言葉であればそれができるはずもないですし、また法支援という文脈で新しい概念を入れるというときに、既存の概念がないところに現地語で何かを説明するということはそもそも非常に難しい話です。ですから、そこら辺は一長一短で、場面場面の話になってくるのだと思います。

あえて現地の言葉を含めてある程度読めるようになって、全般的な目で見ると、有り体の話になりますが、最終的には信頼関係ですね。何語であろうと、いかにコミュニケーションをして信頼関係を築くかと。それに基づいて、誤解があるかなというときに、それをどうやって解消するかということがすべてです。それはセミナーの場でもそうですし、懇親の場でもそうですし、懇親の場とかは、特に言葉がなくても、みんなでワイワイ楽しくやっていれば分かり合えるという部分もありますので、そうしたことを積み重ねて、顔を合わせてコミ

コミュニケーションを増やして、誤解をできる限り解消していくということが最終的な手段なのかなというふうに感じています。

ただ、現地専門家としては、やはり現地の人という、本当に代え難いリソースが目の前にあるので、私自身の1年目の反省も含めてなのですが、つつい書籍等で情報を集めようとしてしまうのですけれども、できる限り現地の人とコミュニケーションをとることが大切なのだなということを改めて今でも感じている次第です。

【司会（森永）】 はい、ありがとうございます。私もその点は本当に中島判事と同じ考えです。全く同意します。

といいますのは、とにかく現地に行ったら、現地のプロジェクトオフィスの机の上で書面相手に仕事をしているだけでは何も始まらないというのがそのとおりののだと思います。先方機関に出かけて行って、1人でも多くの相手と1分でも長い間コミュニケーションをとるとというのが一番大事なことでありまして、この点はベトナムの伊藤文規教官、恐らくそうなんじゃないでしょうか。

【伊藤】 そのとおりだと思います。

【司会（森永）】 ベトナムは、今ではコミュニケーションは随分円滑にとれていますね？

【伊藤】 そうですね。もともと10年以上、日本の専門家と付き合っている人たちですし、専門家の方も慣れていています。我々自身、酒好きなやつを集めたんじゃないか、くらいの人ばかり来ていますから、そういう意味で非常に付き合いもいいし、いろいろな信頼関係は築けていると思います。

【司会（森永）】 ありがとうございます。どうしてもある程度時間がかかるわけですがけれども、特にこちら側が一生懸命コミュニケーションをとろうとするという態度と、コミュニケーションのキーマンとなるような相手方機関の人がどれだけいるかということが非常に大きな要素になるかなと思います。ベトナムでは、最高人民検察庁にも最高人民裁判所にもそれから司法省にも、それぞれ優秀な若い、英語がペラペラの専門官あるいは幹部がいて、その人たちとのコミュニケーションを通じていろいろな難点が一つ一つ解消されていくという、そういう感じだったように思いますけれども、佐藤直史先生、どうでしょう。

【佐藤】 そうですね。長期専門家が相手国とのギャップをどうやって埋めていくのか。それは自分の中にあるギャップでもあるし、先ほど申しましたけれども、日本国内にいる、長期専門家をサポートして下さる方々との認識のギャップをどうやって埋めていくのか。

それをうまく埋められる、そういう人に長期専門家として是非現地に行っていただきたいなと思っています。すごくフレキシブルに考えられ、かつ相手の立場になってみる、そうい

うことができる能力も、長期専門家として恐らく大事な能力なのだろうと。私はともかくとして、こちらにいらっしゃる方々は、皆さん、そのような能力にたけた方だと考えています。

【司会（森永）】 佐藤先生も宴会の方では随分能力にはたけていたような気がしますけど。
(笑)

【佐藤】 ありがとうございます。(笑)

【コラム】

制度の違い、相手国担当者との意思疎通等に関して苦労したこと

JICAベトナム長期派遣専門家

伊藤 文規

ベトナム法・司法制度改革プロジェクトでは、法起草支援及び法運用を担う法曹らの能力改善支援等を実施しています。この支援に際しては、当然ながら日越法制度の違いを認識しておく必要がありますし、重要な法律用語の現地語を理解しておくことも相手との円滑な意思疎通には必要です。たとえば、刑事手続に関して、ベトナムでは「事件立件 (khởi tố)」という手続があります。これは、これから捜査機関が当該事件を公開的に捜査しますよと宣言して行う手続で日本にはない手続であり、事件立件をして捜査をした後で検察官が被疑者を裁判所に公訴提起する、いわゆる「起訴 (truy tố)」とは段階をまったく異にする制度です。しかし、それぞれの言葉を漢字に直すと（漢越語は漢字にできますから）、前者は「公訴」、後者は「追訴」となり、漢字をもとにして通訳人が相手の言う事件立件を公訴（起訴）と邦訳し、あるいはこちらの言う公訴（起訴）を事件立件と越訳したら、お互いの議論はまったく噛み合わなくなってしまいます。公訴はだれがするのかという質問ひとつ考えても、その誤りが致命的な誤解を招くおそれを生じることが明らかです。こうした言葉の問題は通訳人さんを使う際の難しさでもありますが、自らが相手の法制度を理解して、かつ相手の言っている手続がどちらなのかを判別できれば、こうした誤りは防げるというわけです。とはいえ、私自身、滞越期間こそ3年目ですが、言葉にしても相手国制度の理解にしても、まだまだ努力不足を痛感する日々です。倦まずたゆまず精進するしかない法整備支援の世界です。

〔法整備支援活動をするときに心がけていること〕

【司会（森永）】 ありがとうございます。

こういったいろいろなギャップだの、困難だのと言っていますけれども、実はそれに対処しているときというのは、一番、長期専門家としては楽しい部分でもあるわけですし、今、深刻な話をしているように見えますが、実は笑いと涙のコミュニケーションというような側面もかなりあります。



ただ、法整備支援というのは、午前中の当部部長の話にもありましたけれども、やはり相手のあることでして、考えようによっては相手方の主権侵害になりはせんか、というようなことでもあるわけですので、どういうスタンスで、どういう態度で、どういう心掛けで相手国と接するかという事は非常に大事なことになると思います。

パネリストの皆さん、5名とも、それは多分同じお考えをお持ちになっていると思います。そういった観点からでも結構ですし、ほかの観点からでも結構ですけれども、次のテーマとして、皆さんがこれまで法整備支援活動をやられるときに常に心がけてきたこと、これだけは崩さない、これは自分の物事のやり方として外せないという部分がそれぞれおありになるのだろうと思います。その点を少し伺いたいと思うのですが、何を心がけておるか、というようなこと。べったりくっついているのか、それともある程度距離を置くのか、それからどういうスタンスで臨むのかということはいろいろ難しい、長期専門家それぞれみな自分自身で考えてやることではないかと思います。また、海を越えてプノンペンにおられます坂野さん。坂野さんはどういうスタンスというか、態度といいますか、アティチュードを心がけてこられたのでしょうか。

【坂野】 先ほど日本の会場におられる中島さんやベトナムの伊藤さんの御発言の中にもありましたように、信頼関係をどう築いていくかという点にも関連することだと思うのですが、カンボジアにおきましては日本だけではなく、欧米各国やいろいろな国際機関が法制度整備支援という活動を行っているわけです。従前は、いろいろなタイプがあると思うのですが、概してそれぞれの国や国際機関が法律家あるいは実務家をコンサルタントとして雇って、その人がカンボジアの関係省庁との間で短時間の聴き取りを行った上で、それで法案を書き上げて、それも英語やフランス語で書いて、それをカンボジア側に渡して、おしまい、というようなタイプの支援活動が多かったわけです。

日本のプロジェクトにおきましては、それではやはりカンボジアにふさわしい、カンボジアに合った法律がつかれないのではないかとということで、我々がカウンターパートとしているのは司法省なのですが、その司法省の関係者との間で時間をかけて、非常に密な議論を行い、また意見交換をしていく中で法案を固めていったと。その後に、カンボジア側でも、やはりカンボジアに合った、そしてカンボジア語で、ふさわしい法文にするために逐条で何度も何度も見直しを行ったと。そういったような作業を繰り返して、非常に長い時間がかか

ったわけなのですけれども、カンボジア側の理解もそれによって進み、そしてカンボジア側が使える、そういった法案ができていったのではないかというふうに思います。

我々、これを「共同手法型アプローチ」というような形で呼んでおりますが、このアプローチはやはり法整備支援、あるいはそれ以外のものでも言えるかもしれませんが、非常に有効な手法ではないかと思っております。

【司会(森永)】 どうもありがとうございます。今、坂野さんがおっしゃったとおりでして、要するにこの法整備支援というのは相手国の自助努力、自ら何とかするという、その努力を助けるというのが少なくとも今JICAあるいは私どもが考えている法整備支援の姿であろうかというふうに思います。

つまり、先ほどのどういう態度をとるかという話に結びつけて考えますと、長期専門家自身、個人個人がどういう態度をとるかということにも加えて、さらにそのバックグラウンドで、プロジェクト全体がどういう方針で、どういう態度をとるのか。それからオールジャパンとして、あるいはJICA全体として、どういうスタンスでその支援に臨むのかということは非常に大事なキーポイントになるのではないかというふうに思います。

この点で、同じくカンボジアで王立裁判官・検察官学校の支援をしているわけですが、このところに、ある譲れない基本方針が一つございました。その点について、建元さん、皆さんに御紹介願えますでしょうか。

【建元】 はい。こちらの裁判官・検察官養成校では、プロジェクト開始当初からずっと教官の数が足りないという状態が続いていました。それで、カンボジア側からは、「日本人が代わりに講義をしてくれ」と。教官が足りないので、日本人が養成校の生徒に講義をしてくれということを再三頼まれていたわけです。

確かに、プロジェクト開始当初は、本当にカンボジア側の人材が少なかったもので、緊急避難的に日本人が教壇に立ったということもありましたが、これをいつまでも続けていたのではいつまでも自立というところにたどり着けないという問題意識を持っておりまして、プロジェクトの方針として、去年からですが、もう日本人は一切教壇には立たないと。養成校の生徒に教えるのは、カンボジアの教官ないしはこれまで日本側がトレーニングして育ててきた若い教官候補生。今、私の隣の隣に座っている2人もその教官候補生ですけれども、そういったカンボジア人の若い人たちが生徒に教えるというスタンスをとるように、昨年あたりからしてきました。

昨年も、最初のうちは、養成校の方からはどうしても教官が足りないから日本人が教壇に立ってくれということをお願いされることも度々ありましたが、昨年あたりから若い教官候補生もたくさん育ててきているのだから、カンボジア側のリソースで教えてくれと。教官候補生が教えていく中で何か分からないことがあれば、いつでもこちらでサポートはするということで、学校側には何度もそのように言いました。

実際、頼まれたことを断るといのは精神的にしんどい部分もあるのですが、心を鬼にし

で、ここで彼らの頼みを聞いてしまったら、最終的にはカンボジア側の自立に損ねることになるのだろうということで、断り続けたということがありました。その結果、幸いにして、現在ではカリキュラムのすべてをカンボジア側の教官ないし教官候補生で賄えると。日本人が代わりに教壇に立ったり、休講が続いたりということはなくなっております。

ただ、野放しにしているわけではなくて、こちらにいる教官候補生が講義しているとき、講義中にいろいろ分からないことも出てくると思うのですが、そういうときは休み時間なんかには学校の中にうちのプロジェクトオフィスがありますので、駆け込んできて、「こういう質問が出ただけけれど、教えてくれないか」というようなことを頼まれたりしています。そういうときはきちんとサポートするようにと、そういうスタンスを今貫いている状態です。

【司会 (森永)】 ありがとうございます。今、建元専門家の話というのは、私どもも常に心がけてきたことの一つなのですが、要するに、代わってあげてはいけないのですね。代わってやってあげたら、何の意味もない。助言・サポートはするけれども、やるのはあくまでも相手国の本人たちであるという、このスタンスを今のところ、日本の法整備支援には一貫して見られる態度だろうというふうに思います。これは、いわゆる業界用語で言います“オーナーシップ”，相手方の自主性という観点につながる問題だろうと思います。

それから、もう一つ、オーナーシップの尊重、それから押しつけない、その国に合った支援をしなければならない。決して相手国は日本と同じ状態ではない。この点も非常に大事なポイントだろうと思いますし、それは午前中のフィルポットさんのお話にも強調されて出てきたことだと思います。

このあたりのどういうスタンスをとるかという点で、ウズベキスタンの行政法に関して非常に苦労されたといいますか、考え抜いた手法をとられた市橋先生から解説をお願いしたいと思います。



【市橋】 ウズベキスタン行政手続法ですが、今の「その国に合ったやり方をどう探すか」ということでお話ししたいと思うのですが、実はウズベキスタンの手続法は、最初、アメリカが支援していきまして、その後、ドイツと日本が支援をしたという経緯があります。

アメリカは、午前中の話にもありましたけれども、「法の支配」の国ですので、特徴的なことをお話すると、行政手続法というのは一般法ですね。そのため、個別法あるいは個別法に基づく各省庁の規則で、それと異なる定めを置くことがあり得るわけです。日本もあります。それを抑制したいということをアメリカは考えまして、「バッティングする個別法令は無効である」という規定を入れました。

では、だれがそれを判断するかというと、裁判所へ持って行って、そのルールは無効である、あるいはその法律は手続法に反しているという判断をさせて、その積み重ねで標準的な手続を普及しようという手法だったのですが、これは先ほどベトナムの中島判事からお話が

あったように、裁判所が非常に弱くて、判例の集積によってチェックして、一定の水準をつくる、などということは不可能なわけですね。そういうのを目の当たりにしていました。

それから、今度はドイツなのですが、ドイツは立派な理念を掲げまして、行政手続法の中に行政の基本的な原理を入れていきましたし、正式手続——日本の法律で言うと聴聞手続よりも少し手厚いやつですが、こういうものを入れたり、通常手続——これは弁明手続というのが日本にありますが、これよりも少し手厚いのですが、こういうものを入れていたのですが、これが国会でバサバサと切られてしまいました。それで、ドイツは「悪い法律が通るよりは通らない方がいい」という立場に立ちました。それで法律は通らなくなるのですが。

日本はこれも目の当たりにしてしまっていて、私たちの立場は、先ほどのベトナムの話と似ているのですが、行政の立場に立って、一步でも先に行くようなやり方はないかというのを探したのです。そうやって裁判所に期待するとか、悪いものはやめてしまえというのではなくて、悪くてもとにかく通して、比喩的に言うと寝技でこれをちょっと良くしようというのを考えました。

やり方は、これは日本の伝統的なお役所のやり方なのですが、日本の法律も聴聞手続を書いてありますが、そう細かいことまでは書いていなくて、執行命令にゆだねているのです。各省庁や自治体が聴聞規則をつくったりしています。このやり方を使って、下位の規則類のところで少し手厚いものにして、実をとろうと考えました。

これが幸いして、実はドイツは頑張っていて、もう一回、正式手続等を復活させているのですが、私たちの方のやり方も反映されて、“グラメント”というふうにロシア語では言っていますが、いわゆる執行規則をつくと。内閣が大臣会議というのですが、大臣会議がモデル規則をつくる、それから司法省がバッティングしているものは法令審査権を使って調整する。これは、実は日本の総務省の行政手続法室というところがやっているやり方なのですが、そういうお役所の中である程度のところを確保するというのをやるものをつくって、今、法案にしています。このあたりは、アメリカのRule of Lawでもないし、ドイツのGesetzbuchのしっかりしたものでもないし、私は勝手に行政の自己拘束モデルと呼んでいますが、少し合理的な官僚制にすることで、一步前進を図るというのをねらってやっていると。裁判所の方がおられますが、日本が伝統的に行政が強かったことのいい面と悪い面がありますけれども、それを活用しながら、ドイツやアメリカにはできないことで少し先に進めればというのでやっているやり方です。

【司会（森永）】 どうもありがとうございます。実は、ウズベキスタンの行政法関係の改革はかなり大変な部分があったのだろうというふうに推察いたします。ただ、そういう中で、いきなりこれがベストだと言って、あるモデルを持ち込んで、それがうまくいかないという例は多分いろいろなところで出てくるのだろうと思いますが、それを何とかうまく回避するために、ある程度柔軟な態度をとられながら、キーポイントだけは押さえていくという、私どもが拝見していると、ものすごい高度なテクニックをお使いになったなという感じを受けています。そういった相手国の事情に合わせるということと、先ほど申し上げた相手国の自

主性を尊重するという、これは我々が常に心がけてきているところだろうと思います。

ちょっと先を急ぎますけれども、このテーマで最後のところで、ベトナムにもう一度お願いします。伊藤教官、日本は今お聞きになったような態度で、それから恐らくベトナムのプロジェクトオフィスもそういうスタンスで物事を進めていると思いますが、これに対する評価はどうでしょうか。例えば、ベトナムではどういうふうに評価されていますでしょうか。

【伊藤】 ベトナムからですが、今、皆さんが言われたようなオーナーシップの関係は日本全体、特にベトナムでも同じ考え方、態度で法整備支援をやっています。

このやり方は、非常にう遠というか、時間は掛かるのですね。例えば一つの法律をつくるときに、議論と検討を重ねて、相手の文化、社会、経済などいろいろなものを勘案しながら相手と話し合う。その結果、条文をつくっていくとか、あるいは実務の改善をしていくという点で非常に時間はかかるのですが、逆に言うと、できた成果物が、法律にしる、実務の改善にしる、これは非常に実務的にも法律の運用的にも、相手国からは高く評価される。なぜなら、それは相手国のことを考えてつくったものですから、相手国の運用は非常にやりやすい。

そういう意味で、非常に時間が掛かるので、最初のうち、ベトナムで始まったときはう遠なやり方についてどうこうと言われたこともあったらしいのですが、今、現在においては、日本のやり方、オーナーシップを相手に任せて、それに支援していくというやり方が非常に効果を上げていますし、カウンターパートからは非常に信頼を得ている。また、午前中、フィルポットさんの話であったのかどうか分かりませんが、ベトナムにおいてそういうやり方をやっているということについては、各国のドナーについても非常に評価されています。以上です。

【司会 (森永)】 どうもありがとうございます。幸い、今のところ、日本のこのアプローチはそれなりに各国で評価されておるようですけれども、我々としてもそれをさらに直すべき点はないのかは常に自問自答していかなければいけないところであろうかと思えます。そして、その自問自答は長期専門家であると、毎日のようにするところだろうと思います。

最後になりますが、現地専門家、長期専門家なのですが、今日は学生さんが主体のシンポジウムでして、皆さん、興味津々なのは、先ほどのフィルポットさんのお話で「どうしたらなれるか」という点と、「どんな資質・能力が要求されるのだろう」というところがもう少し聞き足りないという面があるのではないかと思います。

時間が余りないのですが、ごく簡単にキーワードで答えていただけると有り難いかと思うのですが、どんな資質・能力が要求されるのでしょうか。

眞鍋先生なりのお考えはどうでしょう。

[現地専門家、長期専門家に要求される資質・能力]

【眞鍋】 そうですね。私自身もいつも試行錯誤で、どういう資質が求められるのだろうか

というのはなかなか答えが出ない問題だと思うのですが、ただ、今回のシンポジウムでも度々出ていたとおり、ギャップを埋めるということが非常に大事なのだと思います。

どういう意味かといいますと、片方では相手国のオーナーシップを尊重したり、相手国の事情を理解して、彼らに寄り添うということは本当に必要不可欠だというふうに思うのです。ただ、他方で、現状追随になってはいけないわけで、何らかの改善の余地があるからこそ、我々が行っているということがあるのだと思います。

そういう意味では、やはり理想というものを自分の中にきちんと持っておいて、理想を高く持った上で、相手国に寄り添って、現実的にどういふふうに改善していったらいいのかということと一緒に考えてもらえるというような姿勢が一番重要なのではないかというふうに感じます。

【司会（森永）】 ありがとうございます。ただいまは現地専門家を経験された眞鍋先生の弁護士の立場からのお考えでしたけれども、JICAの方はどういった資質が要求されるというふうに考えておられるのか、そのあたりを磯井先生、いかがでしょう。

【磯井】 JICAとしてどういう資質を求められているかということなのですが、日本のスタンスとしては全体として先方の社会に根付く支援ということを目指していますので、今、眞鍋さんがおっしゃってくださったようなことは一つ大きく挙げられると思いますし、あとは特に今パネリストとしてここに並んでいる方もそうですけれども、あと現地の方もそうですが、日本の支援の特徴の一つとして、現役の実務の法曹がけっこう行って、現地で長期滞在してアドバイスをしているということがありますので、日本の実務の経験を積んでいる人たちの経験を是非途上国の人々のために生かしてほしいということですので、日本の法制度の知識や実務の経験というようなものも、私がこういうことを申し上げるのも口幅ったいのですが、しっかり身につけていただきたいというようなこともあると思います。

【司会（森永）】 ありがとうございます。佐藤直史先生、いかがですか。

【佐藤】 そうですね、専門的な知識、それからあとはコミュニケーション能力、あとはコーディネーターとしての役割。日本の法律実務の経験を伝えるとともに、自分の中の常識とちょっと違う常識があるところで、どのように自分の経験を生かしていくかというところで、何度もこのパネルディスカッションで話が出ていますが、相手国とコミュニケーションをとる、あるいは立場の違う人たちをしっかりとめて、同じ目標に向かってファシリテートしてあげる、そういった役割ができる人。あとは、バランスです。眞鍋さんがおっしゃられたことは多分そういうことだと思うのですが、自分の中の熱い気持ちと、すごく冷静に現実を見つめられる目、そのバランス感覚は非常に重要だと思っています。

【司会（森永）】 どうもありがとうございます。まさに、私もそのとおりだなと思います。

幾つか、時には相矛盾する要求を自分の中で処理していかなければならないということは、どの長期専門家も経験することだろうと思います。

こういった長期専門家がベトナム、カンボジア、その他いろいろな国に行って活躍するわけですが、このあたりでその長期専門家がどういうふうに見えるのかという点を、見ている方の側から聞いてみたいと思います。チャン・シナさん、セン・ニエンさん、出番です。お願いいたします。

お二人は、王立裁判官・検察官学校の教官候補生なわけですが、そして日本がカンボジアで展開しているプロジェクトで一緒に活動されているわけですが、正直なところを伺いたいのですが、日本の支援、あるいはそこにいる建元さんがやっているワーキンググループのセッション等について、何でも結構です、感想をお2人とも一言ずつお願いしたいと思うのですが、まずチャン・シナさん、お願いできますでしょうか。

[長期専門家は現地からどのように見えるのか]



【チャン・シナ】 私は建元教官を初めとする日本の専門家方と協力して、王立裁判官・検察官養成校の活動を行っているのですが、その王立裁判官・検察官の養成校の活動において、日本の協力は非常に重要な位置を占めている、重要な役割を果たしていると思います。

まず一つは、法曹の養成のために我々教官候補生や、あるいはその教官候補生や教官の授業を受けている生徒たちの知識が向上するという面において意味があるという点が一点。それから、我々にとっては教えるために何を知らなければいけないのか、あるいは日本が今まで培ってきた経験がこの法曹の養成、そして具体的に講義を行う際にどのように生かされていくかという点、もう一つは我々が今やっている教材の作成において、日本の協力が不可欠であります。今、民事保全と強制執行についての教材をつくっているところなのですが、これについても非常に大きなインプットを日本の協力からいただいております。

もう一つは、教官やあるいは様々な関係者から出てくる質問がたくさんあります。といいますのは、我々にとって民事訴訟法や民法というものは新しい法律でありまして、自分たちだけではなかなか理解しづらい点がたくさんあります。そういった点について質問を寄せて、我々のうちで答えられないものについては日本の専門家にも相談して、その問題の解決あるいは質問に答えるためのヒントを得たり、あるいは答えを得たりということについても、非常に日本の専門家の役割は大きいものがあります。

また、その質問というのは、生徒や教官の中で出されるものだけではなくて、私が働いている裁判所でも同僚や上司等から、「ここはどうしたらいいのか」というような質問を受けるときがあります。そういった質問を受けたときに、私自身で答えられないときは、建元専門家を初めとする日本の専門家に聞いて、アドバイスを求めるというようなこともあります。

【司会（森永）】 どうもありがとうございます。それでは、セン・ニエンさん、いかがでしょう。

【セン・ニエン】 私の意見も、先ほどチャン・シナ裁判官からあったのと同じです。私は裁判官として働く傍ら、王立裁判官・検察官養成校で教官候補生としての活動も行っています。その教官候補生としての活動において、建元専門家を初めとする日本の協力を非常に感謝しておりますし、カンボジア側もそれを高く評価しています。

王立裁判官・検察官養成校が始まった当初は、既に立派な知識を持った現在のカンボジア人の講師と、日本から来た専門家くらいしか教壇に立てる者はいなかったのですが、このプロジェクトの中で、教官候補生のワーキンググループを組織して、その中に入ってくる候補生を育てることによって、講師として講義を行うことができるようになる者が非常に増えてきて、現在では教官候補生が21名養成されております。その内訳は、1期生が7名、残りが2期生、3期生の卒業生から選ばれているわけですが、そういったワーキンググループを組織することによって、やはり教官の育成という大きな成果を上げつつあるのではないかと思います。

それから、もう一つ特筆すべきこととして、王立裁判官・検察官養成校の支援のプロジェクトの中で、模擬裁判の活動を恒常的に毎年行っているということも非常に意味のあることではないかというふうに思っています。といいますのは、カンボジアの民事訴訟法は2007年に「適用」が始まった、日本風に言えば「施行」ですね、されたばかりでありまして、まだ2年ほどしかたっておりません。従前のカンボジアの民事裁判の手續、民事訴訟の手續は非常に不明瞭なものだったのですが、この新しい民事訴訟法ができたことによって手續が非常に明確になり、そしてまた近代的な訴訟が行えるようになったわけなんですけれども、やはりその理解のためには非常に時間がかかりますし、実際にどのように訴訟が行われているかを理解するためには、模擬裁判が非常に役に立っているのではないかというふうに思います。

そういうわけで、建元専門家を初めとする日本の方々の御尽力に感謝していると同時に、こういった活動がまだまだ続いていくことを切に望むものであります。また、質問の対応等、建元専門家は非常に親切に、そして迅速に対応していただいているということにも非常に感謝の念を覚えます。

それから、最後ですけれども、今後、活動するに当たって、やはり裁判実務に必要な、特に現在、焦びなのは、強制執行においてどのような書式を実際に使わなければならないのか、書面のサンプルあるいは書式というものをこれから整備していく必要があると思うのですが、そういった活動にも御努力・御支援を賜るようお願いしたいと思います。以上です。

【司会（森永）】 どうもセン・ニエンさん、チャン・シナさん、ありがとうございました。なかなか高い評価をしていただいておりますので、私としても大変安心しました。

【コラム】

JICAカンボジア長期派遣専門家

建元 亮太

裁判官検察官養成校の生徒たちは、養成校での前期研修を終えた後、全国各地の裁判所に派遣され実務研修を行います。その実務研修の直前、養成校では生徒たちの「宣誓式」が行われます。実務研修で生の事件を取り扱う前に、良心に従い誠実に研修することを誓うのです。

この「宣誓式」、まずお坊さんの読経が始まります。続いて、校長先生たちが正面の梵天像にジャスミンの花輪を掛けたり、線香を上げたりします。そして、校長先生のスピーチの後、生徒たちが声を合わせて宣誓し、木琴や太鼓による生演奏の中、順番に「聖なる水」を飲み干します。最後に、お坊さんがお経を上げながら、参列者に水を掛けて回り、「宣誓式」は終了します。

ちなみに、日本の司法研修所（私が司法修習生だった当時）では、教官から実務修習に当たっての心構えや注意事項を聞かされるだけで、「宣誓式」といったものではありませんでした。

カンボジアでは、朝の街角でも、お坊さんの足元にしゃがみ込み、手を合わせてお祈りしている人をよく見かけます。この「宣誓式」に参列し、改めて、カンボジアでは仏教が人々の生活に深く浸透しているのだなあと感じました。

〔フロアからの質問〕

【司会（森永）】 それでは時間も押し迫っておりますが、多少オーバーしても大丈夫だと思いますので、会場の皆さんからの御質問をいただきたいと思います。お三方くらいは何か時間でできるとは思いますが、ここにいるパネリストの皆さんに対してでも結構ですし、ベトナムあるいはカンボジアの専門家、今、つながっておりますので、そちらの方々に対する質問でも結構でございます。

どうぞ、挙手でお願いいたします。手を挙げていただければ、そちらまでマイクロフォンをお持ちいたします。どなたかいらっしゃいませんか。

それでは、まず、真ん中の方、お願いします。

【イマイ】 大変貴重なお話、ありがとうございました。立命館大学3回生のイマイと申します。

長期専門家の方々には、現地の方に行かれて法整備されるということだったのですが、そのときに現地の法を勉強されて、深く知るということで、日本とのギャップとか修正すべき点が多くあるということをお話の前半で多く挙げられたと思うのですが、逆に日本が見習うべきというか、参考にすべき法制度というのは、現地の国々の中にあっただろうかというこ

とを教えていただければと思います。

【司会（森永）】 はい、分かりました。逆に日本が参考にすべき制度あるいは見習うべき点
がなかったかどうかという点なのですが、だれにお願いしましょうかね。法律を一番深く研
究なさった、ここは中島判事、いかがでしょう。

【中島】 指名をいただいて有り難いところですが、どちらかというとは私は現状を確認する
というところで行っていたので、今の御質問にきちんと答えられるかわからないですが、実
際に動いているかどうかはともかくとしまして、法律としては進んでいる面はあります。特
に、刑事手続ですか、今日は話が余り出てこなかったのですが、捜査の公開であるとか、そ
ういうものは規定としてはきちんと備わっているというようなところがありました。

あとは、具体的にどうという話ではないですが、大きな話として立法が非常に少数者のこ
とを考えているということを感じたことがあります。ベトナムは一党独裁なんですけれども、
だからこそ、非常に手厚い保護をしようとする。先ほど、「市場経済の観点の考慮等が乏し
い」と言いましたが、いったんそこを意識すると、社会的弱者になり得る人に対する考慮と
いうものは非常に厚くしようとする。それで、例えば訴訟費用を免除したらいいのではな
いかとか、いろいろな具体的な保護を与えようとするというところは非常にいいところだな
ということを感じたことはままありました。

【司会（森永）】 ありがとうございます。少数民族に対して訴訟費用を免除するのではなか
ったですかね。たしか、そんな規定があったように思いますし、弱者保護に対してベトナム
は非常に手厚い法制度を持っておるということ、これはあながちよその国のお話だと言っ
て見過ごすことはできないなという感じは私も受けたことがあります。

次の方、そちらにおられたと思いますが、はい。

【ジュラーベック】 名古屋大学法学部の修士課程、ウズベキスタンから来た留学生のジュ
ラーベックと申します。

私の質問は、カウンターパートと法整備支援の協力に関する質問なんだけど、例え
ば相手国のカウンターパートの選択の際に、司法省とか最高裁判所とか、そういう決まった
機関いきなり行って、そういう機関の人材に関して、日本の法整備支援に関する関心を高
める、その後、具体的な話に移っていくという形でやっているか、それとも相手国で法整備
支援とか、国際協力に関心がある人を見つけて、そういう相手国でどういう課題で法整備
支援を受けたいということをもとに研究して、その後いろいろやっているか。そういうときに、
法整備支援全体もうまくいけるし、あといろいろな問題点とか、それも解決できないでし
ょうかというポイントもありますけど、その点を聞きたかったです。

【司会（森永）】 はい、分かりました。これは立ち上げの段階、法整備支援プロジェクトを

立ち上げる段階のお話だと思います。もう覚悟はできていると思いますけれども、佐藤直史先生、そのあたり、よろしくお願いします。

【佐藤】 御質問、ありがとうございます。始まる時はいろいろな形があり得ます。例えば、ウズベキスタンにおいて日本の協力が始まりましたのは、ウズベキスタンの司法大臣と日本大使館にいた大使が会談した際に、ウズベキスタンの司法大臣から「是非日本からこういう支援が欲しい」、そういった政策的な対話から始まりました。そういった例もありますし、大体、相手国との話し合いから始まります。

話し合いをするときの相手によって、まず司法大臣からお話が来たらやはり司法省と一緒にいろいろなことを考えていくということになりますが、そのような対話の中で、どの部分に日本が協力するのがふさわしいのか。例えば、それぞれの国では日本以外にも、今日の午前中のフィルポットさんのお話もありますけれども、いろいろな国が協力している。そういう中で、日本はどの分野に支援していくことがふさわしいのか、それを相手国のいろいろな立場の方々と話し合いながら進めていきます。

その中で、例えば日本側から提案することもないわけではないですが、一緒に話し合っ決めていきます。その話し合いの場というのは、それぞれの現地にODAタスクフォースと言われるものがあるのですが、そちらで話し合っ、どの分野、どの機関と一緒にやっていくかを決めていく。その場合には、先ほども言いましたけれども、他のドナーとの関係、あるいはその国の政策目標、あるいは日本自身もある国に対して、例えばウズベキスタンに対してはこういう分野と一緒に協力していきたいという政策もありますので、そういったところのすり合わせもあります。あとは、日本がふさわしいかどうかですね。日本がしっかりお伝えできることがあるのかどうか、そういったことを踏まえて、話し合いの中で決めてまいります。以上です。

【司会(森永)】 どうもありがとうございました。もうひとかた、では、一番奥の女性の方。

【イガラシ】 貴重なお話、ありがとうございます。早稲田大学法務研究科のイガラシハツネと申します。

まず、JICAの法整備支援のスタンスとしまして、カンボジアのケースなどではリーガルのプロフェッショナルを育成するための支援が中心になされていることがよく分かったのですが、最終的な目標としては、それは国民に行き渡って、国民が法律を使えるようにしていくというところにあるのではないかと感じています。



こういった国民まで、つまり末端までの伝達ということに関して、JICAとしては「JICAが携わるべきだ」というスタンスで取り組んでいらっしゃるのか、それともその点に関しましては、自国のベトナムであったり、カンボジア政府にゆだねる方が適切だと考えていらっしゃるのか、またそういった判断はどのようになされるのか、差し障りがなければ教えていただければと思います。

【司会（森永）】 どうもありがとうございます。これ、非常に大事な点を挙げていただきました。実は、最近、我々の世界でも問題になっておりますアクセス・トゥ・ジャスティスの問題、司法アクセスの問題とも非常に深くつながる問題で、今後の検討課題となっているところでもあるのですが、これも恐らく話の内容としては、佐藤先生の範ちゅうだと思います。カンボジア、ベトナムに限らず、全般ということのようですので。

【佐藤】 JICAは法整備支援を三つの柱と、それを支える人材育成というようにまとめさせていただいております。ルールの整備、法運用機関の能力強化、それから、今、森永さんからありましたアクセス・トゥ・ジャスティス、リーガルエンパワーメントという呼び方もしますが、その三つの柱と、それぞれにかかわる人材育成を通じて目標を達成しようと。今おっしゃっていただいた、法律の普及——本当に国民まで届く、そのための支援もJICAの方針として、大きな柱として現在は考えています。

そのための取組として、例えばカンボジアなどにおきまして、これは現地から言っていた方がいいと思うのですが、どのように新しくできた法律を普及していくのか、そのためのカンボジア司法省のキャパシティを向上すること、例えば法律を普及するためにどういったことに注意しながら普及しなければいけないのか、あるいは普及するツールをどのように開発していくのか、そういったところも含めて、現在支援を行っています。

今、おっしゃっていただいた点は非常に重要なポイントでありまして、このあたりは国内の関係者の皆様ともいろいろ話をしながら、今、フォーカスを当てたいと考えている分野です。以上です。

【司会（森永）】 どうもありがとうございました。本当はもっとたくさん御質問をいただければよろしいのですが、お後が詰まっておったりするのですが、しかもここにおられるお三方のコメンテーターの発言時間が減ると私の責任問題になりますので、それではコメントをいただきたいと思います。

アクセス・トゥ・ジャスティスの話が最後になりました。全般的に、法整備支援はどういう態度をとっていったらいいのかというようなことに議論は集中していったと思いますが、それでは松尾先生からお願いいたしましょうか。今の議論、会場からの御質問等で、特にコメントがおありでしたら、お願いします。

【コラム】

JICAベトナム長期派遣専門家
伊藤 文規

ベトナムでは、裁判実務の改善支援も行っています。そこで、我々専門家は、ベトナムの裁判の実情を把握するため、折に触れて裁判傍聴をしますが、地方での裁判傍聴、特に、裁判所のない小さな町村での巡回裁判は、非常に興味深いものがあります。

私が見た某村での裁判は、事案自体は外資系企業勤務の被告人が1億8100万ドン（約110万円）を横領したという単純な自白事件でしたが、裁判の場所は村の文化会館（1階建ての小さな集会所）であり、法廷（小講堂？）に並べた長いすには傍聴人が目白押し、しかも開放されたドアや窓からは老若男女を問わずたくさんの村人たちが外から顔をのぞかせていました。このような状況ですので、日本のような厳粛な雰囲気には到底ならず、わいわいがやがやにぎやかで、証人に話しかける酔ったオヤジすらいる始末（日本なら即退廷ですね）、都市部で見る裁判よりも更に大らかぶりを発揮していました。ちなみに、法廷内での裁判官、人民参審員、当事者らのやり取りはマイクを使って文化会館前の庭に設置された複数の大スピーカーで周りに流されていました。あの大入り満員の裁判が裁判に対する関心の高さのあらわれなのか、はたまた娯楽の少ない村での一大イベントのひとつに過ぎなかったのかはあえてせん索しません。しかし、村人ほぼ総出で裁判を傍聴された地元出身（と思われる）の被告人にはたまらない状況だったことは間違いありません。なお、ベトナムは1日結審即日判決が基本であり、この事件では、前科なし、全額賠償済み、自首、捜査協力の事情がありましたが、外国投資を阻害する悪質な行為として、約15分の評議を経て、懲役30か月の実刑が即日言い渡されました。ベトナムでの裁判は、その大らかな方式と厳しい内容など、興味深く、かつ考えさせられることだらけです。

〔コメント〕

【松尾】 ありがとうございます。今日の「私たちの法整備支援」という共通テーマの、「私たちの」という言葉が意味することには、相当深いものがあるなと私は思います。深めていくと、非常に考えさせられることの多いテーマだと思います。

それとの関係で、今日、最初にフィルポット先生のお話をいただき、そして今、パネリストの方からのお話をいただき、そして会場からも非常にいい質問をいただきましたので、その中で3点に絞って、私が日ごろから感じていることとちょうど合うことがあったものですから、問題提起をさせていただきたいと思います。コメントというよりもむ



しろ問題を投げ返すという形になると思います。

第一は、今日のコメンテーターの方のお話の中で一番たくさん出てきたオーナーシップの問題ですね。一言でオーナーシップといっても、いろいろな形態があって、どこまで主体性をもってやったらオーナーシップが認められるかという問題があると思うのです。例えば、民法とか民訴法の整備支援についても、カンボジアのように起草の段階から入るものもありますし、ベトナムのように、ベトナムでつくった案についてコメントを提供するというやり方もあります。これから始まるラオスではどうすべきかが問われています。

オーナーシップのとり方の中にも、これは相手国の実情や要請に応じてやっていくということが基本的スタンスになっていますが、恐らく一番理念的なオーナーシップは、被支援国自身の手で草案を書く、そのために支援する方法になるのだと思います。例えば、それに2年、3年、5年とかかるのだったら、そのプロセスから支援するというのが、真の意味でのオーナーシップのとり方だと思うのです。その結果が、これから問題になってくるのではないかと思うのです。

恐らく、それには非常に大きな意味があるというふうに私自身は考えています。それについては、皆さん異論はないと思うのですが、一番大きな問題は、そのときにひとまず出来上がった草案において、実際にはこちらで伝えたい概念の区別がなかったり、複雑な理論が単純化されたり、あいまいになったり、欠落したり、矛盾があったりということが恐らく生じてくると思うのです。そういうときに、先ほどの市橋先生のお話もありましたが、全部反故にするのではなくて、それを一応飲み込んだ上で、必要なものは継続審議にして、しばらく時間をおいてから再度取り上げるなどして、さらに良いものにブラッシュアップしていくプロセスをとる方法を模索することに意味があるのではないかと考えています。

これはたまたま、最近、ネパールの民法整備支援で経験したことなのですが、外国から継受した法を根付かせるというためには、いったん自分たちが自分たちの言葉で、自分たちの伝統や慣習を加味して書いてみるのが第一歩なのではないかと感じた次第です。それをさらにブラッシュアップしていくのが次の段階です。

実は、現在の法体系をリードしているフランスとかドイツも、ローマ法の非常にち密な法原則を継受するときに、いったんゲルマンの慣習法と融合させたものを5世紀から10世紀の間くらいにつくるプロセスがありました。それは卑俗法 (vulgar law)、通俗化 (vulgarization) と呼ばれるわけですが、実はそれがあったからこそ、その後、12世紀とか18世紀の継受が可能になったのではないかと、さらにち密な法条ができたのではないかと思うのです。ですから、そういう長い長い法継受のプロセスの最前線に我々は立ち会っているのだということが一つ言えるかなというふうに思いました。

第二は、これも先ほど立命館大学のイマイさんから出していただいた問題とも絡むのですが、オーナーシップというのは被支援国についてだけ問題になるのかというと、支援する側のオーナーシップの対象もあると思うのです。一般には国益というんですか、これももっと真剣に議論していいと思うのです。私は民法を専門にしていますので、法整備支援をやっていると、一言で言えないフィードバックがあります。例えば、日本では議論されていない問

題とか、起こったことのないような問題が存在するのですね。それに仮に日本法や日本の判例を当てはめてみると、どうもおかしな結論になる問題があるのです。

実は、そういうことに気がつかされるという例は数限りなくあって、気がつく度に一個一個メモをとっているのですが、そういうミクロのレベルの話だけでなく、やや大きな話としても存在します。例えば、被支援国で一番大きな問題になるのは市場化の問題です。市場化というのは、規制をなくすことではなくて、政府がいかにか上手に介入して、ルールをつくって、それを執行可能にして、徐々に市場の組織とルールを整えていくかというプロセスだと思うのですけれども、そういうことについて、恐らく現地の専門家の方たちは非常に苦労されてきたのではないかと思うのです。そこから得られる知見というのはものすごく大きなものがあると思うのです。

ところが、日本国内のことを省みてみますと、最近、むしろ市場と政府とのバランスはこれでよいのだろうか、ということを考えさせる問題が非常に多いと思うのです。私はたまたま住宅問題に興味があり、旧住宅三法の改正から最近の住生活基本法に至る住宅金融の市場化という問題に若干かかわってきましたけれども、この10年の間に住宅金融の市場化というか、市場原理主義化が進む一方で、ついこの前確認して、公営住宅の応募倍率が10倍を超えてしまったということに驚いた次第です。気がつかないうちにこんな変化が起こっていたのだと。やはり、我々は法整備支援で学んだことを自国の制度改革の中にも生かせる問題が非常にたくさんあって、それを再び支援の場にフィードバックすることもできます。その意味では決して言葉の問題だけではなくて、法整備協力というべきものが存在し、お互いに得られるものが非常に多いと思います。

そこで、法整備支援が日本の国益にどれだけ役立っているかということ、みんなで一度出し合ってみるという機会があったらいいのではないかと思うのです。ミクロのレベル、マクロのレベル、様々な観点があると思いますが、それをやることには非常に大きな意味があるし、日本の政府にとっても大きな追い風になるというふうに思っています。

それから、第三に、これは上智大学のロースクールの方から提起していただいた問題と関連しますが、プライドの戦いの問題です。被支援国の方にしてみれば、外国人がやってきて、法律の相談をするというのは、立場を変えれば察して余りある状況だと思うのです。そういう中で、支援側にもプライドがあり、それからドナーの中でも、ドナー会議をやると分かるように、それぞれのプライドの対立が起こることがあります。

しかし、これはむしろ自然なことで、真剣に向き合って克服しなければいけない問題だと思うのです。それをどうやって克服するか、一つの在り方は、恐らく共通目標を発見する、あるいは自分たちのやっていることがうまく協力することによって、みんなの利益になることを確認する、そのようにして共有可能なオーナーシップの対象を発見することができるようになる、非常に円滑に進むようになると思うのです。

我々一人一人は自分の思いがあって法整備支援にかかわっていると思うわけです。そういう思いがなかったら、みんな、元気が出ませんから、そういう理念をもつことはよいことだと思うのです。ところが、しばしば対立することがあるので、それをどうやって調和させ、

よい方向に向けていくかが大切だと思います。

その意味では、今日のテーマに戻りますと、「私たちの」というのはやや具体的に言い換えると、「我々みんながやる気になって頑張れる法整備支援」ということを考えていくためのよいきっかけになったと思っています。すみません、長くなりました。

【司会（森永）】 どうもありがとうございました。

それでは、水戸地検次席の山下さん、お願いいたします。

【山下】 私も三つの項目に分けてお話ししたいと思うのですが、まず一つ目は、今までの議論では相手国がいかに日本と違うかという話で、皆さんは相手国はちょっと違う世界があるように感じていると思うのですが、実はそういうところを学ぶと日本のおかしさを学ぶ、自分のもとに戻ってくるということ、これが非常に貴重な経験になるというふうに理解していただきたいと思います。



私は典型的にいつも言うのですが、例えば「相手国が遅々として何も進まない」と不平・不満を言いますけれども、じゃ、日本を見てみましょうと。司法制度改革、何年かかりましたかと。10年かかりました。いや、その前の1960年代から臨調がありまして、そこから数えると四、五十年かかっています。日本だって進んでいないのです。それから、憲法で男女平等が高らかにうたわれました。確かに、私が思う限りは、教育の世界で完全に男女平等になっていると思います。婚姻の世界で、完全に男女平等になっていると思います。もし、子供の結婚に親が反対して駆け落ちしたら、親が非難されるようになった。その二つの分野では完全に男女平等が浸透したのが、戦後、それでも三、四十年たったころだと思います。しかし、まだ60年たっても、男女共同参画とか言っているわけです。要するに、社会の実態、先ほど郵便制度の話もありましたけれども、法に高らかにうたっても、社会のインフラが整わないとそれは反映されないのだ、ということ学ぶのです。

さらに言いますと、それでもたしか1945年のころは、日本はまだ女性は国立大学にも入れなかったわけです。それは完全に撤廃されました。そういう時代でも高らかに正しい理念を掲げて、四、五十年たつと、徐々にではあるけれども進んでいくのだということは、今の発展途上国、こう言ってはいけないのでしょうかけれども、開発途上国で、実態に合わないけれども、確かに人間社会として正しい理念を掲げて、遅々として進まないけれども、努力していくことは非常に意味があることなのだと。こういう息の長い活動なのだとすることを理解してもらいたいと思っています。

「国境なき医師団」というのがあるのですが、私は「国境なき法曹団」と聞いたことがないのです。それは彼らは災害が生じたときに、パッと駆けつけるのですね。神父さんが駆けつければそれは心の安寧になりますし、医師が駆けつけると健康の安全に役立つのですが、法律家は全然役に立たないです。せいぜいPKOくらいで、ある程度安定してからしかならない。法というものはそういうところで機能するものだとかわかっていただきたい、これが一番

目です。

二番目、よく「この活動をやって何のためになるんですか。なぜこんなことをやっているのですか」と聞かれるのですが、私も「やれ」と言われてから入っただけに、最初から志があったわけではない。ただ、入って、そこを楽しめるか、自分で楽しむ気があるか、それにかかってくるのだと思います。

日本では、今、「自分探し」とよく言われますが、まるで「自分」というものがどこか客観的に理想のものがあって、そこに近づいていくのだというふうな言葉のイメージなのですが、そんなものは多分世界にはないのだと思います。「自分」というものは、自分の活動を通して、自分をつくっていくのだと。だから、これに得になるからこれをやろうとかいうよりも、これをしていったら結果としてこういうものが得られた—こういう精神でこの世界に飛び込んでいただくと非常に有り難いと思っております。それが二番目であります。

三番目、同じく楽しんでやれるかということなのですが、コミュニケーション論が今出ていましたが、皆さんがこういう活動をするときには自分の体内にどれだけいろいろなメジャー、基準となるものを持っているかということなのですが、それは国際人かどうかということにもかかわりますが、日本の基準だけで相手と接していたら、絶対トラブルが生じて、分裂してしまいます。相手の基準に合わせつつも、自分の基準も持ちつつ、そこを調整していくという活動になりますので、非常にフラストレーションがたまります。時には、相手国との間で分かり合えたと思ったら、隣のJICAから足を引っ張られるとか（笑）、あるいは後ろの日本にいる専門家から足を引っ張られるとか、現地の専門家の苦勞は絶えないわけです。皆さんが余り言えないことを言っておりますけれども（笑）、実はそういうコミュニケーションというのは、法曹にとって非常に重要なことなのです。依頼人とコミュニケーションをとらなければいけないですから、この人は自分の考えと違うとってパッと切り捨てることは非常に簡単なのですが、それでは人助けにならない、法曹の役割にならない、ということになります。

私は、最初に国際の世界に入ったときに言われたことがあります。「国際協力の原則は、汗出せ、知恵出せ、金出せだ。」努力する汗、そういうことができないなら知恵を出せ。どっちもないなら金を出せと。どれかでいいのですけれども、それは表面的な言葉です。ただし、実際に活動するときには、自分の中に、相手に分からせたいという「心」がないといけませんし、それを相手に信頼してもらうためには「笑顔」がないといけないと思っております。

今日の午前中のチャールズさんの講演を聞きましたが、終始、笑顔でしたでしょう。あの人も、まさにそういう分野で働いてきたからああなるのだと思います。ついでに言いますと、カナダというのはPKOには必ず参加する国でありまして、そういう土壌もあって、チャールズさんもこういう活動をしているのではないかと。決して自分が偉くなるためにこれを行っているのではなくて、やっているうちに、今、第一人者になっただけに過ぎないというふうに思っております。

ということで、若い人はびくびくしていないで、もし興味があるなら飛び込んでください。緒方貞子も言っています、「遠隔操作では支援はできない。現地に寄り添わなければいけない」。

こういうことです，以上です。

【司会（森永）】 どうもありがとうございました。

それでは最後にJICAの森次長，お願いいたします。

【森】 くしくも最後になってしまいましたけれども，私の方からはJICAという立場ですので，法整備支援に限らず，国際協力の文脈でコメントしてみたいと思います。といいますのも，今日の議論の中にもオーナーシップだとか，セルフヘルプ・エフォートとか，若しくはキャパシティ・ディベロップメントという言葉も佐藤専門員の方から御紹介がありました，この辺のことをお話ししたいと思うのです。



今日お配りしております資料の中に『法の支配の実現を目指して』というパンフレットと報告書の要約がございます。これは今日も御参加いただいております松尾先生を中心とする有識者の方に御参加いただいて，JICAというより日本がこれまでやってきた法整備はどのようなものだったのか，それを分析してJICAの法整備支援の特色をまとめたものです。これは後でゆっくり読んでください。

これは，実はもうちょっと分厚い報告書がありまして，また英文版もあります。これらは秋ごろになりますが，JICAのホームページに掲載する予定ですので，是非御覧いただきたいのですが，日本語のタイトルに『法の支配の実現を目指して』とあります。その英文のタイトルは『Capacity development for Legal and Judicial sector in developing countries』ということになっております。つまり，JICAでは法整備支援というものをキャパシティ・ディベロップメントの一環としてとらえているということなのです。

では，キャパシティ・ディベロップメントというのは，言葉にしてしまうと，何となくそうかなと思うかもしれませんが，一体どういうものなのか。JICAでは，これをちゃんと定義しておりまして，“キャパシティ”をあえて日本語にすると“課題対処能力”と呼んでいます。このキャパシティを平たく言うと「自らの課題を発見し，解決する力」若しくは「目標を設定して達成する力」と定義しています。このように言われてみると，今日の議論にありました，例えば“自主性”だとか“自助努力”，こういうものと正に重なってくると思います。

同時に，“キャパシティ”をJICAの場合は，三層でとらえるという考え方をしておりまして，まずはヒューマンリソースとしての「個人」のキャパシティ，そしてその個人が集まった「組織」，オーガニゼーションのキャパシティ，そしてそのオーガニゼーションが個人ともまたほかの組織ともかかわる中で，「制度」として，社会システムとしてキャパシティを持つ，インスティテューションですね。ヒューマンリソース，オーガニゼーション，そしてインスティテューション，この三層でキャパシティをとらえ，トータルでキャパシティが向上していくことをもってキャパシティ・ディベロップメントというように言っています。

したがって，言葉で言うと「課題対処能力が個人，組織，社会など複数のレベルの総体と

して向上するプロセス」，これをキャパシティ・ディベロップメントと定義しております。

こう言っても，では，具体的にどうすればいいのか。キャパシティが向上するというのはどういうことなのか。これも一つのモデルの考え方があって，キャパシティの向上というのは目に見えるパフォーマンスによって現れる。そして，そのパフォーマンスが最終的な成果としてのインパクトにつながっていく。キャパシティ，パフォーマンス，インパクトの頭文字をとってCPIモデルと言うのですが，そういう考え方があります。

したがって，キャパシティを向上させるためにはパフォーマンスがちゃんと出ること，これが課題なのですが，具体的にどうするか。ずっと抽象的なことを言っていますので，もっと具体的なことを言いましょう。一つの例として御紹介すると分かりやすいと思います。

先ほどもカナダのPKOの話が出ましたが，日本も，あれはPKOではなかったのですが，イラクのサマーワに陸上自衛隊を出しました。その一番最初の隊を率いた隊長さんに佐藤正久さんという方がいらっしゃいます。この佐藤さんがお帰りになったときに，JICAにお招きして講演をしてもらったことがあるのですが，そのときに佐藤隊長が陸上自衛隊がサマーワでパフォーマンスをするためのモットーというのでしょうか，それを隊員に口酸っぱく言っていたものがありますということで紹介していただきました。

これは語呂合わせなのですが，ABCDというのです。何かというと，A「当たり前のことを」，B「ばかみたいに」，C「ちゃんとやる」，D「できれば笑顔で」。当たり前のことをばかみたいにちゃんとやる，できれば笑顔で。

聞いていると，何言っているんだろう，ということかもしれませんが，実はものすごく深いと私は思っています。「当たり前のこと」というのは，キャパシティを考えるときには個人であれ，組織であれ，又は制度であれ，その責任と義務というものがちゃんと決まっている。それがまさに当たり前のことですね。それを「ばかみたいに」，ばかみたいにというのは，正に使命感と倫理観を持って，そして「ちゃんとやる」，やり遂げることです。遂行力があって，行動力があるということですね。しかも，「できれば笑顔で」です。笑顔でなくてもできないことはない。でも，それがあってによって，組織のチームワークが保たれる，若しくは最近顧客サービスということもありますけれども，組織間若しくは制度が円滑に動く。

この「当たり前のことを，ばかみたいに，ちゃんとやる，できれば笑顔で」，このABCDが実現する，それが個人のレベルであれ，組織のレベルであれ，実現していくというのが正にキャパシティ・ディベロップメントなのではないかと私は思っているのです。

今日，いろいろな専門家の皆様，若しくは専門家を経験された皆様からの具体的なお話があったと思います。これは正にこのABCDであるパフォーマンスを相手方に実現してほしいがゆえに一生懸命奮闘するのですが，相手方だけに求めることではないのです。専門家自身も，専門家も含め，JICAも含めてなのですが，私たちJICA職員も含めて，このABCDがちゃんとできる，そしてそれを伝えていく，そこがキャパシティ・ディベロップメントのだいご味，私たちJICA，若しくはこの法整備支援のだいご味なのだろうなと考えています。

そういう意味で，今日御紹介のありました専門家の皆様のお話は，これを具体的に表したものののだなと感じておりますし，そういう感じ方もあるのだなということ，皆さんにも

共有していただければと思います。私のコメントは以上です。

【司会（森永）】 どうもありがとうございました。

議論が始まるとなかなか終わらないこのテーマなのですが、以上をもちましてパネルディスカッションの第I部を終了したいと思います。パネリストの皆さん、それからコメントーターの皆さん、どうもありがとうございました。ベトナム、カンボジア、いずれもありがとうございました。

それでは、これで終わります。ありがとうございました。

【総合司会】 ありがとうございました。登壇者の皆さま、そしてテレビ会議システムで御参加のベトナム、カンボジア、現地事務所、長期専門家の皆様、ありがとうございました。

【コラム】

言葉の壁をどう乗り越えるか（＜乗り越えていないのかもしれませんが＞）

JICAカンボジア長期派遣専門家

坂野 一生

カンボジア民法・民事訴訟法起草支援においては、カンボジアの従前の制度や概念のうち維持すべき部分は維持しつつ、社会の発展や価値観の変化等に伴い新しい制度や概念も導入した。その際に問題となったのが、それらの新しい概念等をどのように表現するかという点である。カンボジアの公用語であるクメール語には、インド・ヨーロッパ語族であるサンスクリット・パーリ語からの借用語が多く、1975年以前の民法等で用いられている用語がある場合には、それらでまかなえることもあったが（例えば「更改」は、「新しい」を意味するnovという語に動作を名詞化する語尾をつけることによって作られた語であり、その語源は英語やフランス語のnovationと全く同じである）、そうでない場合には、一般的な語を法律内で特定の概念を意味するものと定義づけて使うか、それが無理な場合には、長くなるのを覚悟で説明的な語を創設するしかない。ただでさえ長い法律の文章が、こうして更に長くなってゆくのである。

■パネルディスカッションII 「これからの法整備支援の展望～若い世代からの提言」

パネリスト：

<留学生>

名古屋大学 ウミルディノフ・アリシエル
イブラギモフ・ブニョドベッグ

<日本人学生>

慶應義塾大学 坂本辰仁 高島悠介 津田井保乃 深沢瞳 鈴木貴博
明珍裕美子 片山裕二郎 谷本陽子 稲垣優季
黒田修平 山本ひかる

<法務省インターンシップ経験者>

学習院大学 内藤裕二郎
関西学院大学 金馬惇子
琉球大学 小西 碧

【総合司会】 それでは、これより「これからの法整備支援の展望～若い世代からの提言」



と題しまして、法の分野での国際協力、国際貢献としての開発法学と法整備支援を学ぶ学生の皆様によりますディスカッションを行います。参加学校の学生プレゼンテーションを交えてのパネルディスカッションです。

この先の進行は、関西学院大学、金馬惇子さんをお願いいたします。

【進行役（金馬）】 ただいま紹介していただきました金馬惇子です。

まず最初に、プレゼンテーショングループとしては慶應義塾大学で開発法学を専攻しておられる松尾ゼミの皆さんにプレゼンテーションをしていただきます。

松尾ゼミの方々、お願いします。

〔日本人学生のプレゼンテーション〕

【坂本】 私、慶應義塾大学3年の松尾研究会、坂本と申します。

人数が多いので、私のほうからまとめて簡単にメンバー紹介をさせていただきたいと思っております。ステージに向かいまして、左側から私の隣が鈴木、明珍、津田井、片山、谷本、深沢、山本、稲垣、そして後ろ、黒田、高島の以上11名が本日出席しております。どうぞよろしく

お願いいたします。

【進行役】 よろしく申し上げます。

【慶應義塾大学】 では、これから松尾研究会のプレゼンテーションを始めます。

私たちは開発法学という分野の研究を今年の春から始めました。学部の3年から始まるゼミ活動の一環として、週に1回、松尾先生の御指導のもと、研究を進めてまいりました。

研究会の活動状況に関しましては、封筒の中に入っています参考資料を御覧ください。私たちは開発法学を法整備協力による規範形成のネットワークを通じて、個々の国家における良い統治の構築を促すことにより、平和的国际秩序としての地球的統治を実現するために、各国の状況に適合するような制度改革の内容と方法を探求する学問分野ととらえています。そして、私たちは開発法学を資料5ページの四本柱を中心に研究しています。



では、まず一つ目の柱である「法整備支援の主体と支援方法について」説明したいと思います。

支援主体には、スライドに挙げられているものを含め様々なものがありますが、私たちはこのうち黄色の字で表示した機関についての研究を進めています。それでは、それぞれの支援主体についての発表に移ります。

世界銀行グループについての発表を行いたいと思います。

世界銀行は、世界各国様々な地域で法整備支援に取り組んでいます。詳しくはお手元の配付資料、8ページを御覧ください。特に経済法の分野を重視しておりまして、商事裁判所の設置なども行っています。その具体的なプロジェクト例として、China economic law Reform projectというのがありまして、これを紹介させていただきます。

配付資料の9ページの支援内容に載せたような試験制度改革やアクセス改善など、かなり多岐にわたって行われました。反省点についてですが、結果としては良好なものが出た、というふうにされています。しかしながら、評価のあいまいさが問題となりまして、また法的顧問グループの必要性、被支援者側からのアプローチの必要性が反省点として見えてきました。

今後の課題としては、成果の評価を正確に行える評価システム、モニタリング、エバリュエーションの整備、一方的に支援を行うだけでなく被支援者側の意見も取り入れた形での支援方法の確立、既存組織を活用したプロジェクトの成功例の確立などを行う必要がある、というふうに考えました。

次は、アジア開発銀行です。

アジア開発銀行には良い統治を促進し、法の支配を確立し、持続可能な経済成長を促すた

めの政策として、東南アジアを中心としたLPR（Law and policy reform）があります。その中で、私はカンボジアでの土地法の実施、フェーズ2について調べました。これはフェーズ1に引き続き、土地登記の実施に関するADBによるさらなる技術支援が決定したものです。

1. 土地所有についての法律を起草、2. 土地所有問題に関わるNGO職員、裁判官、政府高官の能力の形成、3. カンボジア国民の土地法の理解を促進、が主な内容となっています。

今後の課題としては、現職の裁判官、検事に対する土地所有に関するトレーニング、市民に対する土地法のさらなる普及、教材の作成を行っていくことが挙げられています。

次に、UNDPについて発表したいと思います。

UNDPの基本的な情報については、配付資料の15、16番などを御覧ください。

私は、今回、UNDPがどのように法整備支援を捉えているのかということの研究しました。そこで、今回は、「紛争時、紛争後の法の支配の強化」という問題を取り上げたいと思います。

UNDPは、まず法の支配の重要性に着目しました。第一に、法の支配が司法と治安に影響すると捉え、第二に法の支配の崩壊を紛争の拡大を示す重要な指針としてとらえています。ただ、法の支配を確立するだけでは意味がないとして、相互に関係し合う様々な問題を共に解決していこうという方向性もまた示しています。つまり、UNDPは法の支配を中心とした構成として、紛争から脱却していこうというふうにとらえていると今回の研究で感じることができました。

今後の研究の課題としては、従来の方法ではカバーし切れない司法やまた阻害要因の多い行政法の分野を他の支援主体といかに分担して構築していくのかという点を調べる必要があると思います。また、途上国では様々な発展阻害要因があり、法律をどのように導入するのか、自国の法意識や法文化に着目せずに法整備が行われていないかなど、柔軟なアプローチができていくのかという点も調べる必要があると感じています。

次に、USAIDについてです。

USAIDは、アメリカ合衆国の非軍事の海外援助を行う政府組織です。法整備支援の枠組みとしては以下の分野があり、世界中、様々な地域を支援しています。

特徴として、以下の三つが挙げられます。3番は、アメリカにとって戦略的に重要な国家を支援して、国家戦略の実現手段とすることを明示しており、問題点とも言えます。

ここではミクロレベルからのアプローチの具体例を挙げます。

フィリピン、ミンダナオ島の森林破壊を防ぐために、フィリピン政府と協力して、地域密着型の森林法を確立し、島民に森林を利用する権限を与えました。このような個別法確立の支援が特徴の一つです。

USAIDの長所は、経済成長と貿易の前提として、民主主義と統治をとりわけ重視していること、地域密着型の法整備支援であること、積極的に他機関と関わる事が挙げられます。

また、今後の課題として、支援対象国を選ぶ際に、民主的な国家だけでなく、それ以外の国家も選ぶべきだと考えられます。

次に、GTZについて発表したいと思います。

GTZはドイツの法整備支援主体です。主に民法や経済法などの法典整備、また裁判所やロースクールの支援などを行っています。

支援の特徴としては、相手国との対話を通して、ニーズを聞きながら、意思疎通を図るといって行っています。支援の中には、一部のコンサル会社により、相手側のニーズを無視した支援も行われています。ニーズを無視した支援は途上国の発展をむしろ阻害する要因にもなり得ると考えられます。それらと比べるとGTZがとる形態のほうが、時間やコストはかかっても、支援としては望ましいと考えます。

今後の課題としては、GTZの行う支援が長期的に見た場合、どのような影響を与えているのか。また、他の支援主体との関係について検討する必要があると考えます。

これまでがそれぞれの支援主体についての発表でした。これらの支援は成果を上げていますが、それと同様に幾つかの問題点も浮き彫りにしました。各支援主体間の協力不足や支援の基礎となるような基盤の未整備といった問題点です。これらの問題点を解決し、より良い法整備支援の在り方を探るため、最近の国連総会の動きを見ていきます。

国連総会レポートを読み、その中で重要と思ったのが「活動の中心となる」ことです。特に、ここに挙げる三つの点でその役割を果たすことができると思います。そして、このような国連総会の考えを具体化するために、第6委員会は配付プリントの28番にあるような見解を示しています。

まず、61、62期の会議では、支援主体の活動調整という方向性を示したに過ぎませんでしたか、63期になって、法の支配の指針が示され、調整についての見解が明らかになったと言えます。これは大きな進歩ですが、今後、具体的方法が示される必要があると言えます。

では、国連はどのようにしてその役割を果たしていくべきなのでしょう。私たちは他の機関の役割を調整するために、国連の力を強める必要があると考えます。これは統率力、影響力、基盤となるような知識の整理・公開などです。このとき、それぞれの主体の特色をしっかりと把握した上で、その役割を調整していくことが必要になるのではないのでしょうか。

最後に、感想になるのですが、私たちが国連を調べて感じたのは、抽象的過ぎて、具体的にどういうことをしていきたいのかがよく分かりませんでした。今後、この点については考えていきたいと思います。以上が支援主体についての発表です。

ここからは法整備支援実務や開発法学理論の背景となる、開発途上国の貧困状況等の正確な認識を目的とした地域研究について発表します。

アジア、アフリカ、南アメリカの途上国の過去15年間のGDP推移を見た上で、特徴のある対象国を選び、その国の経済、社会、歴史等、21項目を基準にその国の発展という視点から国の発展促進要因と阻害要因を分析しました。

国の多様性から発展についての要因関連構造を一概に分析することは困難である、と言われますが、12か国の分析を通して、共通項を抽出しました。資料の32、33枚目のスライドに

もごさいますが、どの国でも紛争という要因は国の発展を阻害し、言語や植民地化の構造などが紛争の背景となる要因となり、さらなる阻害要因を生むという要因同士が関連している構造がわかりました。この仮説は、今後、丁寧な検証作業が必要となります。

今後の課題としては、一つ目にGDPや様々な要因が国の発展の促進要因にも阻害要因にもとれるということから、国の発展に関する理論を学んだ上で、ゼミの発展に対する統一見解を深めること、二つ目に今後のより丁寧な分析を行う際には、一つの要因に限定して12か国を横断する形で様々な要因を組み合わせながら分析すること、三つ目にどのような背景要因のもとに、どのような制度や要因を持つことで国全体の発展にどのような効果があるのかを分析することが挙げられます。

さて、これまでの実務家の方々のお話でも、何度も現地に入ること、現地に寄り添うことの重要性が多く語られました。今年で2年目となる当ゼミは、これまで実際に現地を見ることなく、一次資料に頼って研究活動を行ってきました。どうやらこういうことらしい、というところまでは分かっていても、実際に現地を見て考えなければ、自分の答えは見つからないのだと思います。今後は、検証作業に加えて、現地からの留学生や法整備支援機関との連携を通して、現地で調査を行い、さらに研究を深めていきたいと考えています。地域研究の発表は以上です。

次に、モデル・ルールの研究について発表します。配付資料は35番からとなります。

私たちは各国民法典の対照表を作成し、起草の際にベースとなる基礎的な概念、制度の抽出を試みています。また、抽出した概念、制度を比較し、相違点を明らかにすることで制度構成の多様性を見出し、被支援国が使いやすいような資料の作成を目指しています。本日は、その例として即時取得についてお話ししたいと思います。

日本、フランス、ドイツ、カンボジア、ラオスの5か国の即時取得に関する条文をスライドのような表を作成し、比較した結果、主観的要件、盗品遺失物の特例の回復期間と代価弁償の要否について、次のような相違点が見られました。

主観的要件については、善意無重過失、善意無過失など、要件の厳格性が多様であることが分かりました。盗品・遺失物の特例については、ほとんどの国で認められていますが、回復期間は2、3年に制限する例から制限なしの例もある一方で、公の市場などで買い受けた場合は即時取得を認めたり、代価弁償を要求したりと、取得者保護と真の所有者につき、きめ細やかな利益調整の可能性が見出されました。

画一的な結論がなく、中途半端な感じを受けられるかもしれませんが、被支援国の自主性を尊重する立場から、それぞれの被支援国の経済状況の発展に適合した制度を選択し、導入することができるような多様なモデルを提示することが望ましいと考え、あえて私たちは一つの考え方に絞ることはしませんでした。モデル・ルールの研究発表は以上です。

四本の柱の最後である開発法学理論の研究の発表をいたします。

私たちは半年間、先生の配付してくださった資料や文献などを輪読するなどし、理論に関

して三つの視点から捉えてきました。それでは、その三つの視点を説明いたします。

一つ目の視点は、制度はどのようにして変わり得るか、ということについてです。法制度の変化が社会の動きにどのような因果関係があるか、ということを中心に考えてきました。二つ目の視点は、法の支配の意義というものについてです。制度改革の手段としての法の支配についてを考えてきました。そして、三つ目の視点は、政府の役割についてです。市場原理主義を踏まえた考え方を中心とするのか、そうではなく、政府主導にするのか。これらは二者択一ではありません。両者をどのようにして役割分担をしていくかについては、秋に深めていく予定です。

これら三つの視点について、詳しくは配付資料41から43番を御覧ください。

最後に、プリントにもございますが、春、これまで半年間で目を通してきた参考資料です。詳しくはお手元の資料を御覧ください。

以上が開発法学における四つの柱でした。これらを踏まえて、私たちはディスカッションに向けて、学部段階の位置づけとはこのようなことである、ということを考えていました。詳しくは配付資料45ページを参照してください。

それでは、これで松尾研究会のプレゼンテーションを終了いたします。御清聴、ありがとうございました。

【進行役（金馬）】 松尾ゼミの皆さん、ありがとうございました。詳細な報告なので、疑問などいろいろあると思うのですが、ディスカッションの後に質疑応答したいと思うので、そのときをお願いします。

次は、2008年に法科大学院生として法務総合研究所でインターンシップを経験したグループの発表になります。

インターンシップグループ、発表を始めさせていただきます。

〔法務省インターンシップ経験者プレゼンテーション〕

【内藤】 私どもは2008年度法務省法務総合研究所国際協力部において、インターンを経験させていただいた元インターン生グループです。私は当グループの代表を務めます内藤裕二郎と申します。

まず、私のほうから本日のプレゼンの流れを説明させていただきます。

最初に、一番上の青い枠内にありますように、「なぜ私たちは法整備支援に携わりたいと思うのか」を説明させていただきます。続きまして、赤い枠内にありますように、「法科大学院における現状について」説明いたします。そして、最後に緑色の枠内の「解決策」を説明させていただきます。これは赤い枠内で説明させていただいた法科大学院の現状を踏まえて、それではどうしたらこのような現状を解決できるのかについて、解決策を3点ほど提案させていただきます。

まず、私のほうから法整備支援に携わりたい理由について説明させていただきます。

私は、大学学部時代に履修したアセアン法ゼミで法整備支援という分野を知りました。そ

のような分野があるという認識のもと、大学を卒業した後に世界を一周しました。そして、その旅先で厳しいアジアの現実や欧米との格差を体感しました。それでも、今となって一番心に残っているのは、貧しい暮らしをする人々のすばらしい人間性です。ホスピタリティも向上心も、日本人が見習うべき部分が本当にたくさんあり、同じアジア圏の人間として一緒に向上していきたいと感じました。以上のような旅の経験から、私は法整備支援に携わりたいと考えるに至りました。

国内外のニュースを見れば、日本企業のアジア進出や日本国内での外国人犯罪、外国での日本人の犯罪など、現在は経済から犯罪まであらゆる分野でグローバル化が進んでいると感じています。このような時世の中で、日本国内の経済、犯罪などの諸問題を解決するにも、まず日本に近いアジア諸国の経済発展、治安の安定に法整備支援という形で助力し、将来的には相互の協力のもとで互いに向上していく必要があるのではないかと考えています。

【進行役（金馬）】 次は、私のほうから、法整備支援に関わりたいきっかけを説明させていただきます。

私は、他の2人と異なり、法曹を志した後に法整備支援活動について知りました。大学在学時は司法試験合格が一番の目的であり、将来像は漠然としていました。そんな時、名古屋大学のCALEで法整備支援の資料整理のアルバイトをする機会がありました。資料の中身を見ているうちに、法整備支援がどういうことをしているかもだんだん分かってきて、法律家になればこのような活動に関わるチャンスがあるかもしれない。自分が、今、司法試験のために日本法をきちんと学ぶことで、将来、国際支援をすることにつながる、法曹は案外ドメスティックな仕事ではない、と強く実感することになりました。そして、できることなら、自分も法整備支援という形で国際協力をしたいと思うようになりました。

【小西】 琉球大学法務研究科2年の小西です。私が法整備支援に関わりたいと思った理由ですが、中学2年のころに途上国、ケニア、インド等を訪問したことです。今まで当たり前だと思っていたことが地球規模では恵まれているということに気付き、国際協力に関心を持ったのはこの訪問がきっかけです。

そして、NGOなど、様々な活動を行ってきたのですが、市民間ではできることに限界があると思い、大学学部時代に国際協力ゼミに入り、ODAの勉強をしてきました。その中で、法整備支援という活動があるのを知った次第です。

では、数ある国際協力の形態がある中で、なぜ法整備支援を志したかという点、ゼミのフィールドトリップで訪れたベトナム、ラオスの訪問がきっかけです。ベトナム国道5号線での速度違反の反則金徴収の徹底を行った結果、交通ルールが守られ、大型トラックが安全に走れるようになり、輸送量が拡大したという話を伺いました。インフラ整備もルールと結びつくことで効果は増大しますし、またアフリカ諸国のように支援が根付かない原因の一つとして国家基盤の不安定さも挙げられています。

このようなことも法整備によって安定するのではないかと思います、世界の人が笑顔で暮らせ

る近道として法整備支援が考えられると思ひ、志した次第です。

以上の3名は、昨年8月、5日間の日程で行われたインターンに参加した者です。インターンの内容はベトナム民事訴訟法、刑事訴訟法に関する講義を受け、調査報告の見学をさせていただきました。

講義の中で最も印象的だったのがベトナム監督審の話です。これは申立権がないにもかかわらず、職権で確定判決をひっくり返すという、日本にはない制度なのですが、なぜこのような制度が採られているのか、逆になぜ日本ではこのような制度が採られなかったのかなど、今まで全く考えていないことに気付かせていただきました。

そこで、このインターン活動を通して私たちが強く思ったことがゼネラリストであることの重要性です。法整備という特殊性から法の知識や実務経験は当然必要ですが、異なるバックグラウンドを持つ相手国への支援として、柔軟な思考と多様な価値観、文化の理解が必要であると感じました。最近始まり、ほとんどゼロからスタートするプロジェクトであるため、また成果が短期的に現れないことから忍耐力や体力が必要とされる分野であるとも感じております。

では、次に本題であります法科大学院において法整備支援が知られているのかどうかなのですが、現状を考えてみたところ、実際、法整備支援について知らない学生が多く、知っていたとしても興味がないのが現状だと言えます。そして、この二つの要因は相互に関連しておりまして、いっそう法科大学院において法整備支援に対する認知度そして興味が低くなっているのではないかと私たちは考えました。実際に、琉球大学のほうで法整備支援関連の講義を先生にお願いして聞いていただいたのですが、そのアンケート結果でも約8割の学生が「法整備支援について知らなかった」と回答しております。

では、なぜこのような現状が生まれたのか、原因について考えてみました。

まず、第一に法科大学院の多忙な生活が挙げられます。新司法試験として多様な人材の確保を掲げながらも、実際には2年、もしくは3年で合格水準に達しないとならないため、試験科目以外のことはできないのが現状です。私たちもインターンに参加するとき、友人から「よくそんな余裕があるね」と言われたこともあります。法科大学院生活においては勉強以外に向ける余力がないため、法整備支援について知る機会がなく、学生生活が終了するのかもしれない。

第二点目としては、周知活動が足りないことです。法整備支援に関しては法学雑誌やインターネットには情報はありますが、そもそも興味がない人はわざわざ探しに行くことはなく、興味がない層についての周知活動はほとんどないと言ってもいいと思います。

次に、興味がない理由を考えてみました。法科大学院の多忙な生活、周知活動が足りない理由については先ほど述べたとおりです。ここで特徴的なのはキャリアプランが不明確であることなのですが、法整備支援に携わるといっても、どういった形で関与できるのかが不明であること、そして何より法整備支援だけで食べていけるのかが不明である、そのことがそもそも興味を持たない理由ではないのかと私たちは考えています。

この原因をまとめますと、スライドにあります3点になります。下層が、認知度が低い理由、

キャリアプランが不明確であることを加えると興味がない理由となり、重層的に原因が重なっていることがわかります。

そこで、これらの原因を解消するために何が必要なのかを考えてみました。

まず、法科大学院が多忙な生活であることに対しては試験制度改革が考えられます。学生の負担を減らして、試験科目以外のことにも関心を持てるような状況をつくれれば、学生も自ら法整備支援に対して関心を持てるのではないかなと考えたのですが、この場で踏み込むことは適切ではないため、割愛させていただきます。

続く2点に関しては、キャリアプランの提示、そして周知活動を増やすことが考えられます。これについては内藤のほうから詳しく説明させていただきます。



【内藤】 まず、解決策の1として、キャリアプランの現状がどのようなものとなっているかを説明し、その上でこれからのキャリアプランの展望を提案させていただきたいと思えます。この解決策の1が今回の解決策のメインとなると思えます。

キャリアプランの現状としましては、まず検察官や裁判官に任官し、国際協力部の教官として主に国内で勤務する方法や、長期・短期の専門家として現地で勤務する方法があります。または、弁護士としても長期・短期の専門家として現地で勤務することは可能です。さらに弁護士の場合には、通常業務の合間を縫って、国内外のセミナー等で講師をするという方法などもございます。

もともと、ただいま説明させていただいたキャリアですと、その従事期間は2年か3年、長くても5年であるのが通常のようなようです。このような任期付のキャリアでは法整備支援はあくまで一時的ないし副業的なものにとどまり、法整備支援をメインにして働いていくというキャリアプランは描けません。そうしますと、法律家を目指す学生としても10年20年単位で長期的に働いていく職種としての法整備支援はないものとして、学生の中に主体的に法整備支援を学んでみようと思う者は少ないのではないのでしょうか。

上から2番目の「実務経験が必要である」ことについてですが、先ほど説明させていただいた長期専門家などは、通常5年から10年の実務経験があることが望まれています。国内法の法律家として一人前になる前に、他国の法整備を支援することは難しいということが今回のプレゼンに当たってアドバイスをいただいた実務家の先生方の御意見でした。この点について、私たちももともとのお話だと考えており、一刻も早く実務に就きたいと考えています。ただし、このことは十分な実務経験を積まなければ法整備支援に助力できる方法がない、ということは意味しないのではないのでしょうか。私たちは十分な実務経験を積まずに法整備支援に協力することが不可能だとは思いません。

今回のプレゼンの目的は、法整備支援に携わるキャリアを拡大し、学生が法整備支援という職業に対して魅力を感じ、興味を持ってもらうことにあります。そこで、今回は国内法律家としてのキャリアを積む前に法整備支援に携わる方法を模索し、法整備支援の人材のすそ

野を広げるための提案をこの後のキャリアプランの展望の部分でさせていただきたいと思います。

続きまして、画面の上から三つ目と四つ目にありますように、現在の法整備支援キャリアは長期専門家などの任期満了後の身の振り方が不安定であることや、法整備支援のキャリアがその後の実務に生かされるかが不明であるという難点があると考えます。この点は法整備支援を経験された実務家の先生方もおっしゃっておられたことです。

このような難点があるとすれば、将来、弁護士になろうと考える学生は、所属事務所を長期間不在にして、顧客とのつながりを絶ってまで法整備支援に携わることに躊躇を覚え、学生の時点で法整備支援に携わるというキャリアプランを諦めてしまう恐れもあるように思います。少なくとも学生時代から主体的に法整備支援について学ぼうとするモチベーションは生じないのではないのでしょうか。

以上のような現状からいたしますと、キャリアプランの拡大という点からすれば、国際援助庁のような統一機関を創設し、10年20年といった長期的スパンで法整備支援に携わるキャリアを創設することもあってよいと思います。これは、現在、実務家が2年3年単位で法整備支援に携わり、本業に戻っていくという形の逆バージョン、すなわち法整備支援業務に従事する中で、必要とされる実務的感覚を民間の法律事務所への出向という形で補っていくという形も考えられると思います。また、このような統一機関が創設されれば、法整備支援の効率化も図ることが可能なのではないかと考えています。

次に、これは正にこれから法律家となる私たちがなすべきことですが、法整備支援に携わる弁護士が国内にいる期間、一般実務を行うためのとまり木となるような法律事務所の創設です。現在の法律事務所では、長期専門家として長期にわたって事務所を不在とするには案件の引き継ぎなどが難しく、長期専門家に志願するに当たって、障害となるということを法整備支援経験者から伺いました。そこで、現在の事務所形態とは異なる、引き継ぎを前提とした業務形態をとる事務所が経営的に可能であれば、そのような事務所を創設することが複数回、長期専門家として法整備支援に従事することを可能にするのではないかと考えています。

このようなキャリアが実現すれば、自己の生計を立てながら、長期的に法整備支援に従事できることから、学生にとっても魅力的なキャリアプランとなるのではないのでしょうか。

さらに、これは既に名古屋大学のCALEがなさっていることなのですが、現地での日本語による日本法講師というキャリアを拡大していくことも、学生にとって魅力的なキャリアプランではないかと考えています。

続きまして、解決策2なのですが、周知活動を増やすということを提言させていただきます。これは単純に、現在よりも周知活動を増やしていただきたいということなのですが、例えば法科大学院における法整備支援関連の講演や海外プログラム、法整備支援に関連する授業の展開が挙げられます。特に、授業において継続的に学ぶことは周知活動として最も実効性があると考えますので、法科大学院関係者の方々には是非御検討のほうをお願いいたします。さらに、現在行われている国際協力部でのインターンの回数を増やすことや、JICAなどにお

けるインターンを設定していただくこともお願いしたいです。最後に、司法修習生となった後、修習生が主催する広報活動も行われており、これを継続・拡大することも可能と考えます。

それでは、最後に解決策の3として、これは学生の側でできることについてです。

例えば、法整備支援関連書籍の講読やDVDの閲覧をすることが挙げられます。また、法整備支援に関心があることを、法整備支援をなさっている実務家の先生にアピールするなどして、主体的にキャリアをつくり出すことを考えていくべきと考えます。

結論としてまとめますと、第1にキャリアプランを拡大・創設していくこと、第2に法科大学院や修習において周知活動を行っていくこと、第3に学生自ら主体的に行動すること、以上の3点を法整備支援のすそ野を広げるための提言とさせていただきます。

以上で元インターン生グループのプレゼンを終わらせていただきます。御清聴、ありがとうございました。

【進行役（金馬）】 以上、インターン生グループからの発表です。これについていろいろ意見があると思うのですが、最後の質疑応答でお願いします。

続きまして、ウズベキスタンからの留学生で、今、名古屋大学に修士課程でおられるお2人からプレゼンテーションをしていただきます。それでは、お2人、よろしくお願いします。

〔留学生からのプレゼンテーション〕



【ウミルディノフ・アリシエル】 皆さん、こんにちは。名古屋大学大学院法学研究科修士課程2年生のウズベキスタンから来た留学生グループです。私は、ウミルディノフ・アリシエルと申します。私の隣に座っている方はイブラギモフです。

発表の初めに、今日のシンポジウムのオーガナイザーの皆様にごこのような貴重なチャンスを私たちに与えていただきましたことを、心を込めて感謝申し上げたいと思います。

これから発表を始めさせていただきます。

本日の発表では、法整備支援における人材育成を、日本法を外国法として学習する観点から検討します。まず、法整備支援における日本法センターの意義を明らかにし、以下の三つの点でその問題点を見ていきます。

第1番目は、現地での学部生に対する日本語と日本法教育について語ります。第2番目には、日本における法教育、最後には帰国後の法整備支援について話していきたいと思えます。

法整備支援とは、開発途上国が行う法整備のための努力を支援することです。法整備支援の基本的な柱は以下のとおりです。

第1番目は法案作成、第2番目は法令の運用及び執行の整備です。これらにおいては現地の法及び社会制度の調査が行われ、現地の実務家に日本の制度が紹介されます。前者の二つの

基本的な柱は、第3番目の人材育成と厳密な関係を有し、それらの成功が人材育成に強く依存していると考えられます。

法整備支援においてよく行われているのは、現地の実務家の短期間での研修です。しかし、人材育成のその方法が短期間において、また通訳者を通じて行われ、より深い学習ができないう点があります。そういう問題を解決するためには、長期間、日本へ英語で留学という制度が名古屋大学によって1999年から導入されました。けれども、その解決策はメリットだけではなく、デメリットもあると思います。

英語による日本法教育の難点の第1番目の技術的な問題としては、名古屋大学の大屋雄裕（オオヤタケヒロ）先生により、英語で文献は十分にそろわないことや、法律の英訳の出版が日本の法制度の改正に追従できないことが指摘されています。また、それと別に日本語より英語での授業が少ないことも挙げられます。

次の理念的な難点としては、英語での留学生は日本の社会的背景がよく分からないことが取り上げられます。それらの解決策としては、名古屋大学によって日本法教育研究センターが設立されました。日本法教育研究センターは、詳しく後述する日本法の学習を日本語で現地で行う施設です。日本法を日本語で学習することの必要性は、日本と現地国がお互いの言語及び社会的背景、また法制度を知らないところにあります。

初めての日本法教育研究センターは、2005年9月7日にタシケント国立法科大学がウズベキスタンに設立しました。現在、日本人講師3名、現地人講師3名が勤め、学生数が1年生から四年生まで約70名に及んでいます。

研究センターの教育プロセスについて話すと、タシケント法科大学の学部生たちは、現地講師により4年間の日本語の教育を受けて、日本法の学習を2年生の途中から始めます。そのときは比較法的な観点を重視し、名古屋大学法学部教員によるビデオ講義と現地講師の解説が併用されます。卒業後に優秀なセンター生が日本へ留学することができます。

現地での日本法教育の目的は、基礎法知識を身につけることを目指しています。それが日本の政治、経済、歴史や、日本法の基礎や日本法の各分野における教育の三つの段階によって成り立っています。補完的な活動としては、日本人の教授によるスクーリングや毎年名古屋大学に来る2週間の夏期セミナーなどや、法科大学と同様のシンポジウムや学生たちの現地での法整備支援関連授業への参加などが挙げられます。本日も私たちの方から第5番、第6番目の列に座っている方々は今年の夏期セミナーに参加しているベトナム、モンゴル、ウズベキスタンから来たセンター生であります。よろしければ、私たちの発表の後、意見交流していただければと思います。

そのセンターの問題点はないでしょうか。私たちの考えでは、次のようなセンターの問題点が残っています。

第1番目には、現地学生による日本語及び日本法の学習が現地大学の学習より重視されていることです。第2番目は、留学できなかったセンター卒業生の将来のことです。すなわち、先ほど山下先生がおっしゃったのですが、汗出せ、知恵出せ、金出して、4年間、日本語能力試験1級及び2級をとって、日本の基礎法、日本の経済、歴史に対して教育された豊かな人生を

そのまま無駄に社会に置いておくのはできないということですので、できるだけ早く解決策が求められている点だと思います。第3番目の問題点としては、学部生に対する現地での研究指導の不足が挙げられます。それらに対しては、私たち留学生グループが次のとおり解決策を提案していきたいと思います。

第1番目の問題の解決策としては、法律知識と大学成績を重視することが考えられます。第2番目の問題に対しては、日本への留学の増加や現地での日本による法整備支援関連事業への参加やセンターネットワークの強化が考えられます。最後の問題に関しては、日本に留学している先輩によるネットワークを通じての指導や帰国後の指導が取り上げられると思います。

【イブラギモフ・ブニョドベック】 次は日本における教育についてお話しします。

センターの卒業生の8名が2007年度から2009年度まで、名古屋大学に留学しました。その中、4名は10月入学で、他の4名は4月入学であります。4月入学の留学生は、半年、研究生になり、その後、博士課程に進学します。この留学生は日本の憲法、行政法、刑事法などの分野で研究しております。本年度の10月から1名、アリシエルさんは博士後期課程に、1名の私は帰国することになりました。

こういう2年間の修士課程の教育プロセスについてお話しします。

日本語のプログラムの場合は10月から、英語のプログラムより6か月間、早く始まります。だから、修士課程の勉強は半年くらい長くなりました。この2年間の間では30単位の取得義務があります。この場合は日本語及び英語の講義も取ることが可能であります。だから、取れる科目の範囲ももっと広くなりました。

日本語の授業は主に日本人と同様な講義やゼミであります。また、2年間で日本の会社などでインターンシップすることもできます。例えば、私は豊田合成で2週間、アリシエルさんはデンソーで2週間くらい、インターンシップを体験しました。

日本語での研究指導を受けながら、日本語で論文も書かなければならない。その場合は、日本語での豊かな第一次的な資料を使いながら論文を執筆することが可能であります。また、指導の先生の選択ももっと豊かになりました。学生と先生の交流もより簡単になりました。

修士学位をとった後に、帰国する、あるいは博士課程に進学することができます。博士学位をとった後も帰国することが可能であります。

次に、こういう修士課程では、私たちは自分で体験してみて、どういう問題点があったかについて話します。

第1は、現地で私たちは論文の執筆の経験不足があったため、少し困ったことがありました。こういう問題を解決するためには、今、現地のセンターでは論文執筆の授業が開始されました。また、センターの留学生は主に日本語の授業に出るが、日本語の授業は日本人向けだから、4月カリキュラムとして考えられています。私たちは10月から来ますから、そういうカリキュラムが合わない場合もあります。2年間はすぐ終わりますから、いろいろゼミとか授業に出られない可能性もあります。その問題の解決策としては、留学生向けの日本法を外国法として学習するカリキュラムをつくることや、あるいは時間の調整をとることが必要だと思います。

ます。

その他、法科大学院生との接触の機会が少ないという問題があります。それを解決するためには、名古屋大学ではそういうプログラムがありますから、それを少し改善する。つまり、日本法の学習や論文執筆の点では大学生との交流をもっと深めるということが考えられます。4番目の問題としては、留学生専門の国家試験の制度はないです。どういう研究をしているかによって、専門向けのインターンシップを設置することが考えられます。最後の問題としては、育成された人材が国に帰れなかったら、長い間、考えられた目的が達成しないという問題点もありますから、その問題の解決策としては現地において法整備支援やその他の仕事でこの人材を活用させる仕事が考えられますが、それだけでは問題は解決されないと思います。

修士学位をとって、博士課程に進学した学生の教育のメリットについてお話しします。

日本法をより専門的に、専門分野をより深く研究することで、専門に特化した海外大学の研修や法整備支援に関するいろいろなプロジェクトなどに参加することができます。しかし、まだ博士課程にだれも進学していないため、こういう段階ではどういう問題が発生するか、今、現状では不明であります。

次に、こういう修士や博士課程を卒業した学生は、帰国したらどういうことができるかについてお話しします。

帰国したら、大学や国家機関、民間企業などに勤めることができます。大学としては、法科大学や世界経済外交大学などが考えられます。国家機関としては、議会、司法省、外務省、検察庁などが挙げられます。企業としては、国内企業や外資系企業などが挙げられます。

こういう多様な人材育成や国家機関、民間企業などで働いている帰国した学生の活動を共有するためには、日本法教育センターではこれらの学生の共同の活動をつくることが考えられます。その中で、私は大学に就職したからどういうことができるかについて話をします。私自身は、帰国したら大学で勤めたいと考えていますから、それについてお話しします。

まずは、専門に関する授業などでは、日本で学習したことをウズベキスタンの学生に現地の言語で教えること、これも直接、現地の人による人材育成になります。次は、日本法制度や日本の教育制度を向こうの学生に紹介することはできます。著名な日本法をウズベキスタン語に訳して、日本の制度をもっとみんなに紹介することができます。現地の日本法教育センターにおける活動もできます。それは日本法の授業をしたり、あるいは日本人の先生と共同の授業やセンター生への研究指導という問題もありますから、それを指導することが可能かなと思っています。しかし、すべての活動は法整備支援だけではなく、現地の人々の法整備の活動にもなっていますから、ときどき法整備支援としては見られないかもしれません。

帰国していろいろなところで働いている留学生の方が、日本人の専門家とどういふ交流ができるかということについて話します。

まず、人材育成の点では、日本法教育センターあるいは他のところでは共同の活動が可能です。次に、学問的な交流では、これから日本語でシンポジウムや比較研究なども考えられます。また、日本によるウズベキスタンで行われている法整備支援プロジェクトなどに参加することができます。上でも指摘されたように、そういう現地の言語という問題があ

りますから、こういう問題も解決されると思います。また、現地の資料や現地の状況の調査も問題になっているということも指摘されましたから、こういう点でもこういう交流がこの問題の解決策になるのではないかと思います。

最後に、人材育成の三つの段階を見て、どういう結論になっているかについて話します。

人材育成に関する法整備支援は、他の形での法整備支援に対して基礎的な役割を果たしています。育成された人、留学しなかったセンターの卒業生や他の人に、将来の支援も必要です。センターに対する日本の法教育のカリキュラムをもっと発達させる必要があります。それを日本法を外国法として学習する観点から考える必要があるのではないかと思います。

次に、日本法教育センター生に対する人材育成プログラムは、すべての段階が終わっていないので、現地では将来どういう問題が発生するかについてお話しすることができない。

最後に言いたいことは、人材育成に関する法整備支援には長時間かかりますので、成果はすぐ分からない。どういう成果になるかも分からない。しかし、法律は安定したものではないから、法整備支援の今までのプロジェクトは限定した期間だけで行われています。しかし、その法整備は何か制度が変わったら、またこういう法整備支援のプロジェクトを回復することも不可能なので、こういう人材育成のプログラムをやってきたら、そういう法整備支援をもとにしてどういう改革があっても、それらに対応できると思います。以上です、ありがとうございます。

[ディスカッション]

【進行役（金馬）】 留学生のグループの方、ありがとうございました。

引き続いて、3グループでディスカッションを行いたいと思います。その後の質疑応答で会場の皆さんにいろいろ疑問をお聞きいただくということで、このように学生で3グループ、なかなか集まることのないグループが集まったということで、各グループ間で何かこのグループに聞いてみたいとか、実際、どういうことなの？という御意見や御質問があったら、プレゼンに対する質問でもいいですし、個人的な質問でもいいので、よろしくお願いします。

何か御意見とか御質問はないですか。では、慶應大学。

【慶應義塾大学（津田井）】 慶應義塾大学の津田井です。名古屋大学の留学生の方に質問なんですけど、ウズベキスタンではロシア語や英語なども話されると伺ったのですが、そうであれば、アメリカやヨーロッパなどに留学してもよかったと思うのですが、そこをどうしてあえて日本に留学されたのか伺いたいののですが、よろしいですか。

【ウミルディノフ・アリシエル】 非常によく聞かれる質問でどうもありがとうございました。難しい質問ですけれども、私の答えは十分か、十分でないか分かりませんが、頑張ってみます。

この質問に答えるためには、一つの答えでは十分ではなくて、まとめて言うと、第1番目に、

私の考えでは、日本はアジアの国ですし、ウズベキスタンと昔昔から絹の道でつながっていて、幾つかの共通の点があるのではないかと。例えば、日本語とウズベク語を比較すると、文法の構造が同じであって、私たちも日本語を勉強しているときは、すごくその点が簡単でした。

もう一つ、日本人の家族の生活の場合でもいろいろ共通点があると思うけれども、一つの面白い例を言うと、例えばウズベキスタンは数年前にテレビで映された、日本の第二次世界大戦前後の1人の女の人の家族生活について語った『おしん』という映画があるのですが、その『おしん』という映画はすごくウズベキスタンで大人気になって、私のおばあちゃんもよく見ていたことを覚えています。

第2番目としては、私たちも、日本はアメリカのあとの2番目の大きな経済大国ということをご否定できません。また、日本の場合、トヨタであれ、パナソニックであれ、日立であれ、ソニーであれ、そのような最も有名なブランドの会社があって、日本は技術的な点で、例えば特許にもすごく優れていることが世界も認識していて、ハードワーキングな日本人という印象もウズベキスタンで広げているのではないかと思います。

第3番目としては、最近、私がすごくうれしく思っているのは、日本政府とウズベキスタン政府の間の友好的な関係が取り上げられます。また、最近、日本政府からもウズベキスタンに、その他の先進国より比較的大きな奨学金が出されていることがあるのではないかと思います。

最後に、最も重要な点だと思うけれども、日本法を勉強するために留学している方には、日本の法律はもう第二次世界大戦の後、米国法の影響を受けて、ちょっとミックスな形をとっているかもしれませんけれども、もともとフランスとドイツから法律を移植、また継受の形で、大陸法の形をとっているのではないかと。ウズベキスタンもその点で同じではないかと思えます。

また、日本の一つのすばらしい点は鎖国の後、世界に開けても、明治維新後にはすばらしい法律の継受をすることができた点も、日本に留学しているウズベキスタン人に関心を高める要因ではないかと思えます。

そこで、ウズベキスタンの学生たちには日本のプレゼンスが高くなって、ウズベキスタンの若者もできるだけ日本に留学して、日本の若者とできるだけ交流していきたいと思って、そのために頑張っているいろいろ勉強しているのではないかと思えます。

不十分だと思うのですが、できれば友達からも補完させていただきます。

【イブラギモフ・ブニョドベック】 留学のきっかけはいろいろ違うと思えますけれども、私自身がどういう興味で日本語の勉強を始めたかということ、最初は発展した経済を持っている日本として、またはアジア的価値観のもとでは、米国やヨーロッパの法律を継受して、自分の国をつくったということから興味を持って、日本語を勉強しようと思いました。それで、まだ決定になっていなかったけど、日本のことをもっと知ったり、その理由を分かるためには日本語を勉強して留学して、この社会で生活してみないとできないかなと思いました。

こういう夢があっても、それでも機会がないと何もできないから、大学で勉強しているときは、今、紹介したセンターができたということで、自分の夢が実現できるのではないかとということで、日本語の勉強が始まって、日本の法整備支援を見ても、確かに日本は適当かなと思いました。上で、ウズベキスタンの法整備支援でも市橋先生が何回も指摘しましたけれども、ドイツやヨーロッパの国々と法整備支援が始まって、途中で失敗するという例がありますから、私もそういう国に行って、帰ってきて、どういうふうに自分の法制度を整備するかということでも失敗するのではないかとということで、日本の豊かな経験、他の国の法制度を勉強して、自分のものをつくるとか、新しいものをつくるということで参考になるのではないかとということで参りました。

【進行役（金馬）】 ありがとうございます。さっきおっしゃっていたし、プレゼンでも留学生の方がおっしゃっていたのですが、せっかく日本に来られても、なかなか学生、特に法科大学院生と交流する機会がないということで、逆に日本のインターン生グループや慶應義塾のグループから、留学生の方々が交流したいと言っているのに対応するような交流活動として具体的な案とか、こういうのだったら自分たちもできるというのがあれば、是非アイデアを出していただいたら、留学生の方も、今後、さっきのプレゼンの問題が解決するのではないかと思うのですが・・・。

では、インターン生グループの内藤さんから。

【内藤】 僕が今お聞きして考えたのは、法科大学院生は2年間ないし3年間で、1年生のときにはちょっと時間があるとか、2年でもまあまあ時間があるとか、グラデーションはあるのですが、基本的には試験勉強中心の生活になると思いますので、そういった生活をする僕らからして、留学生の方と交流を持つとすれば、今考えたのは、僕らもロースクールでケースメソッド中心にやっていますので、何かしら法律の問題点が潜んでいる事例を一つ選び出して、それをお互いに起案して、お互いの起案したものを評価し合う。そうすれば、文化の違いとか、そういうのも見えてくるかもしれないので、僕らにとっても試験勉強にもちょっとつながるような形が望ましいと思っています。

あとは、学部生の方との交流とかもどうなんですかね。

【慶應大学（女性）】 交流というのも多分いろいろな方法があると思うのですがけれども、学部生は法科大学院生に比べて、格段に多分時間があるので、みんな、いろいろサークル活動に参加したり、ゼミや授業に、いろいろな面で交流する機会があると思います。例えば、私たちは開発法学を勉強しているので、ゼミ内では非留学生と一緒に参加して勉強していただくと、自分たちの研究しているテーマ、例えば支援している地域に対する理解が深まったり、あとは支援したときのレポートを読むときに言語の壁がどうしてもあって、そういうレポートを読むときに助けていただけたりするのかなと思っています。

逆に、留学生の方に質問したいのですが、留学生側としてはどのような交流ができます

でしょうか。

【ウミルディノフ・アリシエル】 質問, どうもありがとうございました。留学生としては, 私たちは発表の場合にも見せたんですが, 法科大学院生, 特にロースクールの人々と接触が難しいということがあって, 大学院生たちとよく会っているのですけれども, しかし, ケーススタディに基づいてよく勉強しているロースクールの皆さんと接触する可能性がとても低いということが私たちの大きな問題になっていると思います。

また, 私たちは日本法教育センター生ですので, 主に英語ではなく日本語で現地で育成されてここに来ていますので, 例えば, 学部生の場合でも名古屋大学で英語でいうとPeer Support Initiativeというプログラムがあるのですが, 留学生と日本人の学生がお互いの国々の事情を英語で教えるという, とても自由な形での授業ですけれども, そのような授業はできるだけこれから学部生たちと, できれば日本語で行われるともっとお互いに情報が早く通じるのではないかと思います。私のほうで以上です。

【イブラギモフ・ブニョドベック】 ロースクールの方は本当に忙しい生活をしていますが, 忙しいから法整備支援にも参加できない。法整備支援をするというのは, 国に行っただけではなくて, 法整備支援は人によってされますから, 実際にはその国から人が来ているときは, それらに対して法整備支援は可能ではないかと考えます。

その中でどういうことができるか。私たち自身も, ロースクールの授業に関心を持っていました。私も将来どういう仕事をするかわからないですが, 実務家になるかもしれませんし, 裁判官になるかもしれませんが, 日本の実務向けの授業とか, 今, 判例を書くとか, そういう授業が私たちにとっても必要かなと思います。それは, 前にカンボジアやベトナムでも見せられたように, そこに行って検察官や裁判官の育成についてやっていますから, 私たちは将来そういう人になるかもしれませんから, ここに来てきたときは授業が設置されているときで, そういう授業であるいは学生たちと交流しながら勉強したら, 本当にいいと思います。

ウズベキスタンには, ロースクールみたいな授業とか法学はないから, 私たちにとっても法教育を学ぶということでも, 教育を受けるということでも, 有利だと思います。

〔意見交換〕

【進行役(金馬)】 ありがとうございました。もうちょっと多分盛り上がる話題だと思うのですが, 時間が押していますので, それぞれ3グループのプレゼンテーションを聞いたり, 今のディスカッションを聞いて, 会場の方々も御意見や御質問等あると思うので, 今から質疑応答に入らせていただきたいと思います。

何かプレゼンテーションの内容やディスカッションについて, 御意見などある方は挙手をお願いします。

話題が話題だったので, あとインターン生グループとし



では個人的なキャリアプランということだったので、今、パネルディスカッション I でお話しいただいた長期専門家の方々に、もちろん留学生の方々がおっしゃる人材育成について、また私たちが問題視する、これから私たちはどうやったら先生方のように法整備支援に携わっていただけるんですかという、それについての御意見とか、私たちのプレゼンテーションについて何かあったらぜひ御意見をお伺いしたいと思うのですが、佐藤先生、お願いします。

【佐藤】 御指名ですので、佐藤直史ですけれども、聞いていまして、自分たちからできることと、制度が変わっていかねばいけないことがあって、制度が変わっていかねばいけないというか、変えていくように発進していかねばいけない。でも、制度が変わるというのは法整備支援をやっている対象国と一緒に、日本もすごく時間がかかるという話もさっきコメンテーターの方からありましたが、そのあたりは長い目で見ていかねばいけない部分と、今、何ができるだろうという部分はあると思います。

あと、関わり方なんですけれども、例えば法整備支援というのは、別に長期専門家だけが法整備支援に関わっているわけではなくて、さっきパネルディスカッションでは「主に長期専門家の活動」ということで話しましたが、例えば日本国内にいてもいろいろなことができると思うのです。また、ここで今みんなが法整備支援について議論していること、それ自体も法整備支援に主体的に関わってもらっていることだと思うので、法整備支援に関わるために、何ができるか。もちろん、長期専門家というのは一つの道ではあると思いますけれども、それ以外にもいろいろな関わり方があると思います。例えば、日本国内でも、長期専門家をバックアップしていただいているアドバイザリーグループの先生方、そこには学識経験者の方々もいらっしゃるし、実務家の方々もいらっしゃる。あるいは、今、名古屋大学のお2人に来ていただいていますけれども、名古屋大学の先生方あるいは名古屋大学の研究員の方々が留学生の受け入れ、あるいは日本法教育研究センターでやっていらっしゃるような活動にもいろいろな道があると思います。

では、どうすればいいのか、ということ聞かれるのが実は一番困っているのですが、というのが、私自身も自分のキャリアプランさえ、5年後、自分が何をやっているかすら分からないのに、学生の皆さんのキャリアプランに対して「こうすべきだよ」ということはすごく言えない。ただ、一つだけ言えるのは、自分自身も、例えば5年前、6年前に、5年後や6年後の自分は想像できなかったのです。だから、「こうすればいいと思ってやっていた」というよりも、目の前にある仕事を一生懸命やって、その先にだんだんまた道が広がっていく。例えば、階段を一步上がると違う風景が見える、そういったことなんだろうと思うのです。だから、今から僕は5年後にこれをして、10年後にこれをして、というのは、この時点ではすごく言いにくい部分ですけれども、目の前のことを一生懸命、誠実にやる、そこから始まっていくのだと思います。

今、自分ができるといえるのは、例えば自分がこういう分野の仕事をしたと思って、たまたまそのときに途上国側からのニーズがないかもしれない。あるいは、自分より先に違う人がその役目に就いてしまうかもしれないといった意味で、自分の努力だけでかなえられ

るものではない、縁というか、タイミングというか、そういったものもあると思っています。ただ、そういう中で、自分にできることというのは、何かそういうチャンスがあったときに、そのチャンスを逃さないこと、その準備をすること、それができると思うのです。さっき言った、自分にできることと、自分ではコントロールできないということもあるのですが、自分ができるところをしっかりとやっていくこと、それが将来のキャリアにつながっていくのだろうと考えています。すみません、長くなってしまいました。

【進行役（金馬）】 では、質疑応答で、時間もありますので、最後の質問ということでお願いします。

【ジュラーベック】 ロースクールの皆さんがとても忙しいということを感じていますが、留学生も学部時代、すごく忙しいということがありますので、日本人だけが忙しいのではない（笑・拍手）ということですね。

もう一つなんだけれども、ロースクールと法整備支援をどうやってつなげていくかということで、生の事例だけれど、例えばブニさんのほうで学部を卒業してからウズベキスタンの最高検察庁からここに来て働いてくださいというようなリクエストがあったんだけど、ブニさんが「ちょっとまだ」ということで、一応、中止して、日本に留学して、自分の視野をもっと広げて、自分の国をどうやって助けるか、自分の法制度をどうやって整えていけるかということをもっと知りたい、もっとそういう力や知恵を得たいということで日本に留学して、ここから後、ウズベキスタンに戻って、またそういうチャンスがあるので、それが実現できないわけではない。

だから、自分の満足力をまず最初に決めないといけませんね、ロースクールの場合でも。卒業してからすぐそういう弁護士さんとか裁判官になれるということもありますけれど、法整備支援に関わって、その後でも大丈夫ということで、日本に対していろいろ援助をする、日本をもっと発展させるということで、そういう法整備支援に関わってくるとそのような努力がもっと高められるということで、それも必要ではないかということ指摘したかったんです、ありがとうございます。

【進行役（金馬）】 ありがとうございます。会場のほうには現役の法科大学院生の方々もいっぱいいらっしゃると思うので、是非この後の意見交換会で交流なさって、私も法科大学院生だったので、意識の高い方々に触れて、法科大学院生は「忙しい」を言い訳にしてはならないということを身をもって感じてもらったら、きっと面白いのではないかと思います。

それでは、パネルディスカッションⅡのほうはこれで終わりにさせていただきたいと思います。佐藤先生がおっしゃっていたように、こういうチャンスを与えていただいて、3グループの学生、本当に感謝しております。先生方、ありがとうございました。

【総合司会】 ありがとうございます。それでは、これより休憩とさせていただきます。

〔休憩・再開〕

【コラム】

JICAカンボジア長期派遣専門家

建元 亮太

カンボジア王立裁判官・検察官養成校では、同校で使用する教材として、各種事件の模擬記録を作成しています。前々から気になっていたのですが、この模擬記録の中の訴状、答弁書、準備書面、判決書等の冒頭には、必ず「国家・宗教・国王」という文字が入ります。どうして、カンボジアでは、これら訴訟関係書類の冒頭に「国家・宗教・国王」と書くのでしょうか。

何人かに尋ねてみたところ、「みんなが書いているから」、「カンボジアの伝統だから」、「憲法にそう書いてあるから」といった答えが返ってきました。たしかに、カンボジア憲法4条には、「カンボジア王国の標語は、『国家・宗教・国王』とする。」と定められています。ちなみに、現在とは異なる政治体制だった過去には、別の標語が用いられていたそうです。いずれにしても、公的な文書の冒頭には、必ず「国家・宗教・国王」と書くのがカンボジアの慣習のようです。

しかし、カンボジアの新しい民事訴訟法では、訴状や判決書に「国家・宗教・国王」と記載することを要求していません。もし、訴状に「国家・宗教・国王」の記載が漏れていたら、訴状は却下されてしまうのでしょうか。養成校の校長先生に尋ねてみたところ、却下されることはないそうですが、教養のない人だと思われるようです。

それでは、判決書に「国家・宗教・国王」の記載が漏れていた場合、どうなるのでしょうか。これも校長先生に尋ねてみましたが、そんなことは絶対起こらないと言われてしまいました。愚問だったようです。

【総合司会】 それでは、本シンポジウムの総括を名古屋大学教授、鮎京正訓様より頂戴したいと思います。

鮎京教授、よろしくお願いいたします。

■総括



【鮎京】 皆さん、こんにちは。私は「総括」というテーマを与えられておりますが、それほど大それたことを言う知識もありません。ただ、このシンポジウムに参加させていただいて、それぞれのセッション、非常に面白かったものですから、幾つかの私なりに気が付いたこと、発見したこと、そういったことを述べて総括とさせていただきたいと思います。係の方から15分しゃべってもいいというお許しを得ておりますので、少しは何らかのことがお話しできるのではないかと思います。

今日、法務省の法総研、そして国際民商事法センター、またJICAという三者の御主催によって行われましたけれども、一言で申し上げますと、「今日の会議、非常に面白かった」というのが私の実感でございます。

今日の会議では、冒頭、小貫所長から、オバマ大統領の言葉を引用されて「国境の向こう側のことに無関心であってはならない。」というお言葉は、私にとっても非常に印象的でありましたし、また赤根部長から「こんな夢のある仕事は他にはないのだ。」ということで今日の会議が始まった。本当に無関心であってはならない、また夢がある事業なのだということが今日のこのシンポジウム全体を通じて明らかになったというのが私の印象でございます。

今日の会議では、フィルポット先生の豊富な途上国での法整備支援の非常に興味あるお話がなされました。また、午後のパネルディスカッション I では、経験豊富な日本の専門家によるお話が聞けたように思いますし、さらには学生の皆さんによる問題提起というような、盛りだくさんのことが話し合われました。

そもそも、今日の会議であります、「ともに考えよう」ということが先ほども話題となりましたが、まさしく「ともに考えよう」ということであって、だれかに何かを教えてもらうというのではなく、自分たちがこの法整備支援という新しい現象、事業に対してどう考えるのか、ということが問われた会合であったと思います。

さらに言いますと、日本の場合には1990年代の中ごろからベトナムに対する法整備支援を皮切りとして、カンボジアであるとか、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国というように、対象国も広がっていったわけです。そうした日本の法整備支援の経験というものが短い、短いと私は以前は思っていたのですが、考えてみると15年ほどの月日が既に経過いたしました。そして、法整備支援に当初取り組んだ人々、それは私も含めてであります。徐々に年をとってまいりまして、そうなるにつれてたとえ15年間であったとしても、こうした日本の日本人による法整備支援の経験というもの、あるいは知見というものを次の世代の

若い人たちにどうしても伝達する必要があるし、そういった場が必要だというふうに常々考えておりましたところ、今回、この三者によってこのような時宜を得た会議が開かれたということで、今日の会議は私にとっても大変意義深いものであったように思います。

考えてみますと、今日、若い人、学生の方々が法整備支援あるいは開発法学について御報告をなさったわけですが、私の学生時代には法と開発であるとか、あるいは開発法であるとか、あるいは法整備支援というようなことを教えてくれる授業も、そんなことすら話題になったことはありません。法学部の授業の中で、開発とか援助ということが教師によって語られたことは、私の記憶ではありません。

さらに言いますと、私は1993年くらいからこうした世界に徐々に足を踏み入れ始めたのですが、そのとき、恥ずかしい話ではありますが、JICAという組織すら、私自身は存じあげなかったというのが実際であります。そういった時代を振り返ってみると、今日、開発法学とか法整備支援というテーマが語られるということは非常に隔世の感があるように思います。

そこで、幾つかの点を以下述べたいと思います。

一つは、午後の討論、特に専門家の方々による討論を聞きながら思ったことを一つ述べたいと思います。

現地の法文化あるいは法律の理解と比べて驚いたことがあるか、という問いかけを森永教官が皆さん方パネリストに対してなされたときに、お一人お一人から非常に豊富な体験談が聞かれる。その体験談というのは、アジアのそれぞれの国の法制度を熟知され、そして向こうの人々、法律家と語り合えなければそういったことが分からないような、非常に細かい法律上の知識があつという間に出てきたことに、私は大変な驚きを覚えたわけであります。

考えてみますと、明治以降、日本の法律学というのは、欧米の法律学あるいはそうした先進国の法律学を研究するというところに大変熱心にやってきた。その半面、日本が位置するアジア諸国、この場合にはやや若干の注釈が必要ですが、中国の法律については細々とした形であれ、あるいは近年に至っては非常に多くの人々が中国法研究に取り組んでおりますけれども、こと、中国に関しては例外であります、中国以外のアジア諸国の法律についての日本における知識というのは、数年前まで、私は皆無であつたと思っております。つまり、関心すら持たないのがアジア諸国の法律に対する日本の法学者の対応でありました。

それが、この法整備支援の十数年間の歴史を経る中で、非常に多くのアジア諸国の法律知識が日本に大量の形で入ってきている、ということが法整備支援を行った一つの特色として、私は指摘できるのではないかと考えております。

やや学問的な話を述べますと、今までアジア法あるいはアジア諸国法研究というのは、私は実はベトナム法が専門なのですが、そうした非常に少数の、ごく限定された人だけが取り組むものであつたのに対して、そうではなくて、今や、日本の法曹全体がこのテーマに集団的に取り組んでいる。このことは、将来において、アジアに限定しても比較法学の方法論の変更に至るまで連なる、そういった重大な理論的な帰結をもたらすと私は思っております。これが第一の印象であります。

それから、第二番目であります、それでは法整備支援をめぐってどういう問題が今生じ

ているのか。この問題については、今日、いろいろな報告者が語られましたので、余り詳しく触れる必要もないかと思えますけれども、少しだけ私の最近の体験についてお聞きいただきたいと思えます。

つい2週間ほど前ではありますが、私はJICAの仕事でイランに参りました。この5年間ほど、イラン国の司法官研修をJICAが担当しておりまして、具体的には名古屋大学がそれを受ける形で、毎年10人ほどのイランの研修生に2週間ほど名古屋大学で研修を行っているという経緯がございます。それが3年間延長されることになって、現地に参りました。見るもの、聞くもの、私にとっては非常に珍しいものでありました。例えば、女性は黒いスカーフをかぶり、コートを着て、肌を見せないように町を歩いておられる。

日本の法整備支援研修についてはイラン国司法府において非常に高い評価を得ていまして、その研修とともに彼らの側から次のような提案がありました。一つは、刑務所見学もさせてくれたのですが、刑務官の研修を何とか日本でできないかという提案がございました。それから、二番目には、女性の権利の団体に連れて行ってくださいました。あの国はドメスティック・バイオレンス等が多いということで、女性の権利団体があるのですが、そこで秋以降に国際会議を開くので、日本の女性の法曹に是非参加してもらいたいということをおっしゃいました。三番目には、テヘラン大学法学部を初めとして司法府の法科大学との学術交流を大学間レベルでやってほしいという、向こうからの問いかけもありました。

私がこの話をするのは、これまでのところ、こうした中東諸国あるいは、これは言うまでもないことですが、イランの隣はアフガニスタンであって、こうした国に対する本格的な日本の法整備支援援助はこれまでなされてこなかった。これを是非やれということをおっしゃるのではなくて、申し上げたいことは、こうした国々から援助要請が仮に来た場合、果たして日本政府としてはどのような対応をしたらいいのだろうかということが近々のうちに問いかけられてくるだろう。イラン、アフガニスタンという問題だけではなくて、実はいろいろな世界の国々から日本に対する援助要請が来た経緯もありますし、これからどんどん増える可能性がある。そうなってくると、いかにしてそうした援助に携わる人材を作っていくかということが、日本にとっては重要な課題になるように思います。そういったことを考える上でも、今日の会議は大変時宜を得ていたということが挙げられるように思います。

三番目に申し上げたいことは、今日、何人かの方々から既に海外経済協力会議によって、この4月に法制度整備支援に関する基本方針が明らかにされたというお話がありました。今日、内閣官房のほうからも御担当の方が来ておられるわけですが、あそこで出てきた法整備支援をどうするかという基本方針を、理論的にもあるいは実務的にもどのようにオールジャパンの活動として組み立てていくのか。具体的に組み立てていくのか、ということが問われているように思います。それにおいても書かれている問題ではありますが、日本側の人材育成という課題にどう取り組むのかということがこの基本方針に関わっても非常に大きなテーマになっていると思えます。

今日は、この点において、特に午後第Ⅱのセッションで法科大学院生からの報告がありましたけれども、法科大学院生であるとか、司法修習生、あるいは若い世代の日本の法曹にど

のように法整備支援に参加していただくかという観点から若干のことを申し上げたいと思います。

法科大学院生の報告にもありましたけれども、実は私は名古屋大学の法科大学院で法整備支援論という2単位の半期の講義を担当しております。そこにおける印象でありますけれども、次のような印象を持っております。初年度というか、四、五年前は人数が6人とか少なかったのですが、去年は40人の学生が受講しており、今年は、私どもの法科大学院は一学年80人なのですが、ほぼそれに近い学生が受講申請を出しております。ここから意味するものは何かというと、私の授業がすばらしいということではなくて、実際にこの授業は法総研の先生であるとか、日弁連の先生であるとか、そういう方々にいっぱい来ていただいて、私が授業をやる時間数は少ないのですが、ここから見てとれることは、若い世代は今の司法の国際化という状況の中で、国際的な事柄に対する関心が大変強いということが言えると思います。これは、私たちの世代には恐らくなかった、新しい特色であると思います。

そのためには、法科大学院生の報告にもあったように、一つのアイデアとして、例えば各法科大学院で可能なところは法整備支援というようなテーマ、あるいは司法の国際化でも何でもいいのですが、そういったテーマで学生に語りかけることのできるような講義を配置するということが日本の法整備支援人材を育成する上では決定的に私は重要だと思っております。

あっという間に時間が来てしまいましたのでもう終わりますけれども、最後に一言だけ強調したいことがあります。それは今日の議論の中で、特に佐藤先生も最後のほうで指摘されておられたことではありますが、学生であるとか、法科大学院生であるとか、あるいは若手法曹であっても、そうした人は決して法整備支援の予備軍ではない、こういった観点をぜひ持っていただきたいということでもあります。かつて、私が尊敬する法整備支援の先駆者の一人である三ヶ月章先生は名古屋大学に来られたときの御講演の中で、「法律実務家には法律実務家にしか分からない問題がある。法律研究者には研究者でなければ分からない問題がある。それをうまく対話して組み合わせれば、法整備支援、良い仕事ができますよ」ということを言われました。今の言葉に学生の名前も加えて、私はいいだろうと思います。

今日のこの会議は、繰り返しになりますが、大変知的刺激に満ちた、意義の深い会議であったと思います。今日以降、この法整備支援という共通の関心事に基づいて、御参集の皆様方がそれぞれの場で法整備支援という事業に自分の頭で考え、そして創造的に発展させていただければと思っております。以上で私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【総合司会】 鮎京教授、ありがとうございました。

それでは、続きまして、来賓の日本弁護士連合会国際交流委員会委員長、國谷史朗様よりごあいさつをいただきます。

國谷様、よろしく願いいたします。

■あいさつ

【國谷】 御紹介ありがとうございます。國谷でございます。



今日、私、日弁連の国際交流委員会の委員長という立場で来ておりますので、何をやっているのかという紹介と、今日は特に若手の方々の話を聞いた感想、将来について、少し手短にお話をしたいと思います。

私は国際交流委員会の活動をもう20年以上やっているのですが、当初、参加したころは、先ほどもお話が出ましたけれども、英独仏、欧米の法律を日本語に翻訳して、日本人が勉強するという活動をひたすらやっていたというのが国際交流委員会の活動でございました。外向けに司法支援をするというゆとりは全くなかったですね。学ばしていただくという、一方通行でございました。

当時、私も鮮明に覚えているのですが、カザフスタンから「司法支援をしてほしい」という要請がありました。国際交流委員会で検討したのですね。当時の委員長は西村先生だったか、正確には覚えていませんが、議論したのですが、とても日弁連にはそのような人的なゆとりも何もないと。したがって、お断りすべきであるということをはほぼ満場一致で決議された。私はそれくらいのゆとりがあってもいいんじゃないですか、と言ったのですが、極めて少数意見というか、一人くらいしかいませんでした。それが現状でございました。

そうしているうちに、十数年前から中国から「講義をしてほしい」とか、「法整備支援をしてほしい」というような動きがありまして、一部の委員の方が積極的にそれにこたえてこられました。そうこうしているうちに実績ができて、中国とのつながりもできたということで、そうこうしているうちにそれがさらにベトナムとかカンボジアということにつながっていった、今では大変活発で、我々、部会として司法支援の部会と国際交流、外向けの交流をする部会が二つあるのですが、司法支援のほうが圧倒的に、今、人数的にも活動的にも充実してきているというのが現状でございます。

私自身はそれほど活発に、現地に長期に行ったというようなものはございませんけれども、例えばカンボジアに民事訴訟法の改正とか、制定のときに教えに行くということで現地の弁護士さん、五、六十人を相手に2日ほど講義をするということを二回ほどやらせていただきました。弁護士会の当時の会長が最後、夕食を御馳走していただきまして、私におっしゃったことは、私も鮮明に覚えて、たぶん一生忘れないと思っております。どういうことをおっしゃったかといいますと、「ミスター・クニヤ、私はもうすぐいなくなるかもしれない。したがって、私があなただのことを覚えているということは約束はできない。墓場に行くかもしれない。ただ、あそこに流れているカンボジアの川と大地はあなたのことを一生覚えている」、こうおっしゃったのです。一緒にいった何人かの日本人の弁護士は大変熱いものを感じて、「ああ、来て良かったな」というふうに思いました。同じような感想を持って帰ってきた若い弁護士がたくさんいて、その後もそのために毎年仕事の合間を縫って講義に行っている人がたくさんおります。

今日のお話を聞いておまして、私がこれから国際交流委員会としてやっていきたいと思っている点が幾つかあります。現在、若い方を中心に、司法支援活動をやっていきたいという方の登録のデータベースをやっております。100人以上登録されていますが、ますますこれを充実させたいということが一つ。

それから、司法支援センターで継続的にやっておりますけれども、これに対して法律事務所、弁護士がサポートするというのを積極的に働きかけていきたいと思っております。今でも、いわゆる東京の大事務所と言われているような、何百人もいる事務所の上のほうのパートナーの方には、できるだけ若い方が活動できるような素地をつくってほしい、ゆとりを持ってほしいということを申し上げてお願いしています。私がお願いすると、「もっともである。全面的に協力する」とおっしゃるのですが、各論でだれを出すのかという話になると、そこでつまってしまうというのが現状ですが、これからもう少しそれを継続的にやっていきたいと思えます。うちの事務所でも100人くらいいるのですが、1人、2人くらいは「ずっと一生やっていきたい」というのがいるのですね。国連で働きたいとか、司法支援をやりたいというのはおります。私はそれはそれでいいと。いいというのは、それを認めていきたいと思っております。籍をうちに置きながら、一定期間、継続的にこういう活動をやっていただくという人が私はいてもいいし、それがいろいろな意味での法曹の活力につながるというふうに思っております。

最後に、今日の若い学生の方の話をお聞きすると、大変感激したことと少し残念に思ったことが二つあります。

残念に思ったことのほうから言いますと、「キャリアプランをつくってほしい。」と言われたのです。これはもっともなことなんです。今日来られている政府関係の方には特にその辺をお願いしたいと思うのですが、キャリアプランはあったほうがいいのですが、私を感じる限りは、感激したこととも裏腹になるのですが、これくらいしっかりした皆さんがいらっしやれば、私はキャリアプランは要らないと思うのです。今の若い方の最初の質問というのは、「教育制度がありますか」「キャリアプランはどこにありますか」「私はどうやって育ててもらえるんですか」という質問がまず来るのです。うちに就職訪問に来る学生もほとんどそのように言われます。私は、「そんなものは、うちはありません。オン・ザ・ジョブで、自分で勉強してください。あなたの後ろに道ができるんですよ。」と、こう言っているのです。

ですから、感激したことと、ちょっとがっかりしたことというのは、本当に裏腹でございまして、私が今日拝見しました、ここにパネリストで座っていらしたような若い方々、皆さん、大変熱いものをお持ちですし、しっかりされています。ですから、その熱いものがあれば、1人であっても必ずキャリアとして確立できます。一生、食いつぶぐれは絶対にありません。例えばですけれども、キャリアプランとして最たるもので、首相まで上り詰めた日本人が2人も辞めているのです。キャリアを投げ出している。そういう人がおりました、日本でも。私は恥ずかしいことだと思うのですが、個人の攻撃ではなくて、あそこまで上り詰めた方がなぜ放り出すのだと。やはりこれは気持ちの問題だと思うのです。ですから、皆さん、ああいう立派な総理大臣、トップまでいかれた方が気持ちが萎えてしまうと目の前が見えな

くなるのですね，逆なんです。若い方でも気持ちがあれば，目の前にプランがなくても，お金がなくても，必ずそういうものは後についてきます。皆さんがつくるのです。それは私はできるというふうに思いました。

今日はどうもありがとうございました。

【総合司会】 國谷様，ありがとうございました。

では，最後に財団法人国際民商事法センター理事長，原田明夫より，閉会の辞を述べさせていただきます。

原田理事長，よろしく願いいたします。

【コラム】

学ぶことの多い法整備支援活動

JICAベトナム長期派遣専門家

西村 修

ベトナムでの法整備支援は，活動対象の範囲が広く，かつ内容的な深みもあり，知的刺激に富むもので，飽きるところがなく，実務家としての経験と学識を常に問われているように感じる。検察官，弁護士，裁判官と法曹三者がそろい，それぞれある程度の役割分担をしつつも，皆が基本的にすべての活動に関与して知恵を共有しており，民事系，刑事系，行政系の各訴訟法，実体法という基本法分野はもとより，国賠，民事執行，不動産登記，戸籍，公証など多くの関連法域をカバーしつつ，裁判所，検察院，弁護士会の各ニーズに応じた実務改善の支援も行っている。共に活動を行うベトナム側の人材は各機関の長や局長といった高官，仏独の博士号を有する大学教諭，ベトナム法曹界の将来を担うであろう有望な若手など，高い識見と能力を有している方々が多く，ワークショップ等の活動において先方の期待に添うための議論を行うべく，相応な準備を求められる。日本の現行制度の理論と実務を再度見直して考察し，ときには明治時代の法制までさかのぼって検討し，比較法的観点から英米仏独などの法制を可能な範囲で調べることもある。もちろん，法整備支援は，統治や文化，国民性など，ベトナム社会ひいては国民の生活に直接的に関係し，国家の根幹にも重大な影響を及ぼす内容を対象とするものであるから，実のある支援を行うため，ベトナムの少なくとも各法制に関する理解を深めることも不可欠である。日英語の資料を渉猟し，足りない部分はベトナム語による資料で補う必要もあり，辞書とにらめっこしつつ，勉強中のベトナム語と格闘している。当職がその任に堪えているかは別にして，法整備支援は挑戦しがいがあり，若い実務家の方々に是非とも興味を持っていただきたい分野である。

■閉会の辞



【原田】 法整備支援事業を中心とする法律家による国際協力的一端を担わせていただいている国際民商事法センターの理事長をさせていただいております。また法務省に勤務していたころからすると十数年にわたってこの問題について関心を持ってきた1人として、今日はこのように多くの皆様方、しかも学生の皆さんにたくさんお集まりいただ

いて、法整備支援の現状についてお話しいただきました。その中身についてもさることながら、その熱意に私は大変感銘を受けました。そういう観点から、私の最近感じていることの一部を申し上げまして、閉会のあいさつにさせていただきたいと思えます。

先ほどからも何人かの先生方、また関係の皆さんから触れられましたけれども、昨年10月よりJICAが新生JICAとして、日本の海外経済協力、ODAを一つに束ねて進めていくという大きな変化がありました。これにつきましては、これも紹介されましたが、海外への日本の経済協力をどう進めるかということで、2005年の暮れから2006年の初めにかけて内閣に「海外経済協力に関する検討会」が設けられまして、私もその座長を務めさせていただきました。当時は、国際民商事法センターとして法整備支援という観点を通して、海外協力的一端を担わせていただいていたわけですが、そのときはODAの予算もどんどん小さくなるし、これからどうしていったらいいかということが一つの課題になっていたのでございます。

その中で、私どもはODAの目的は単なる狭い意味の国益ではなく、もっと広い意味で、日本におけるあらゆる分野の方々が協力して海外の皆さん方と手を組んで、グローバル化しつつある社会の問題点について、協力していこうと議論をいたしました。そういうことに日本の国家も、これからNGOやNPOの皆さん方、大学の先生方、また法律関係者の皆さん方と一緒に協力していく、そのためには何ができるだろうかと検討をいたしまして、最終的に先ほども触れられましたが、海外経済協力会議という、いわば閣僚レベルの会議がつけられました。これは安全保障会議と並んで、内閣の中核に日本の国際協力を取りまとめて、何をしていくかということを実際に考えていく組織として提言させていただいて、それがつけられたわけでありまして。そして、その中の一つの分野として法整備支援ということも真正面から取り上げて、そのために何をしたらいいかということの内閣レベルで、いわば司令塔としても、また提案者としても考えていこうということになったことについて、私も大変うれしく思うのです。

しかし、私はまだ十分その働きがなされていないと思えます。この問題については、自民党のみならず、民主党の先生方も含めて、国会の先生方も若い人を中心に何とかこういう形での国際協力の在り方を考える、すなわち、日本が安全保障会議、つまり場合によっては武力行使ということも考えながら世界の安全のために協力するということと並んで、そうではなく、鉄砲を持たないで、日本の文化、社会、経済、あらゆる総合的な力を海外の皆さん方とともに推し進めていくという協力の在り方について、何か提案し、それをまとめていけな

いだろうかということが、焦点になったのです。

そういう観点からすると、私は法整備支援という一つの切り口で、今日お集まりいただいた若い皆さん方、学生の皆さん、法律家、日弁連の皆さん、学者の先生方、NGO、NPO、果ては日本の企業の皆さん方も含めて、本当に日本がこのグローバル化していく世界の中でどういう役割を果たしていったらいいのかということを考えて、そして日本人として、日本の国家として、グローバル市民としてやっていくための形を作っていきたい、そうしてもらいたいというのがこの会議の目的ではなかったか、というふうに私は思うのです。

今日は、フィルポット先生のすばらしい講演から始まりました。そして先生が言われた、「国際協力の在り方についてはペイシエントであること、しかし現実的にオプティミストであること、そして文化の多様性、歴史の多様性についてマインドフルであり、それを尊重しなければならないということ。しかし、自分が持っているモデルを押しつけてはいけない、そして常に自分の気持ちをオープンにしていくこと、それによって活躍の場が広がってくるのだ」という、すばらしいメッセージをいただきました。

もう一つは、松尾先生が最近上梓されました『良い統治と法の支配－開発法学の挑戦』、これは松尾先生が慶應大学の若い学生の皆さん、各地の大学の先生方を含めて、いろいろ研究を進められ、すばらしい視点を持った著作をまとめていただいたと思います。そこで説かれていることは、松尾先生もこの中で書いておられますけれども、例えば法整備支援をとっても何のためにやるのかという明確なものは一つだけではない。その背景にあるのは、良い統治だということであります。このグローバル化する社会には、貧困の問題もあります、内乱もあります、そしてテロもあります。それらの問題は統合的に、お互いにくっつき合って、どれ一つとして取り出して解決することはできない。そういう難しい問題に対しては、良いガバナンスをもって世界の中でやっていかなければならない。それに対して日本も協力しようということであります。協力というのは、最近の言葉ではコラボレーションと言います。さて、今日もいろいろな意見がありました。法整備支援をやる中で自分がそれぞれの場で得たすばらしいメッセージ、いわば宝物を得ておられる方々の紹介がありました。私は、すべてがうまくいく場合はなかなかないと思いますけれども、この法整備支援、その他の日本の、もっと言えばソフトなパワーを総合して使うことによって、このグローバル化する社会で、貧困をより少なくし、そして紛争を少なくし、問題があれば平和的に解決していく、そういう社会のために貢献していただきたいというのが、そろそろ老境に入りつつある、私の希望でございます。

今日は、皆様方がこのような形で、総括の第一歩をされたということに心から敬意を表します。そして、ここにお集まりになった方々、この会議を企画し、準備された多くの皆さん方に心から感謝申し上げて、最後のごあいさつにさせていただきます。多少、駄弁を弄しましたが、私の感激した余りのことでございますので、どうぞお許しいただきたいと思っております。

皆様方、お疲れさまでした。

【総合司会】 原田理事長、ありがとうございました。これもちまして、「私たちの法整備

支援～ともに考えよう！ 法の世界の国際協力」シンポジウムを終了とさせていただきます。

(資料)

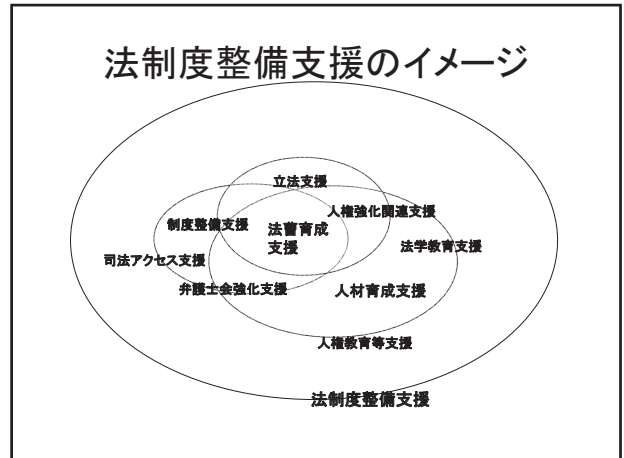
「日本の法制度整備支援」



ラオスの子供


日本の法制度整備支援

法務省
法務総合研究所
国際協力部



法制度整備支援とは

- 「法制度整備支援に関する基本方針」では、「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う」とこととされる。

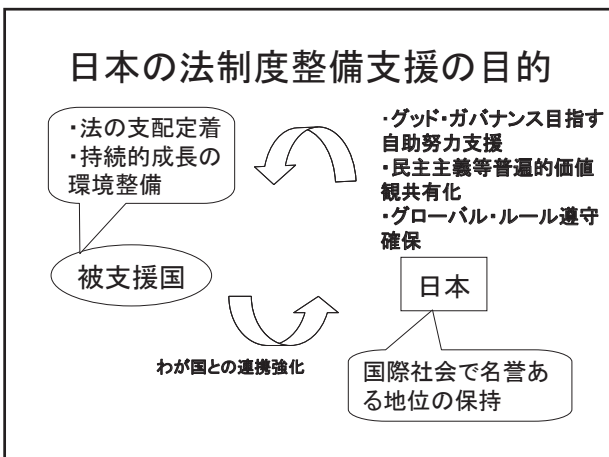


日本の法制度整備支援

- 法の起草・改正(基本法・経済法)
- 法の適切な運用・執行のための基盤整備
- 法曹の人材育成
- 法学教育

→相手国自身による法の運用を目指す

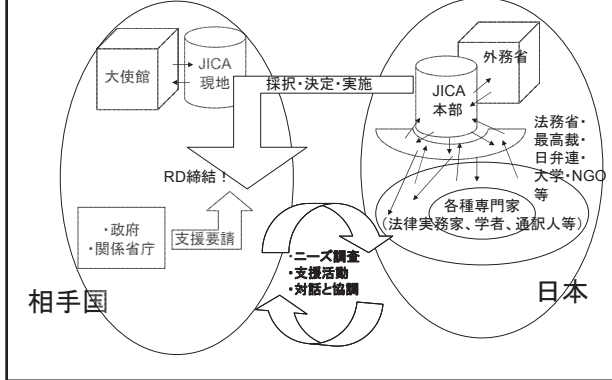
オーナーシップの尊重！
対話重視！



理念・正当化根拠

- 何故法制度整備支援を行うのか、できるのか
人道主義的観点？国益？世界平和の実現？
* 国家の主権を害さないか？
* 国家間の法制度整備支援競争は何故起きる？
- 何を目的とすべきか
「法の支配」定着？
グッド・ガバナンス普及及びこれによる市場経済化のための基盤整備？
開発法学等への期待→学生・研究者の参加
→バックボーンを備えた系統だった支援の実践
→「支援」以後の「法整備支援」国際協力将来ビジョン

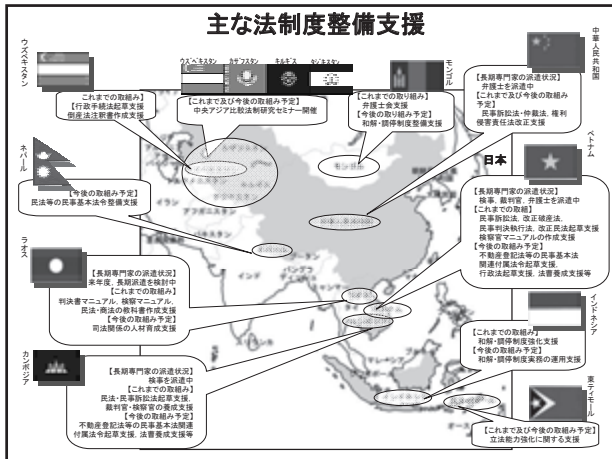
日本の法制度整備支援の枠組み



法制度整備支援の手段・方法

- 長期専門家(検察官、裁判官、弁護士などを1～3年間現地に派遣。)
- 国内支援組織(国内の学者・実務家による一定の目的のための部会・研究会)
- 本邦研修(一定の目的のため、相手方関係者を招聘して行う。)
- 現地セミナー(学者・実務家を短期専門家として派遣して行う。)

主な法制度整備支援



法務総合研究所国際協力部(ICD)

国際協力機構

設置 平成13年(2001年)新設!

目的 外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力の実施

業務 法制度整備支援を専門にし、JICAの実施する法制度整備支援にICCLCと連携して協力!

実績 本邦研修回数: 約120回(H21年3月まで)
 延べ参加人員: 約1,220人
 うち外国人約1,130人(27か国の国と地域)
 派遣長期専門家数: 計15名

(財)国際民事法センター

さあ、あなたも法制度整備支援に参加しませんか!



Thank you very much for your attention!

<法務省インターンシップ経験者>

法科大学院生の法整備支援
職業としての法整備支援
そのために出来ること

2008年度 法務省法務総合研究所国際協力部インターン参加
小西碧・金馬惇子・内藤裕二郎

1

プレゼンテーションの流れ

なぜ、私たちが法整備支援に携わりたいと思うのか

法科大学院における現状

①認知度が低い ②興味が無い

解決策

解決策1 解決策2 解決策3

2

私たちが法整備支援に携わりたい理由(内藤)

- ・きっかけは、大学学部時代のゼミ
- ・その認識の下、アジアから欧米を放浪
- ・経済・犯罪のグローバル化

3

私たちが法整備支援に携わりたい理由(金馬)

- ・司法試験合格が目的。将来像は漠然。
- ・名古屋大学CALEでアルバイト。
- ・日本法を学ぶことが国際支援につながる。
法曹はドメスティックな職業ではない

4

私たちが法整備支援に携わりたい理由(小西)

- ・途上国訪問(ケニア・インド等)
国際協力に関心を持つ
- ・大学学部生時に国際協力ゼミに所属
法整備支援を知る
- ・ベトナム・ラオスで法の支配による発展の可能性を感じた

08年度インターンシップを経験して

内容:ベトナム民事訴訟法
刑事訴訟法 調査報告の見学

→ジェネラリストであることの重要性

- ・幅広い知識と実務経験が必要
- ・柔軟な思考と多様な価値観の理解の必要性
- ・異なる文化への理解
- ・体力も必要
- ・ほとんどがゼロからスタートするプロジェクト

6

法科大学院における現状

- ・法整備支援について知らない学生が多い
- ・知っていたとしても、興味を持たない

認知度が低い 興味がない

7

法科大学院における原因

①認知度が低い

- 原因a: 法科大学院の多忙な生活
- 原因b: 周知活動が足りない

8

法科大学院における原因

②興味がない

- 原因a: 法科大学院の多忙な生活
- 原因b: 周知活動が足りない
- 原因c: キャリアプランが不明確

9

法科大学院における原因

興味がない理由

キャリアプランが不明確である

試験制度改革

認知度が低い理由

法科大学院の多忙な生活

周知活動が足りない

キャリアプランの提示

周知活動を増やす

10

解決策1: キャリアプランの現状①

【検察官、裁判官】
 任官後、法務総合研究所国際協力部へ異動・出向
 教官、長期・短期専門家として勤務

【弁護士】
 長期専門家、短期専門家として勤務
 国内外セミナー講師

11

解決策1: キャリアプランの現状②

- ・従事期間が限られている
 長期でも2年～5年
- ・実務経験が必要である
- ・任期後の身の振り方が不安定である
- ・法整備のキャリアがその後、生かせるかが不明である

12

解決策1: キャリアプランの展望

- ・援助庁のような統一機関の創設
→長期的なかかわり方が可能?
支援の効率が上がる?
- ・とまり木の役割を果たす法律事務所
→支援終了後の雇用が安定
- ・講師としてのキャリア

13

解決策2: 周知活動を増やす

- ・法科大学院における法整備支援関連の講演
- ・海外プログラム・法整備支援に関連する授業の展開
- ・インターンを増やす
- ・司法修習生主催の広報活動

14

解決策3: 学生の側で出来ること

- ・書籍、雑誌の購読
 - ・法整備支援関連DVDの閲覧
 - ・法整備支援に関心があることのアピール
- 自らキャリアを創りだすこと

15

結論

1. キャリアプランを拡大、創設
2. 法科大学院や修習において周知活動を行う
3. 学生自ら行動する

16


ご静聴、ありがとうございました。

2008年度 法務省法務総合研究所国際協力部インターン参加
小西碧・金馬惇子・内藤裕二郎

17

<名古屋大学留学生>

**法整備支援における
日本法教育研究センターの役割:
ウズベキスタン为例として**



名古屋大学大学院法学研究科修士課程2年
Umirdinov Alisher Ibragimov Bunyod

法整備支援における人材育成
～日本法を外国法として学習する観点からの検討～

⇒ 法整備支援における日本法センターの意義・問題

- I 現地での学部生に対する日本語と日本法教育
- II 日本における法教育
- III 帰国後の法整備支援
 - ① 大学
 - ② 国家機関
 - ③ 民間企業

} 日本との専門家との交流

法整備支援とは
開発途上国が行う法整備のための努力を支援すること。

■その三つの基本的柱は以下

- ⇒ 法令案作成
- ⇒ 法令の運用・執行
- ⇒ 人材育成

①現地の法・社会制度の調査
②現地の実務家に日本の制度の説明

問題点
1.短期研修
2.言語

⇒ 日本へ英語で留学

英語による日本法教育の難点

- 技術的な問題
 1. 文献は十分に揃わない
 2. 改正に追従できない
 3. 英語では授業が少ない
- 理念的な問題
 1. 社会的な背景

↓ 解決策 ↓

日本法教育研究センターの設立




日本法教育センターの法整備支援における意義とは何か？

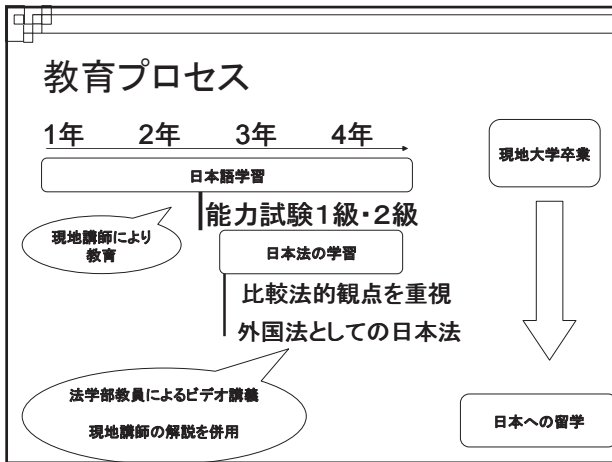
日本法を日本語で学習することの必要性

言語	社会的背景	法制度
現地の語	現地の社会	現地の法制度
日本語	日本の社会	日本法制度

日本法教育研究センター

- 2005年9月7日にタンケント国立法科大学に設立
- 日本法の学習を日本語で現地で行う施設
- 日本人講師3名、現地人講師3名
- 学生約70名

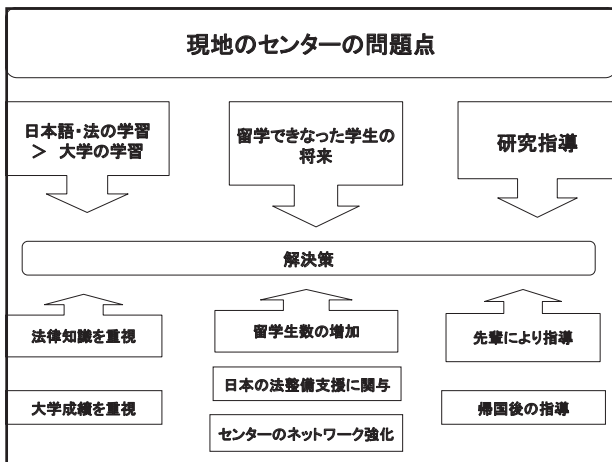




I 現地での学部生に対する日本語と日本法教育

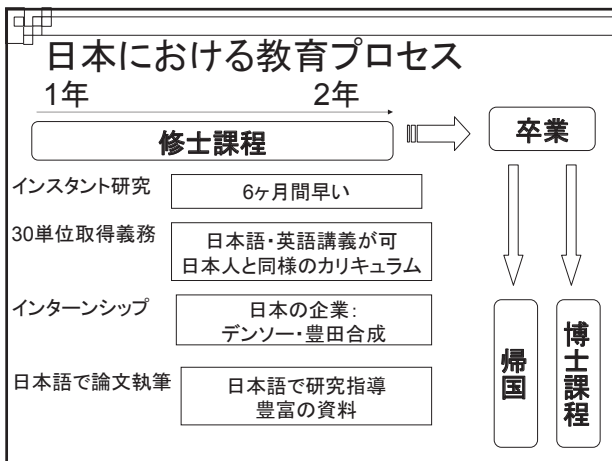
現地での日本法教育の内容

- 目的は基礎法知識
3つの段階によって成り立つ:
 - 1) 日本の政治・経済・歴史
 - 2) 日本法の基礎
 - 3) 日本法の各分野
- 補完的活動
スクーリング・夏季セミナー
シンポジウム・法整備支援へ参加



II 日本における教育

- 2007年10月～2009年4月8名入学
- 4名4月入学で半年研究生
- 専攻は憲法、行政法、刑事法、国際経済法、民法、会社法
- 2009年10月1名博士後期課程入学(アリ)・1名帰国(ブニ)



修士課程: 問題点と解決策

- 論文執筆の経験不足: センターでの学年論文授業
- 10月入学は4月入学のカリキュラムと合わない: 時間の調整の必要性
- 法科大学院生と接触の機会が少ない: PSIプログラムの改善
- 専門に特化したインターンシップ制度は無い: 専門向けのインターンシップの整備
- 卒業生が国に帰らない: 現地において法整備支援とかかわる仕事の増加

日本における博士課程のメリット

- 日本法のより専門的な研究
- 専門分野のより深い研究
- 専門に特化した海外大学での研修
- 法整備支援に関するプロジェクト、専門に関する学会及び大会への積極的参加

Ⅲ 帰国後の法整備支援

① 大学

② 国家機関

③ 民間企業

法科大学

司法省

国内企業

世界経済外交大学

裁判所

外資系企業

日本法教育研究センター

大学に就職すると・・・

- 1) 専門に関する授業
- 2) 日本の法制度と日本の教育制度の紹介：比較研究
- 3) 法学に関する著名な本のウズベク語への翻訳
- 4) 現地の日本法教育研究センターにおける活動

現地での日本の専門家との交流

- 人材育成：日本法教育研究センターでの活動
- 学問的交流：比較研究、国際シンポジウム
- 法案作成プロジェクトへの参加（行政手続法、知的財産法、破産法）

結論

- 人材育成に関する法整備支援は他の形での法整備支援に対して基礎的役割を果たす。
- 留学しなかったセンター卒業生の将来への支援の必要性がある。
- センター生に対する日本における法教育のカリキュラムを発達させる必要がある。
- 日本法教育研究センター生に対する人材育成プログラムの全ての段階が終わっていない。
- 人材育成に関する法整備支援には長時間かかるが、より高い成果がある。

ご清聴ありがとうございます



ゼロから始める開発法学 マルチな視点からのアプローチ

慶應義塾大学 法学部法律学科 松尾弘研究会

4年 稲垣優季
3年 片山裕二郎・黒田修平・坂本辰仁・
鈴木貴博・高島悠介・谷本陽子・津田井保乃・
深沢瞳・明珍裕美子・山本ひかる

1

導入

- ・スタートは学部3年生
- ・週1回程度
- ・松尾弘教授の御指導の下、本ゼミ（民法）とは別に自主的に活動
- ・昨年度開設のため、模索段階

2

08年度、09年度 研究会の活動

- ・<研究会>
- 1. アジア・アフリカ・南アメリカを対象とする、過去15年のGDP、HDI(Human Development Index)比較
- 2. 地域研究(各国発展要因分析)
- 3. 世界の法整備支援機関の実務比較
- 4. フランス民法・ドイツ民法・日本民法英訳
- 5. 開発法学理論研究
- ・<現地調査>
- ・ラオス法整備支援活動訪問(有志)
- ・<発表>
- ・法務省・JICA共催「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムにて発表

3

開発法学とは

「グローバル化社会において、法整備協力による規範形成のネットワークを通じて、個々の国家における良い統治の構築を促すことにより、平和的国際秩序としての地球的統治を実現するために、各国の状況に適合するような制度改革の内容と方法を探究する」(松尾弘「日本発『開発法学』の理論構築の試み」『アジアワールド・トレンド』No.143 2007年8月)

4

開発法学の四本柱

1. 法整備支援の主体と支援方法の研究	2. 法整備支援対象国家・地域の研究
3. モデルルールの研究	4. 開発法学理論の研究

5

1. 法整備支援の主体と支援方法の研究

6

はじめに(支援主体)

- 国際機関(金融機関):世界銀行グループ
アジア開発銀行
欧州復興開発銀行
(非金融機関):UNDP、国連総会
第六委員会
- 政府組織:USAID・CIDA・GTZ・JICA・DFID
- 非政府組織(NGO):NPO

7

世界銀行グループ

- 世界銀行(WB)
IBRD:公的・民間投資保証機関への融資
非金融業務を通じての貧困削減
IDA:貧困削減戦略の重要政策分野への融資
- 法の支配(the rule of law)プロジェクト
(1)司法制度改革
(2)法改革
(3)司法へのアクセス

8

世界銀行グループ China Economic Law Reform Project

- 支援内容
 - ・機関への支援
 - ・法的トレーニングの機会を提供
 - ・政策実行
 - ・法律へのアクセスの改善
 - ・法律資格者関連の試験システム改革

9

China Economic Law Reform Project の反省点

- ・結果は良好なものであった
- ・しかしながら、強度のモニタリングの弊害と評価システムの欠如により評価が曖昧に
- ・組織代表者から構成される法的顧問グループの確立の必要性
- ・国際的経験の国内法返還の際には起草者と借用者側からのアドバイザーの関与が必要
- ・新規プロジェクトの実施よりも既存組織を利用することで成功のチャンスが広がる

10

今後の課題

- ・成果の評価を正確に行える評価システム(M & Eシステム:モニタリング & エヴァリュエーション・システム)の整備
- ・一方的に支援を行うだけでなく、被支援者側の意見も取り入れた形での支援方法の確立
- ・既存組織を活用したプロジェクトの成功例の確立

11

アジア開発銀行 ADB (Asia Development Bank)

法と政策改革 LPR (Law and Policy Reform)

- カンボジア:土地法の実施 フェーズ2
 - (1)土地所有についての法律を起草
 - (2)土地所有問題に関わるNGO職員、裁判官、政府高官の能力の形成
 - (3)カンボジア国民の土地法の理解を促進

- ・コンサルタントが大きな役割を果たした

12

今後の課題

- ・現職の裁判官、検事に対する土地所有に関するトレーニング
- ・市民に対する土地法のさらなる普及、そのための教材の作成を行っていくこと

13

UNDP(国連開発計画)

- ・4つの重点活動分野
 - 一 貧困削減
 - 一 危機の予防と復興
 - 一 環境と持続可能な開発
 - 一 民主的ガバナンス
- 「法と人権」:法整備支援が組み込まれている
- ・法整備は様々な領域に関係する。

14

UNDPの補足～1～

- ・UNDPとは:国連システムのグローバルな開発ネットワークとして、変革への啓蒙や啓発を行い、人々がよりよい生活を築けるよう、各国が知識や経験や資金援助にアクセスできるように支援する主体
- 4つの重点活動分野
- 貧困削減**:貧困の原因となるHIVの蔓延防止、教育機会の実現、農作物の収穫量の増加など長いスパンで貧困削減に取り組んでいる。
- 危機の予防と復興**:復興支援、自然災害の支援などを行う。
- 環境と持続可能な開発**:水資源や、CO2排出などを持続可能な方法で管理できるように、政策提言、パートナーシップの構築および成功事例の共有などを通じ、各国の能力強化を支援している。

15

UNDPの補足～2～

- ・**民主的ガバナンス**:民主的ガバナンスは、人々の意見を政策に反映し、人々がより多くの自由な選択肢を持てるようにするために不可欠。そこでUNDPは、民主化への取り組みを支援する世界最大の機関として、予算の4割を民主的ガバナンスの強化にあてている。2007年にはシエラレオネの国政選挙を支援し、同国初の民主的な政権の交代が実現している。ここに「法と人権」パートの1つとして法整備支援が組み込まれている。治安の悪化、貧困危機時の法整備支援では効果は薄い。→法整備支援は様々な領域に影響する。→4分野を持つUNDPのメリット!

16

法整備支援の具体例

- ・「紛争時・紛争後の法の支配の強化」
- ・法の支配の重要性
- 一 司法と治安に影響
- 一 紛争拡大を示す重要な指針としての役割
- 一 様々な領域との関係性
- 法の支配を中心とした紛争からの脱却
- ・研究における今後の課題
- ・カバーしきれていない部分:民事法、行政法
- ・柔軟なアプローチの有無

17

USAIDの法整備支援

- ・USAID=1961年に設立されたアメリカ合衆国の非軍事の海外援助を行う政府組織
- 〈USAIDの法整備支援〉
- ・枠組み・・・民主主義と統治(法の支配と人権など) 経済成長と貿易(法と制度改革など)
- ・特徴・・・
 - ①ミクロレベルからのアプローチ
 - ②現地機関、企業との協力
 - ③国家戦略実現手段としての側面

18

USAID法整備支援の特徴① 具体例

(1)森林法確立(フィリピン)

〈背景〉

フィリピン・ミンダナオ島では森林資源が野放しの状態で、生活のために使用されていた。制限がない状態では、環境破壊を招く恐れがあった。

〈支援内容〉

ミンダナオ島において、USAIDはフィリピン政府と協力して、地域密着型の森林法を確立した。それにより、島民には森林資源を利用する権限が与えられた。

19

USAID法整備支援の特徴② 具体例

(1)法業務開放(ベトナム)

〈背景〉

ベトナムでは外国の法律事務所の活動に制限があり、外国人弁護士は、ベトナムの法律に助言することも、現地で弁護士を雇うことも出来なかった。

〈支援内容〉

ベトナムの法務省と協力して、外国弁護士のための新たな法令を作成した。また、法令の草案に助言したり、草案作成の中心人物を中国に勉強させに行かせたりと、積極的に支援、法令は承認されて外国人弁護士に権限が与えられた。

20

USAID法整備支援の特徴② 具体例

(2)インターンによる立法過程研究(フィリピン)

〈背景〉

ミンダナオ島において、イスラム教分離主義者と政府の闘争が続き、政治も経済も不安定であった。

〈支援内容〉

フィリピンの代議員職員と提携して、ミンダナオ島の大学生をマニラで議員インターンシップさせた。参加者にする政府の内情を知り、政策立案者と視点と共有する機会を与えた。

21

USAIDの法整備支援 まとめ

〈特長〉

- ・民主主義と統治>経済成長と貿易
- ・地域密着型の法整備支援
- ・積極的な他機関との関わり

〈今後の課題〉

- ・支援対象国の選択をなくすべき？

22

GTZについて

・GTZとは

→ドイツの法整備支援主体

・主な法整備支援

→法典整備(民法典、経済法分野など)
法支援(裁判所やロースクール)

23

GTZの支援の特徴

- ・被支援国との対話を中心に行う

↓

ニーズの把握が可能

その国が望む支援を実現

(⇔一部コンサル会社による支援)

ニーズを無視した一方的な支援

→適当に作られた法律が発展阻害要因にもなりえる

24

今後の課題

GTZの支援形態は望ましい形態

↓

一定の成果あり

長期的に見た場合どうなのか？

25

○これまでの問題点

- 支援主体の協調と一貫性のなさ ●
 - 支援主体間の競争(争い) ●
 - 短期発展に終わる ●
 - ☆ 法の支配支援の効果の評価 ☆
 - ☆ 資金調達の問題 ☆
 - ☆ 知識共有手段の不整備 ☆
 - ☆ 非公式の司法制度の軽視
 - 国際法違反
- 各支援主体間の協力不足
☆ 基盤の未整備

26

国連(総会)

・国連(総会)の果たすべき役割
:活動の中心となる

・国連総会レポート A/63/226

- ①法の支配支援基盤(知識共有等)形成
- ②法の支配に関する協定作成
- ③支援主体・被支援主体の協力体制形成

27

○第六委員会の取り組み

*国連総会レポート(The rule of law at the national and international levels)

(61st,62nd)

- 現在の国連内の機関の活動を把握する試み
- 把握した「法の支配」の活動強化、調整のための手段、方法の認定を求める

(63rd)

- 法の支配の指針を示す

*国際レベルの法の支配の促進

*国際法の実行による加盟国の法と実践

*紛争と紛争終結後における法の支配と移行期の司法

28

展望

- ・支援主体の役割をどのように調整？
- ・支援・被支援主体間の協力をどう促すか？
- ・協定の具体的基準は？

⇒国連はどのようにして役割を果たすべきか？

29

2. 法整備支援の 対象国家・地域の研究

30

地域研究 概要

◆内容

- 1、途上国のGDP推移分析
- 2、数カ国の発展要因分析

◆対象国

ベトナム・カンボジア
ブルンジ・セーシェル・赤道ギニア・ニジェール・シエラ
オネ・コンゴ・ザンビア
キューバ・ボリビア・ハイチ

31

発展要因の関連構造(仮説-1)

<発展阻害要因>

- ・紛争 ← 民族対立 ← 言語
- ← 格差
- ← 植民地支配下の構造
- ← 経済的利益・権力・資源 + 利権を狙う諸外国の支援
- ← 対外政策
 - ⇒ 経済政策の失敗
 - ⇒ 内政不安定
 - ⇒ 外国投資減少
- ・国際承認を得られない事情
 - 経済制裁 ⇒ 資金を得られず経済崩壊
 - ⇒ 国内産業に集中化し、自給率低下
 - ⇒ 教育や社会保障等の削減

32

発展要因の関連構造(仮説-2)

<発展促進要因>

- ・教育 識字率・就学率の向上 ⇒ 弱い地位にいる民族からの反発を防ぐ
- ・政策の成功
- ・近隣国との強力な協力信頼関係・安定した資金援助／貿易／投資
- ・価格や天候に変動されない産業
- ・資源の有効活用
- ・宗教的まもり／国民性

33

今後の課題

- ・「発展」の定義についての統一見解を深める
 - ・発展要因分析とGDPを関連づけて分析する手法を探る。
 - ・開発経済学や国際政治に関する基本的知識を身につける。
- <発展要因分析>
「一つの要因に限定し、国ごとに比較する、ヨコの分析」
- <法制度、理論の関連>
「具体的な制度・法制度を調べ、発展要因分析とあわせて分析」

34

3. モデルルールの研究

35

モデルルール研究

活動状況

- ・各国民法典の対照表作成
 - 起草の際にベースとなる基礎的な概念・制度を抽出
- ・各国の民法の研究
 - 各制度の比較・制度構成の多様性
 - (ex) 即時取得

36

	日本	フランス	ドイツ	カンボジア	ラオス
主観的要件	善意無過失 (\$ 192)	解釈	善意無重過失	善意無過失 (\$ 193本文) (*1)	善意
盗品遺失物の特例 (回復期間)	2年間 (\$ 193)	3年間 (\$ 2279但書)	制限なし	2年間 (\$ 194 I)	5年間=時効 取得前(\$ 58)
(同上) 代償弁償の 要否	競売・市場 で善意で買 い受けた場 合(\$ 194)	定期市・市場・ 競売で買受 けた場合 (\$ 2280前段)	金銭、無記 名証券およ び公の競 売で譲り受 けた場合	競売・市場で 善意で買い 受けた場合 (\$ 194 II)	資産価値に応 じた代償を弁 償することで、 時効取得を防 ぐことができる
備考		例外あり (\$ 2280後段)		*1 所有者直 接占有下で は不可	*典型的な即時 取得ではない

37

- ・主観的要件→善意～善意無過失まで
- ・盗品・遺失物の特例→ほとんどの国に存在
 - 回復期間は2・3年、制限なしの国も。
 - 公の市場等で買った場合の特例

⇒各国の経済状況の発展に適合した制度を選択・導入できるような多様なモデルを提示することが望ましい。

38

4. 開発法学理論の研究

39

理論研究の主な柱

- ・ ①制度はどのようにして変わりうるか
 - 制度はどこまで人為的に改革可能か。
- ・ ②法の支配の意義
 - 法の改革を通じた「制度改革の手段」としての法の支配、とは何か。
- ・ ③政府の役割（秋の予定）
 - 法改革(法の支配の浸透)における政府の役割、市場との役割分担。

40

制度はどのようにして変わりうるか

- ・ 新制度学派⇔比較制度分析
 - 参考文献: D・ノース、青木昌彦
 - 法制度の変化と社会の動きに、どのような因果関係があるか
 - 意図的な制度変化の可能性を認める
 - ⇔制度変化を進化論的に捉える
 - Informalな制度を含めた制度変化の難しさ: 人々の行動パターンを決定付けるのは、精神モデルや価値観、世界観
 - 内生的な動きの重要性

41

法の支配の意義

～法改革を通じた制度改革の手段としての法の支配～

「意図的な制度改革により社会の動きに影響を与えることができる」、という考えが前提。

- そのためには、どうすべきなのか
- 法の支配の確立を目指した法改革
- 法の支配とは何か、どのようにして確立できるのか

42

政府の役割

法の支配を確立、浸透させるためには政府の役割は重要

「政府主体の開発⇔市場経済に委ねた開発」

という**対立図式**ではなく、**役割分担**が必要となってくる。

*「ポスト開発国家」から、「新開発国家」へ
→秋以降のテーマの一つ

43

これまでの参照資料

- ① 法学セミナー
→「法と開発」の理論と実践
 - ② 法務省総合研究所
→「法整備支援をめぐる国際情勢と開発法学」
 - ③ 「開発法学の根本問題」
～法の支配とより良い統治の関係を中心に～
 - ④ 「A Concise Guide To The Rule of Law」
 - ⑤ Rule of law index ver.2
- その他。講義形式、輪読形式により随時読み進める。

44

ディスカッションに向けて

～学部段階で法整備支援に携わる場合～

- ・時間的な余裕がある
→ 自由度の高い研究が可能
→ 海外渡航などが容易、現場を知ることが可能
- ・カリキュラムの仕組み次第の話
→ 開発法学の認知度の向上に携わることが可能
→ 「将来を見据えた人材育成」の一環としての教育
を早い段階で受けることが可能

45

～ 国際研修 ～

第31回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

西岡 剛

1 はじめに

国際協力部では、2009年8月17日から同月21日までの間、ベトナム社会主義共和国から研修員7名を日本に招へいし、第31回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は別添資料の日程表のとおり）。

研修員は、以下の7名である。

司法省国家担保取引登録局局长	Mr. ヴ・デュック・ロン
国会事務局法律局副局长	Mr. ファム・チ・テュック
司法省国家担保取引登録局副局长	Ms. ド・トゥ・トゥイ
同省国際協力局副局长	Ms. ハー・フォン・ラン
同省民事経済法局シニア専門官	Ms. ゴ・ティ・キム・トゥ
同省国家担保取引登録局財産取引登録課次長	Ms. グエン・ティ・トゥ・ハン
同局専門官	Mr. グエン・ヴィエット・フォン

本稿では、この研修の概要を紹介する。

なお、この場をお借りして関係各位に深く謝意を表したい。

2 研修実施の背景・理由

ベトナム社会主義共和国は、改革開放政策に基づく社会主義的市場経済の確立と発展に向けて、ベトナム共産党中央委員会政治局2005年第48号決議（「法制度整備戦略」）の下、大規模な法制度改革を推進中である。この中で、民事基本法分野における法令起草の任務を負っているベトナム司法省は、同省国家担保取引登録局を中心として、2000年代初頭から、関係各省庁との協議を重ねながら、市場経済体制下における経済取引の安全のために必要不可欠な不動産登記法の起草作業に取り組んでいる。

しかし、ベトナムでは、従来、国家による不動産の現況管理のための登録制度があったところ、新たに国民の取引安全のための公示制度としての登記制度を導入するためには大きな発想の転換が必要であることや、不動産という重要な財産を巡る法制の改革については関係する省庁も多く、省庁間の意見調整に多大な困難を伴うことから、ベトナム初となる不動産登記法の起草作業は難航している。

法務省は、ベトナムに対し、1996年以来、独立行政法人国際協力機構（JICA）によるプロジェクト実施の形で法制度整備支援活動が続けているところ、上記のような困難に直面している司法省の起草作業を支援すべく、上記法案の起草支援を現在実施中の「法・司法制度改革支援プロジェクト」の活動の一部に取り込み、現地に派遣されている長期専門家による日常的な助言のほか、国内支援グループとして学者を中心として設置された「ベトナム民法共同研究会」による定期的な助言、短期専門家（学者等）による現地セミナーの実施という形で起草支援を継続して行ってきた。

この起草作業に関する支援活動については、必要に応じて同国司法省の起草担当職員等を本邦に招へいして研修を行うことが予定されているところ、今般、司法省から、上記法案成立に向けて、上記研究会の委員らと直接協議を行い、改めて問題点の抽出・分析を行うとともに、日本の最新の登記システムを見学するなどして日本の登記実務を学びたいとの要望を受けて、本研修を実施した。本研修は、長期専門家による日常的な助言活動、短期専門家による短期セミナー及び上記研究会による定期的な助言と有機的に結合し、これらと一体となって支援活動の効果を高めることがその目的である。

3 本研修の概要

(1) 本研修の方針

本研修を実施するに当たり、ベトナム側から事前に関心事項について聴取し、これを理論的な関心事項と実務的な関心事項に分け、前者については、主にベトナム民法共同研究会委員らによる講義を通じ、後者については、主に東京法務局での見学及び講義を通じて、情報提供していただくこととした。



(2) ベトナム側の関心事項の聴取

ベトナム側から事前に提示された関心事項のうち、理論的な関心事項として挙げられていたのは、①不動産登記制度の意義及び目的、つまり、不動産登記制度は国家による不動産管理を容易にするためのものであるか、あるいは、市場経済における私法取引の安全を図るためのものであるのか、②登記の効力、つまり、登記は不動産に関する物権変動の効果を発生させるための効力要件であるのか、あるいは対抗要件であるのか、そして、③登記への公信力を付与すべきか、つまり、つまり、不実の登記を信じた者をどのようにして保護すべきかなどであった。

そして、実務的な関心事項としては、①登記申請において必要となる書類、②登記官の職責、③オンライン登記システム、④登記の編纂方法、⑤登記情報の公開制度などが挙げられていた。

(3) 東京法務局での講義及び見学

(8月17日午後)

まず、東京法務局において、日本の不動産登記実務全般についての講義がされた。その中で、不動産登記制度の目的、登記事項が電子データ化された経緯、登記官の地位・審査権限及び職責、登記事務処理手続の概要、登記情報の閲覧方法などベトナム側が実務的な関心事項として挙げていたことを中心に日本の不動産登記実務が丁寧に説明された。

また、2004年に改正された不動産登記法の改正ポイントとして、出頭主義が廃止されたこと、登記官による本人確認制度が導入されたこと、登記済証に代わり登記識別情報の制度が導入されたことなども説明された。

そのほか、東京法務局の業務内容全般についても説明された。

講義に引き続いて、東京法務局内の見学（主に不動産登記部門）が実施された。ベトナムにおいても、将来的にオンライン登記システムの導入を検討していることから、研修員たちは、日本のオンライン登記システムに強い関心を示し、担当者からの説明に熱心に耳を傾けていた。

そして、講義及び見学の後、質疑応答の時間を設けていただいた。その際、研修員らは、「日本において、登記官の選任基準はどうなっているのか。登記官に任期はあるのか。登記官になると待遇は良くなるのか。」などといった登記官の地位に関する質問や「空港やサッカー場なども登記することができるのか。」といった登記の対象に関する質問をした。

これらに関して、日本において、登記官は、法務局の職員が、経験年数や知識を総合的に勘案されて法務局長又は法務局に指定されること、登記官に任期はないこと、登記官となった後、特別に待遇が良くなるわけではないこと、空港やサッカー場なども登記は可能であり、実際に登記されていることなどが説明された。

(4) ベトナム民法共同研究会委員による講義及び質疑応答

(8月18日午後、同月19日及び同月20日終日)

ア まず、不動産登記制度の目的や機能から講義をしていただいた。その中で、不動産登記は、市場経済において取引の安全を図るための公示機能を果たしており、登記には不動産の権利の変動過程が正確に記載されているということや、手続法である不動産登記法の役割は、実体法である民法が規定した権利義務関係を公示することにあるということ、そして、日本では、法務局という一つの窓口で当該不動産に関する一つの登記を見れば、当該不動産に関するすべての権利義務関係を把握することができ、これにより取引の安全が図られていることなどが説明された。

イ 次に、ドイツやフランスの登記制度や、英米法系の国々の一部で採用されているトレンスシステム^{*1}などを紹介しながら、登記の効力などについての講義をしていただいた。その中で、日本においては、不動産登記が物権変動の対抗要件となっていると

*1 ドイツ、フランスの登記制度や、トレンスシステムについては、ICDニュース17号の研究報告「不動産登記研究プロジェクト」において、詳細に説明されているので、参照されたい。

いうことや不動産登記に公信力は認められていないが、不動産の所有者が故意に不実の登記を作出したような場合、これを信じて取引に入った第三者を民法94条2項の規定を類推適用して保護した判例があることなどを説明された。

ウ そのほか、日本において地券制度から不動産登記制度に移行し、これが発達した経緯、不動産登記における表示登記と権利登記との差異、不動産登記に関する国家の賠償責任、そして、登記申請の際に提出すべき添付書類（情報）や登記済証に代わって新しく導入された登記識別情報の制度などについても説明された。

エ ところで、ベトナムでは、国家が私人に対し、土地の使用権や住宅の所有権を付与しており、日本と比べても、国家が不動産の権利関係を把握し、また管理すべき必要性が強く、そして、ベトナムの土地法や住宅法において、私人がこれらの権利の付与を受ける際には登録することが権利発生 of 効力要件とされていることから、研修員らは、登録や登記を、物権を成立させるための効力要件ととらえていた。そこで、講義の中で、物権が成立することと成立した物権が変動することを区別することが重要であり、飽くまで登記は成立した物権の変動過程を公示するものであるという登記の基本的な役割を何度も丁寧に説明された。

オ それから、講義の中で、ベトナム不動産登記法を起草する上で、同法案に関連する現行法令の問題点にも配慮する必要があることが指摘された。

まず、ベトナムの土地法デクレ（政令）146条4項において、土地所有権の移転契約は、土地使用権を登録した時点で有効となると規定されているが、そもそも、契約の成立要件という重要事項は、法律で定めるべき事項であり、下位規範であるデクレが定めるべき事項ではないのではないかということや、この規定によれば、登記が契約成立の効力要件となってしまう、登記がなされない限り、当事者間の権利義務も発生しないのではないかという点が指摘された。また、上記デクレの規定とベトナム民法との整合性も問題となるのではないか^{*2}という点も指摘された。今後、ベトナム不動産登記法を起草する上で、登記を契約の成立要件とした上記デクレの規定にも配慮する必要があるということが指摘された。

また、ベトナム住宅法114条において、住宅に2番抵当権を設定することを事実上禁じていることに関し、資金調達的手段として住宅を有効活用できなくなり、市場経済の発展を妨げるのではないかとすることも指摘された。

このように、講義の中で、不動産登記法を起草する上で、同法案に関連する現行法令の問題点にも配慮する必要があることを指摘していただいた。

カ また、ベトナムでは、不動産登記法の適用範囲に関し、不動産担保を除外し、これに関しては、現在、起草中の担保取引登録令に規定する方向であるところ、講義の中で、不動産に関するすべての権利義務関係を公示するという不動産登記制度の目的からすれば、不動産担保も不動産登記法で規定した方が良いのではないかと指摘も

*2 ベトナム民法692条や697～701条の各規定と土地法デクレ146条4項との整合性に問題があるとの指摘がなされた。

された。

キ そして、講義の中で、研修員からは、次のような質問がされた。

まず、「登記官には、登記の対象となる不動産の現地調査を行う義務はあるのか。」「登記の際に手数料は必要となるのか。」などといった登記実務に関する質問がされた。これらの各質問に対しては、表示登記を行う場合には、登記官に現地の調査義務があること、権利登記の際、原則として登録免許税が必要となることなどが説明された。

また、「日本において、動産の登記制度はどのようになっているのか。工場の設備や自動車を抵当に入れる場合は、どのようになっているのか。」などといった不動産以外の財産の登記制度に関する質問もされた。これらの質問に対しては、実務で活用されている動産の譲渡担保の説明や、現在、動産担保の公示機能を果たしている動産の譲渡登記制度が創設された経緯や、動産登記には不動産登記と違って表題部がなく、権利の変動過程のみが登記されていることなどが説明された。そして、工場の設備や自動車などを抵当権の対象とする場合には、工場抵当法や自動車抵当法といった特別法に基づいて抵当権の設定がなされていることなどが説明された。

そのほか、「建設途中の建物を登記することは可能であるのか。」という登記の対象に関する質問もされた。これに関しては、完成前の建物は存在していないので、これを登記することはできないという説明がされた。

(5) 研修員の感想

研修員らは、講義・質疑応答などを通じて、不動産登記制度が市場経済において取引安全を図るための公示機能を有していることや、物権が成立することとその物権が変動することを区別することが重要であり、登記は成立した物権の変動過程を正確に反映したものであるという不動産登記制度の意義に関する理解を深めることができたことと述べていた。また、研修員らは、登記のワンストップサービスを提供すること、つまり、1か所の窓口で、一つの登記を見れば、当該不動産に関するすべての権利義務関係を把握できるようにすることが国民の利便にかなうということもよく理解できたと述べていた。

団長のロン司法省国家担保取引登録局長は、ベトナム不動産登記法案を起草する上で、本研修で得た知識を生かし、できる限り早期に不動産登記法を成立させたいなどその抱負を語っていた。

また、研修員らは、東京法務局での見学において、日本の迅速な登記事務処理手続や、最新のオンライン登記システムなどを直接見聞することができたことから、今後、日本の不動産登記実務を参考にしながら、国民の利便にかなった迅速かつ簡易な不動産登記システムを構築していきたいなどと述べていた。

4 所感

上記のとおり、本研修では、不動産登記法の起草責任機関であるベトナム司法省国家担

保取引登録局のロン局ら7名が研修員として来日し、不動産登記制度の意義及び目的等についてベトナム民法共同研究会委員から集中的に講義を受け、その後、同委員らに対し、質問をしたり、同委員らと積極的に議論をしたりした。今回の研修は、研修員が7名という比較的小規模の研修であったため、個々の研修員が同委員らに対し、積極的に質問をし、同委員らとの間で、自由かつ達に議論をしていたように思われる。

このような講義・質疑応答及び議論を通じて、研修員たちは、改めて不動産登記制度についての知見を深めるとともに、今後、ベトナムの不動産登記法案を起草する上での問題点を抽出し、これに関連する現行法令が抱える問題点なども発見し、整理・検討していくべき方向性を見いだすことができたように思われる。

また、東京法務局での見学において、研修員らは、最新の日本のオンライン登記システムや迅速な登記事務処理手続などを直接見聞したことから、この見学で体験した日本の不動産登記実務のノウハウを参考としながら、今後、ベトナムにおいて、不動産登記制度を構築していくものと思われる。

このように本邦研修には、複数の学者から集中的に講義を受け、複数の学者と議論をしたり、また、実務を実際に体験できるという大きな長所がある。今後も、ベトナム不動産登記法の成立に向けて、ベトナム民法共同研究会や日本人現地専門家と協力して、ベトナム側に対し、必要な助言、支援を続けていきたい。



第31回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官：森永教官，西岡教官 専門官：稲元主任専門官，中山主任専門官]

研修実施場所：JICA東京国際センター，法務省赤れんが棟

月日	曜日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
8 / 16	日	入国				
8 / 17	月	オリエンテーション(JICA) TIC SR16	12:00～ オリエンテーション (ICD) TIC SR16	見学及び講義 東京法務局見学及び登記官によるオンライン登記システムの説明等	東京法務局	
8 / 18	火	10:00-10:30 事務次官表敬 法務省第2会議室	10:40- 法務総合研究所長表敬 所長室	「ベトナム不動産登記法及び担保取引登録法最新草案の検討会①」 ベトナム側からの現状説明(問題点の発表)	赤れんが棟 共用会議室	
8 / 19	水	不動産登記制度に関する講義(終日) 講師：ベトナム民法共同研究会委員				TIC SR16
8 / 20	木	「ベトナム不動産登記法及び担保取引登録法最新草案の検討会②」 ベトナム民法共同研究会委員及びベトナム研修生による意見交換				TIC SR16
8 / 21	金	総括(質疑応答等) TIC 別館2階JICA-NETルームC,D		評価会・終了式	TIC SR16	
8 / 22	土	帰国				

～ 国際研修 ～

平成21年度カンボジア法整備支援研修

国際協力部教官

西村 恵三子

第1 はじめに

国際協力部では、2009年9月9日（水）から同月17日（木）まで、カンボジア法制度整備支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、カンボジア司法省職員である以下の8名である。

司法省次官補	カオ・ルット氏
司法省次席監査官	チュオン・テッチ氏
司法省付判事	ティット・ルッティ氏
司法省民事局長	トーイ・タリット氏
司法省検察局長	ソー・プムラ氏
司法省監察官	キー・チット氏
司法省監察官	ソッチ・ソパナラ氏
司法省総務局長代理	パン・チャンリー氏

第2 本研修実施の背景

カンボジアは、内戦終結後、日本を含む諸外国や国際機関の支援の下、国内の社会基盤を整えつつ、国際社会へ参画するための土台を構築する途上にある。特に、2004年7月に発足したフン・セン政権においては、「四辺形戦略」、すなわち、①農業セクターの強化、②更なるインフラの復興と建設、③民間セクター開発と雇用創出、④キャパシティビルディングと人材開発を4つの柱とし、汚職防止や司法・行政改革を最優先事項に掲げた「グッド・ガバナンス」の確立を目指している。

わが国も、カンボジアからの要請を受けて「グッド・ガバナンス」の確立を支援してきたところ、1999年から開始された「法制度整備プロジェクト（フェーズ1）」を通じ、民法及び民事訴訟法草案の起草支援を行い、2003年3月には両草案をカンボジア司法省に引き渡した。

その後、2004年4月には、民事訴訟法及び民法の立法化並びに両法に関する周辺付随法令の起草支援を主眼とする「法制度整備プロジェクト（フェーズ2）」が開始され、2006年7月の民事訴訟法公布、2007年の民事訴訟法適用並びに民法成立及び施行により（民法については現在適用待ち）、2008年4月に同プロジェクトは終了した。

しかしながら、民事訴訟法及び民法を適切に運用するための不動産登記法、供託法等の関連法令・制度の整備、法制度運用のための人材育成などが必要であったことから、2008年4月より、司法省が民法・民事訴訟法を適切に運用するに当たって必要な施策を自ら行う能力の育成を主眼とした「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」が開始された。

本研修は、独立行政法人国際協力機構（JICA）による上記「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」の一環として、司法省関係者を日本へ招へいして実施するものである。

第3 本研修の概要等

1 本研修の目的

供託制度は、民法における債務の消滅事由となる弁済供託のほか、民事訴訟法上の規定に基づく寄託（以下「裁判上の寄託」という。）を機能させるために必要不可欠であり、不動産登記制度や公証人制度等とともに、その整備が急務となっている制度の一つである。



カンボジアにおいては、当初、弁済供託及び裁判上の寄託が手続的には同じであることを考慮し、民事訴訟法及び民法の施行に当たっては、近い将来「供託法」が立法されることを前提として立法作業が進められてきたが、両法案立案の最終段階において、民法が制定を予定している供託法については、立案・制定・施行の早期実現が極めて困難になったため、2008年末より、裁判上の寄託手続のみを定めた裁判寄託省令の起草を先行して開始した。

これまで、民法が予定している弁済供託と同様の制度を有していなかったカンボジアでは、起草班メンバーにより、弁済供託の要件・効力等の実体法の理解、供託先の決定、関連機関の整備等の手続的問題点の洗い出し、裁判寄託省令との関係調整など、起草班による様々な問題点の検討が行われてきた。

しかし、供託法起草のためには、民法上の供託制度のほか、裁判上の寄託との整合性、具体的な手続のあり方など、供託制度全般についての更なる理解が必要であるため、本研修を実施することとした。

2 カンボジア側の事前準備状況等

本研修に至るまでの間、供託法起草メンバーは、長期専門家清原博氏の支援の下、ほぼ一、二週に1度の割合でワーキンググループを実施し、供託法及び関連法等についての理解を深めてきた。

そして、本研修前には、カンボジア側からの提案により、清原氏の助力を得つつ、自らの手により供託法草案の起草がなされた。

もとより、研修開始前に提出された供託法草案は更なる追加・検討や再考が必要であ

ることは起草メンバーも自認するところである。とはいえ、法制度整備プロジェクトもフェーズ3に至り、民事関係法の起草の基軸を日本側からカンボジア側へ漸次的に移す必要が生じているところ、カンボジア起草班メンバーが自らの手で起草作業を行うのは初の試みであり、カンボジア側のオーナーシップが着実に育成されつつあることを示す事実であるため、本稿において御紹介する次第である。

3 講義

(1) 民法作業部会委員による講義

本研修では、まず、カンボジア民法作業部会委員により、民法における供託関連分野についての講義が行われた。この中では、供託制度の概要、種類、弁済供託などについての説明がなされ、研修員からは供託の根拠となる実体法や、不服申立ての方法などについての質問がなされた。

(2) 法務省民事局付による講義

東京法務局見学に先立ち、法務省民事局供託担当局付による供託法実務についての講義が行われた。カンボジア側は、日本の供託事務が旧大蔵省から旧司法省へ移管された経緯について関心を示しており、この点についての説明がなされたほか、日本の法務局についての説明もなされた。

(3) 民事訴訟法作業部会委員による講義

上記講義及び東京法務局見学を踏まえ、2日間にわたり、カンボジア民事訴訟法作業部会委員による供託法講義が行われた。この講義では、民法上の供託のみならず、裁判上の寄託、具体的な手続の在り方などについての説明がなされ、本年中に成立見込みである裁判寄託省令は、供託法に吸収されるのが望ましいとの見解が示された。これについては、カンボジア側も一定の理解を示した上、引き続き検討をすることであった。また、研修員からの質疑も、現金の管理方法、法務省が供託事務を所管する理由、条文解釈など、多岐にわたった。

4 見学

本研修では、東京法務局において、供託実務についての見学を行った。

冒頭で、東京法務局民事行政部長及び同供託一課長より、法務局が取り扱う事務全般及び供託手続についての概要説明があり、その後、供託の受入・払渡事務の現場を見学し、質疑応答がなされた。

見学後も引き続き質疑がなされ、有価証券の取扱いや申請書類の記載内容についてのなどの質問がなされ、一つ一つ丁寧な回答をいただいた。

供託所が1日で扱う現金の金額の多さ、その多さにもかかわらず計算違いなどの過誤が皆無であることなどは、研修員にとっては非常に興味深かったようである。

5 供託法草案プレゼンテーション及び検討会

本研修の最後に、2日間にわたり、カンボジア側起草にかかる供託法草案のプレゼンテーションがなされ、引き続きこれに対する検討会を実施した。

研修員は、これまでの講義・見学を踏まえ、プレゼンテーションに向けて深夜まで検

討を繰り返したとのことである。このようなプレゼンテーションを実施することはもとより初の試みであり、これもカンボジア側の発案によるもので、供託法起草に向けた意気込みがうかがえるといえる。プレゼンテーションでは、各研修員がそれぞれ役割分担をし、供託法で定めるべき事項、今後検討が必要な事項等についての発表を行った。

その後行われた検討会では、民法作業部会・民事訴訟法作業部会の両委員との意見交換が行われた。ここでは、カンボジア側から、供託事務は司法省の管轄下の機関が扱うべきであるとの考えや、カンボジアでは日本ではほとんど用いられていない物品供託が多くなると見込まれること、当事者の合意による寄託の取扱いを供託所に行わせたい旨の意見が出された。これらに対し、委員からは、カンボジアの現状を踏まえつつ、慎重に検討すべきであるとの説明がなされた。

第4 終わりに

本研修は、事前にカンボジア側が自らの発案で草案を起草した上で臨んだ初の研修であり、非常に大きな意義があったと感じている。供託制度の基本を理解するという本研修の目的を達成したのみならず、自ら起草に主体的に関わることで、改めて起草作業の困難さを実感しつつ、講義などを通じて今後の検討課題を再認識することができたと思われる。

本研修に当たり、御多忙の中、長時間にわたり講義や検討会への出席をしていただいた東京高等裁判所柳田幸三判事、同南敏文判事、明治大学新美育文教授、学習院大学能見善久教授、同野村豊弘教授、法務省吉野太人民事局付、供託実務の見学という貴重な機会をご提供くださった東京法務局の皆様に対し厚く御礼申し上げます。

また、研修外でも研修員を助けていただいた研修監理員の天川芳恵氏、研修監理員補助のサー・セネラ氏、本研修の実施に御協力いただいた財団法人国際民商事法センターの皆様にも改めて深く感謝したい。



平成21年度 カンボジア法整備支援研修日程表

[主任教官: 森永教官, 西村教官 事務担当: 瀬井主任専門官, 福岡専門官]

研修実施場所 : 法務総合研究所, JICA東京国際センター

平成21年8月21日 現在

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
9/8	来日 火			
9/9	水	JICAオリエンテーション JICA東京 セミナールーム9	ICDオリエンテーション 宮崎朋紀 法務総合研究所教官 西村恵三子 法務総合研究所教官 JICA東京 セミナールーム9	日本の法務省について 西村恵三子 法務総合研究所教官 JICA東京 セミナールーム9
9/10	木	供託関連民法講義① 能見善久教授(学習院大学法科大学院) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) 赤れんが棟共用会議室	12:15~13:30 供託関連民法講義② 能見善久教授(学習院大学法科大学院) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) 赤れんが棟共用会議室	13:35~記念撮影
9/11	金	10:00~10:15 民事局長表敬 10:30~12:30 日本の供託制度について 吉野太人 法務省民事局局付	見学等 東京法務局等	
9/12	土	供託法講義① 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京 セミナールーム9	供託法講義② 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京 セミナールーム9	
9/13	日	供託法講義③ 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京 セミナールーム9	供託法講義④ 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京 セミナールーム9	
9/14	月			
9/15	火	カンボジア起草草案プレゼンテーション 新美育文教授(明治大学法学部) 南敏文部総括判事(東京高等裁判所) 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが棟共用会議室	検討会① 新美育文教授(明治大学法学部) 能見善久教授(学習院大学法科大学院) 南敏文部総括判事(東京高等裁判所) 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが棟共用会議室	
9/16	水	検討会② 新美育文教授(明治大学法学部) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) 赤れんが棟共用会議室	検討会③ 新美育文教授(明治大学法学部) 野村豊弘教授(学習院大学法科大学院) 柳田幸三部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが棟共用会議室	
9/17	木	評価会・閉講式 JICA東京 セミナールーム12		
9/18	金	帰国		

～ 国際協力の現場から ～

JICA職員，法整備を思う

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

公共政策部法・司法課

川 合 優 子

こんにちは。JICAの川合優子と申します。2006年春に国際協力機構（JICA）に入構し，2009年5月より公共政策部法・司法課にてベトナム・ラオス・東ティモール・ウズベキスタンにおける法整備の担当をしております。皆様には平素大変お世話になっております。

『ICD NEWS』は，公共政策部に赴任した直後，前任者より一番初めに手渡された資料でしたので，今回寄稿させていただくのは大変光栄です。いち法整備ファンとして，国際協力や法整備に対する思いをつづらせていただきたいと思います。

その時，私はまだ，セーラー服を着ていました。

通っていた代々木ゼミナールでの，日本史の先生の一言が，私の将来を変えたのです。

「日本は，世界を相手に多くの戦争を行ってきた。アジアの国々との悲しい歴史もある。でも，世界を良くするために，力を尽くしてきた日本人もいるってことを，知っていてほしい」

そして先生は，「国際協力」そして「法整備」という言葉を口にしました。

国を良くするために，人々を幸せにするために，世界の法律を作るお手伝いをする。

そんな素敵な仕事が，世の中にはあるんだよ，と。

それから約10年がたち，気が付けば，JICA公共政策部法・司法課の席に座っている私。

夢がかなってうれしい！と，客観的には思えるのですが，JICAに入ってから3年半は，理想と現実のギャップに悩み，壁にぶつかり，しかし，ひたすら人の暖かさに助けられた日々だったと思います。

社会人として最初の洗礼を受けたのは，一年目の新人研修で赴任したケニアでした。

「海外と言えば，アメリカ☆」と思っていた世間知らずの箱入り娘にとって，ケニアは，とにかく，すごかった…。

まず、空港に着いたら、野生のキリンがお出迎え。右を見れば牛がヨボヨボ歩いているし、頭上では巨大ハゲタカがワサワサ飛んでいるし、道端は何だかよく分からん動物園状態です。

虫ものびのびと生活していて、みんなお徳用サイズで大きく、そうでなくても虫が苦手なのに、見たことも無い巨大な生命体たちに、何度泣かされたことか。

首都ナイロビは治安も悪く、道を歩けばばかにされ、ちょっかいを出され、大好きなお散歩もオアズケ。

そして、何よりショックを受けたのは、当時心の中で描いていた国際協力のかたち「人の善意で世界が幸せに♪」なんて言うお気楽な構造は、現地には全く存在しなかったことでした。

とある日、ケニア人向けのセミナーを開いたら、みんな日当だけもらって、サッサと帰ってしまいました。

ケニア政府に新規案件の説明をしに行ったら、「我々にとっては、お金をくれる中国の支援が最高なんだ！」とはっきり言われたこともありました。

果てしなく広がるスラムで子供たちがシンナーを吸って死にかけている、その隣に、一握りの勝ち組ケニア人が住む、高級マンションが立ち並んでいました。

すぐ隣で、飢え苦しんでいる人がいるのに。

ケニアの人は、本当に支援を必要としているの？

JICAが国際協力をする意味はあるの？

世界は、本当に良くなっていくの？

そう、現場に行ったら、自分が夢描いていた「国際協力」が、分からなくなってしまったのです。

そんな悩める私を救ってくれたのは、後に親友となる、ケニア人タクシードライバーのMr. キマニでした。

彼とは、出会ったころは、時間を守らないだの、料金をちよろまかすだの、けんかばかりしていましたが、いつも笑顔で気の良いあんちゃんでした。

ある仕事帰りの夜のこと。私は疲れやホームシックが重なり、何だか無性に悲しくなって、タクシーの中で突然泣き出してしまいました。

「ケニアなんて大嫌い！今すぐ帰りたい…。」

そんなことを言い放った私に、彼は怒りもせず、必死になってこう言ってくれたのです。

「ユウコ、笑いなさい。苦しいことがあっても、笑いなさい。きっといつか、良いことが待っているから…」

キマニの暖かいじゅ文のようなこの言葉は、ケニアショックに疲弊した私の心を、暖かく溶かしてくれました。

彼に救われたことで、「ケニア人を助けよう」という考え自体が間違っていたこと、国際協力だろうがタクシードライバーだろうが、ただ自分ができることをする、それこそが尊いのだということ、言葉にすると当たり前ですが、やっと心からそれが分かったのです。

・・・月日は流れ。

2009年春より、公共政策部法・司法課でお世話になることになりました。

公共政策部に赴任する前は、全国9か所にある国内機関の一つである「JICA地球ひろば」というところで、国民の皆様に国際協力を理解していただくためのイベントや広報活動、子供たちに世界の事を伝えるための教材作成、NGOや大学生など国際協力の担い手を育てる研修など、現在とは180度違った仕事をしていました。

そのため、今の部署に来て半年たった現在でも、知らないことや学ぶことばかりで、新しい発見が満載の日々を送っています。

一方、仕事を進めていく中で、またしてもギャップや悩みも生まれています。

法整備支援がひ益者にちゃんと届くにはどうしたらいいんだろう。(その前に、法整備支援の「ひ益者」って、だれを思い描けばいいんだろう)。

どういう法整備の案件が良い支援とされるんだろう。(つまるところは、法整備案件は何をもって評価するんだろう)。

日本にいと現場が遠く感じるけれど、どうやって現場感覚を持てばいいんだろう。(その前に、「現場」って、どこを指すんだろう)。

JICAがすべきことって、何だろう…。

答えはまだ見つかりません。しかし、今は、悩むことがとても楽しいのです。

それは、法整備支援が、人に恵まれた仕事だと感じる人が多いからです。

各部会の先生方、法務省の皆様、現地専門家の方々、大学の先生方、通訳の方々、JICA国際協力専門員、その他にも法整備を支えてくださる多くの方々が、海外の法律についてアツク議論し合い、法整備支援に真剣に向き合っている姿を拝見し、例え今は答えが分からなくとも、ここにはいっぱいヒントが隠されている、と確信しているのです。

また、そんな私にとって、今年8月の法整備シンポジウムは、大変印象的なイベントでした。

当日は、法整備ファンにはたまらないベストメンバーの皆様がパネリストとして勢ぞろいし、会場は200名以上の大学生の熱気に包まれました。それは、長年法整備に携わっていらっしゃる先代の皆様方、そして現在も、現地の人々と一緒に、汗を流して活動されている方々の、地道な、ひたすら地道な努力が、現地で実を結び、その小さな実が、日本でも若い芽となって育っている結果だと、心から思います。

そして同時に、時代は変わったのだな、と痛感しました。

「国際協力なんて、いつまでばかみたいな夢を描いてるんだ！きちんとしたところに就職しろ！」と、親に勘当される時代でもなく(川合家で起こった実話)。

「僕は、君の国際的な感覚がイマイチ理解できない」と、弁護士タマゴの彼にフラれる(右に同じ)時代でもありません。

世界のために働きたいという若者が増え、正に市民権を得ようとしています。シンポジウムで学生さんたちが必死でメモを取る姿は、とても頼もしく、また彼らを育てようという法

務省初め関係者の皆様の心意気に、多大なる感銘を受けました。

法整備支援の未来は、実に明るい！

(蛇足ですが、勘当宣言をした親は、今となっては「ベトナム豆知識」をYAHOOで調べては娘にひけらかしてくるほどの国際協力ファンになってくれました。ありがたや…。)

今は、法整備支援のほんの端っこでも、こうやってかかわらせていただけることを、改めて幸せに思っています。悩み多き年ごろではありますが、前に進むため、皆様から少しでも多くの事を吸収し、少しでも現地の方々が喜ぶ国際協力が成就するよう、日本から微々ながら尽力していきたいと思っています。

今後とも、皆様より御指導御鞭撻いただけますよう、何とぞよろしく願いいたします。

— 編集後記 —

私が、法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門への異動を命ぜられてから、早くも半年余りが経過しました。矯正施設に勤務していた私にとって、法務総合研究所とは「犯罪白書」を作っているところであり、研究も、統計もできない、まして国際協力なんて想像もできない、という状態で転勤してきたものですから、毎日が新しいこととの出会いです。とりわけ、私にとっての「法律」とは、「当然守るべきものとして遠くのだれかが作ってそこにあるもの」でしたので、それがなくて困っている国があり、法整備を求める人がいること、それを知ること自体が発見でした。法制度整備支援の活動は、プロジェクトとして一定の目標に向かって計画的に進められるべきものではあるのですが、実際にその成果が相手国で機能するようになるためには、長い時間を要します。このことは、目的に向かって協同し、その過程でぶつかり、相互理解を深めてゆく人間の営みの姿そのものでもあるように思えます。私にとって紙に書かれた法律は冷たく、味気ないイメージでしたが、そこに至るプロセスには多くの人の熱い情熱が注がれていたのです。

さて、今号は本年8月28日に開催しました法整備支援シンポジウムの特集号です。午前中の基調講演から、午後の二つのパネルディスカッションまで、一日かけて法整備支援のこれまでの歩みと今後の展望を学生や司法修習生を中心とした若い人たちに伝えるイベントでした。講演中の質疑応答のみならず、休憩時間もフロアで熱心に語り合う参加者の姿が印象的でした。若い参加者が、法制度整備支援の将来を自分のものとして真剣に語る様子は、私にはまぶしくもありました。

今号の特集ではシンポジウムの記録だけでなく、御参加くださった方からも多くの御寄稿を賜り、掲載しています。こういったものからも、シンポジウムの雰囲気を感じていただけるのではないのでしょうか。

「巻頭言」にはJICA公共政策部長の中川様に、御寄稿いただきました。

「国際研修」では8月のベトナム、9月のカンボジアの本邦研修の実施報告を掲載しています。

「国際協力の現場から」にはJICA公共政策部の川合様が、法整備への思いをつづってくださいています。

私自身が法制度整備支援の現場の片隅で何かできるわけではないかも知れません。しかしながら、世の中を良くしようと知恵と力を尽くす人々のすぐそばで過ごす時間は、人生を豊かにしてくれそうな気がしています。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様に、深くお礼申し上げます。

国際協力専門官 石井涼子